

# はじめに

春日部市では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことに伴い、平成27年3月に「春日部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでまいりました。



近年、我が国においては、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少が、社会経済をはじめ子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。

このような中、本市では、子育て支援に係る問題と真摯に向き合い、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、地域社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、前期計画の基本理念である「明るい笑顔 つながる地域 みんなで子育てかすかべっ子」を継承し、時代のニーズに応じた施策を推進することで、楽しく子育てができ、本市に暮らすすべての“かすかべっ子”が健やかに成長するまちを目指します。

また、きめ細かな支援を届けていくためには、市民や企業など地域の関係団体の皆様とともに社会全体で取り組む必要があります。今後もより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただき、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました春日部市子育て支援審議会委員や関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

春日部市長 石川 良三



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の背景・目的 .....	1
2. 計画の性格と法的位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	4
4. 計画の期間 .....	4
5. 計画策定体制 .....	4
第2章 子ども・子育てに関する状況 .....	5
1. 人口・世帯の状況及び人口推計 .....	5
2. 出産等の状況 .....	10
3. 就労状況 .....	11
4. 子ども・子育て支援サービスの実施状況 .....	13
5. アンケート調査結果概要 .....	20
6. 第1期計画の進捗状況 .....	29
第3章 計画の基本的な考え方 .....	31
1. 計画の基本理念 .....	31
2. 基本目標 .....	32
3. 計画の体系 .....	33
第4章 子ども・子育て支援事業の推進 .....	34
1. 教育・保育提供区域の設定 .....	34
2. 教育・保育施設の確保 .....	36
3. 地域子ども・子育て支援事業の確保 .....	43
第5章 基本施策の展開 .....	54
基本目標1.多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備 .....	54
基本目標2.子どもの健やかな成長の支援 .....	65
基本目標3.地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり .....	79
基本目標4.すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり .....	99
第6章 計画推進に向けて .....	112
1. 多分野との連携・協働による推進 .....	112
2. 計画の点検・評価と推進体制の充実 .....	113
資料 .....	114
1. 計画の策定経過 .....	114
2. 策定体制（春日部市子育て支援審議会、庁内推進委員会） .....	115
3. 事業一覧（基本目標1～4の施策・事業一覧） .....	121
4. 用語解説 .....	127
5. 市の取組（年表） .....	129



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・目的

我が国の少子・高齢化は急速な進行が続いている。子どもを産む世代の人口が減少しつつある中、晩婚化・未婚化の進展と出生児数の減少が見受けられ、合計特殊出生率\*は横ばいで推移しています。こうした中で、女性の社会進出による共働きの子育て世帯は増加し、就学前の保育所待機児童\*問題や就学してからの放課後児童クラブ不足の問題などが表面化しています。子どもの数は減少しているものの、低年齢児をもつ親からの保育ニーズは増加していることから、安心して子どもを産み育てるための環境の充実がさらに重要となっています。

これまで、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」に基づき、総合的な少子化対策の取組をはじめ、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法\*」に基づく、子ども・子育て支援新制度\*を実施してきましたが、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大しています。子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現のため、すべての子どもが幼児期から教育・保育の場を利用でき、質の高い教育・保育が安定的に提供されること、また人格の基礎形成において重要な乳幼児期では、発達に応じた適切な保護者の関わりが必要とされています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17の目標が示されており、日本政府においても「女性と次世代」をキーワードの一つとしています。そのような中、子ども・子育て支援に関する施策は関連性の強い項目が多く、率先して取り組んでいく必要があります。

本市においては、「春日部市次世代育成支援行動計画」の内容を包含した「春日部市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）に基づき、「第2次春日部市総合振興計画」に示された、まちの将来像の実現や他の各関連計画との整合を図りながら、「子育て世代に選ばれるまち」を目指し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援や母子の健康づくり、青少年の健全育成などを総合的・計画的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組を見直しながら、本市における子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の推進にあたっては、市民ニーズに応じて教育・保育の「量」を確保することはもちろん、本市としての子ども・子育ての「質」を確保することが重要です。

\*は、資料編「4. 用語解説」に説明が載っている用語を表しています。

## 2. 計画の性格と法的位置づけ

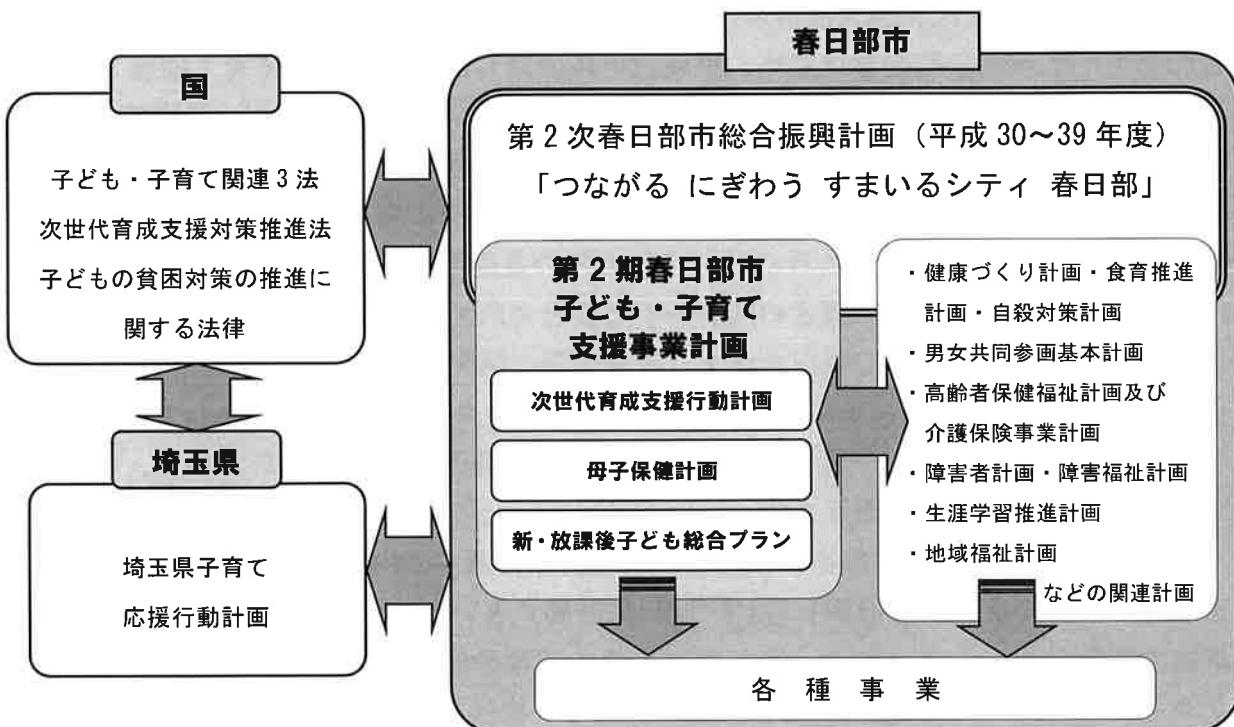
### 1) 子ども・子育て支援法の第61条に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画\*」として策定します。

### 2) 市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画

本計画は、「第2次春日部市総合振興計画」をはじめ、子どもの福祉または教育に関する事項を定める、他の関連計画と整合性を持たせた計画とし、本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画として位置づけます。

計画の位置づけ



### 3) 次世代育成支援行動計画・母子保健計画を包含した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで延長されており、仕事と子育て支援の両立を図るために見直しが行われました。

少子化の傾向に変わりはなく、引き続き子ども自身や家族、地域社会への影響が懸念される状況であることから、子育てについては、父母その他の保護者が第一義的責任を持つことを基本としつつも、市全体・地域社会全体で子育ち・子育てを支援する必要があるという認識の下、本市では、本計画を「春日部市次世代育成支援行動計画」を包含する計画として策定・推進します。

また、母子保健計画についても、子ども・子育て支援と関連が深いことから、一体的に策定することとします。

### 4) 新・放課後子ども総合プラン及び子どもの貧困対策の方向性を示す計画

新・放課後子ども総合プランを受け、すべての小学生児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、本計画において放課後子ども総合プラン春日部市行動計画の内容を包含し方向性を示す計画として策定します。

また、すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子供の貧困対策に関する大綱に基づき、本計画において子どもの貧困対策の方向性を示し、子どもの貧困対策の総合的な推進を目指すものとします。

### 5) 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGsを通じて、「未来を担う子どもたちに魅力あふれる春日部をつなげていく」という認識の下、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

持続可能な開発目標（SDGs）



資料：国連ガイドラインより

### 3. 計画の対象

本計画の対象は、妊産婦と18歳未満の子どもとその保護者だけでなく、子どもの家族や子どもを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

### 4. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、制度改正等の国の動向により、計画途中年度においても必要に応じて見直しを行うこととします。

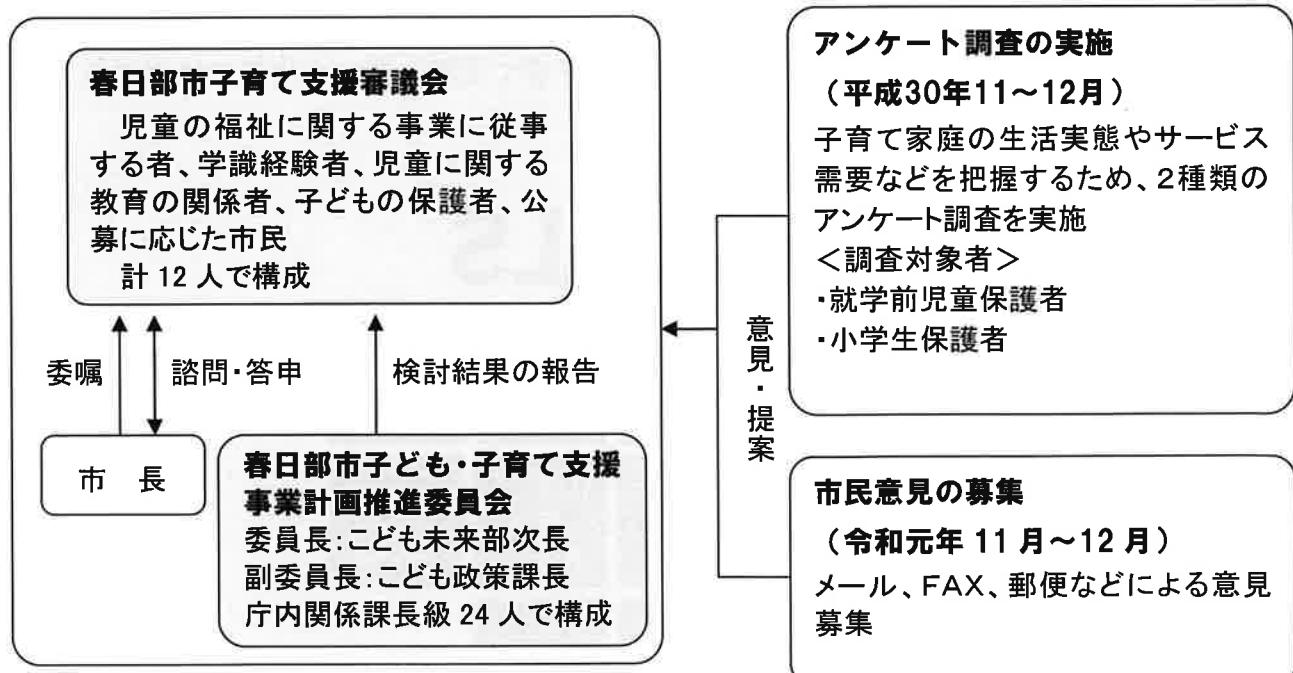
計画期間



### 5. 計画策定体制

子ども・子育て支援法第77条では、本計画の策定にあたってはさまざまな地域の意見を聴く場を確保して本計画を策定し、着実な推進を図ることが示されています。本市では児童の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、児童に関する教育の関係者、子どもの保護者、公募に応じた市民で構成される「春日都市子育て支援審議会」において、市民や専門家の意見を取り入れながら、計画を策定しました。

また、庁内の関係課、課長級職員で構成する「春日都市子ども・子育て支援事業計画推進委員会」にて検討を重ねて計画の策定を進めました。

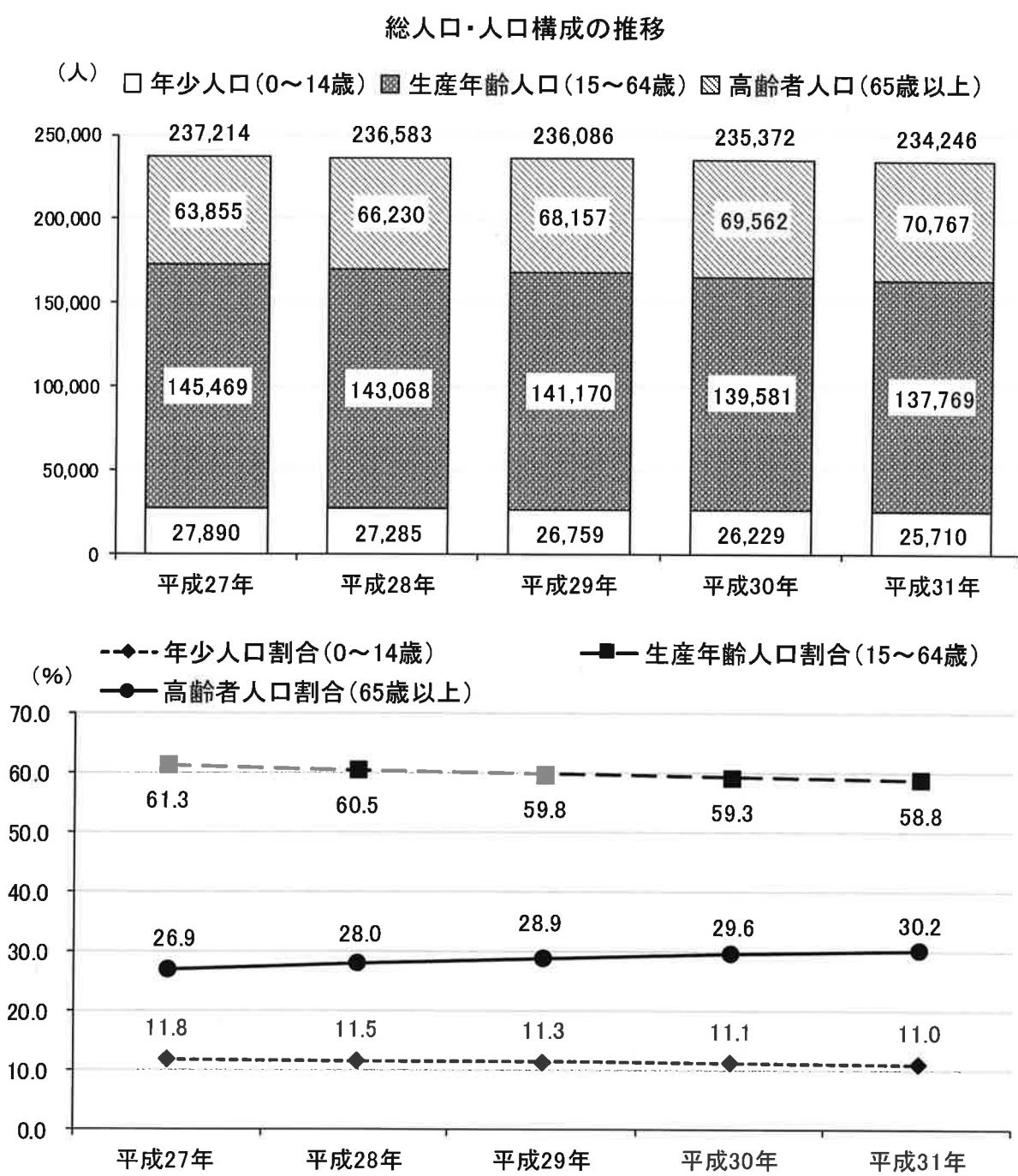


## 第2章 子ども・子育てに関する状況

### 1. 人口・世帯の状況及び人口推計

#### 1) 総人口と人口構成の推移

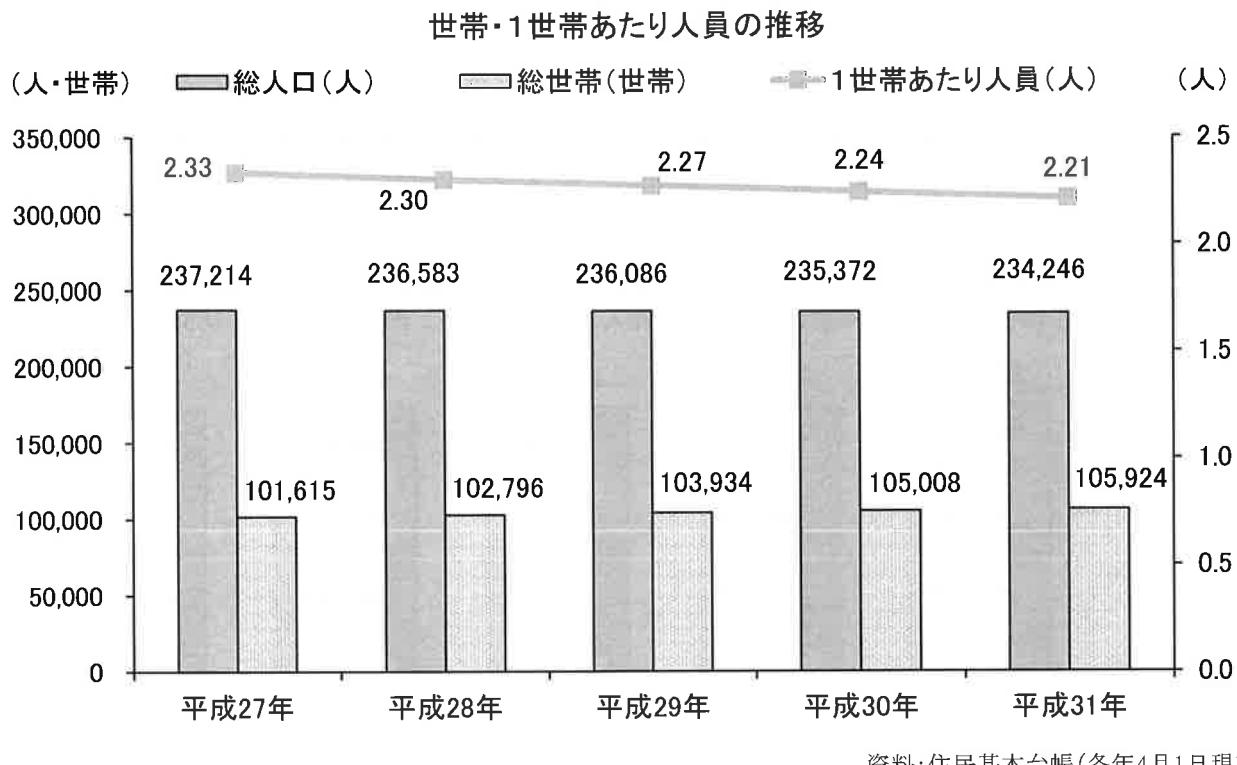
総人口は、平成27年の237,214人から平成31年は234,246人と微減しています。人口構成は、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、生産年齢人口比率は平成27年の61.3%から、平成31年は58.8%に低下しています。平成31年は、65歳以上の高齢者人口が70,000人を超えた一方で、0～14歳の年少人口は26,000人を下回り、年少人口比率は11.0%となっています。



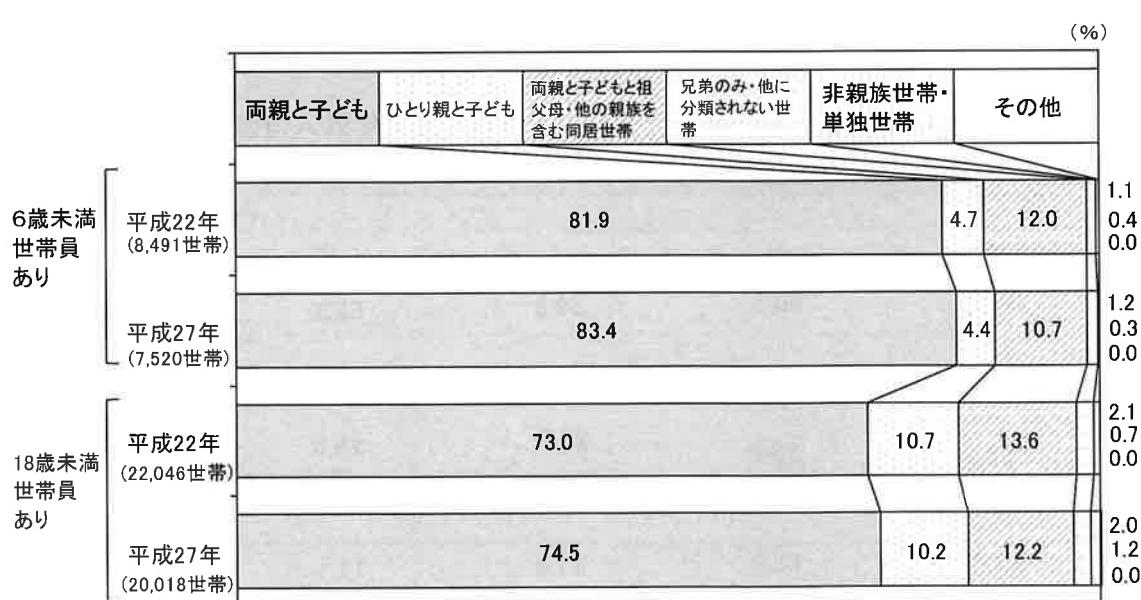
## 2) 世帯数と子どものいる世帯の状況

総世帯数は平成27年の101,615世帯から平成31年は105,924世帯に増加し、1世帯あたり人員は緩やかに減少し、平成31年は2.21人となっています。

18歳未満の子どものいる世帯の構成は、両親と子どもの世帯は平成27年で74.5%を占めており、なかでも6歳未満の子どものいる世帯では80%を超えていました。

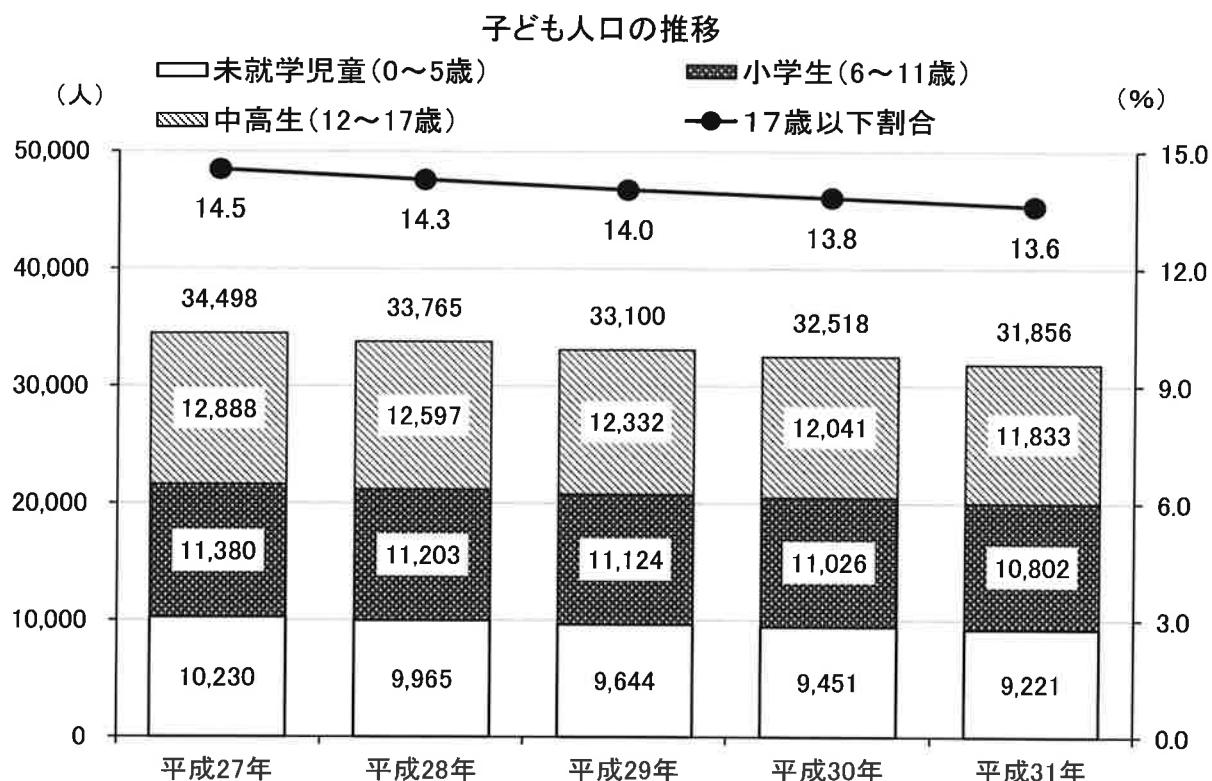


### 18歳未満の子どものいる世帯の構成割合の推移



### 3) 17歳以下人口の推移

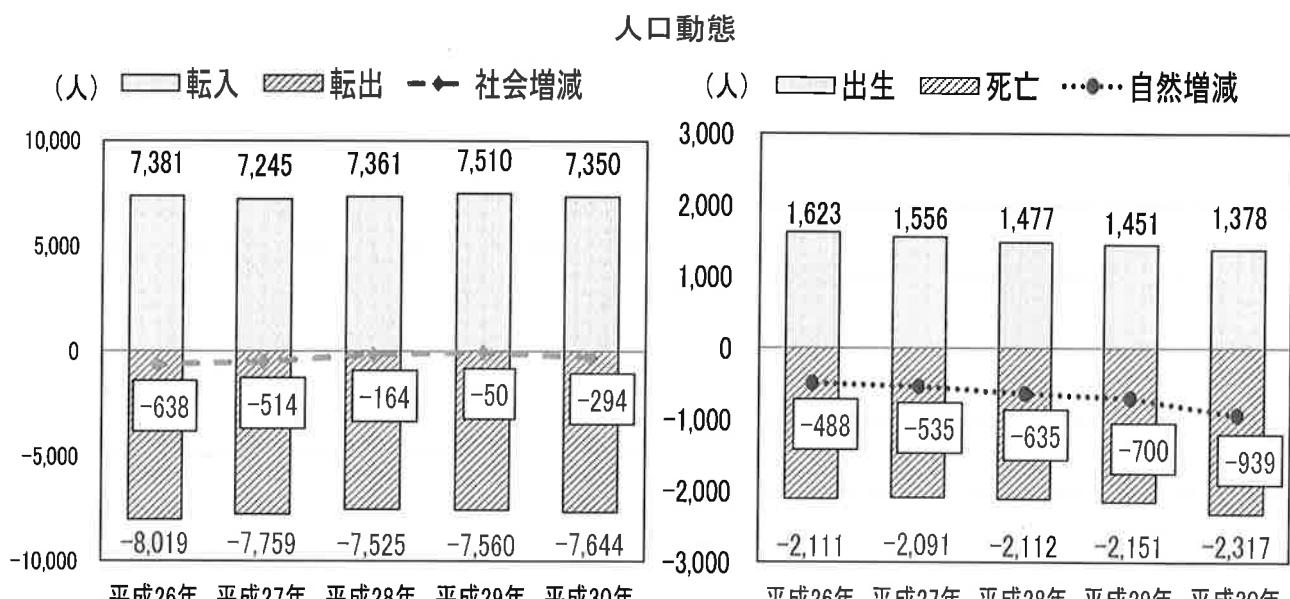
17歳以下の子ども人口は、平成27年は34,498人で、平成31年は31,856人に減少しており、総人口に占める比率は14.5%から13.6%に低下しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

### 4) 人口動態の推移

平成29年は転出による社会減が-50人でしたが、平成30年は-294人となっています。また、近年は自然減においても、平成26年は-488人でしたが、平成30年は-939人となっています。

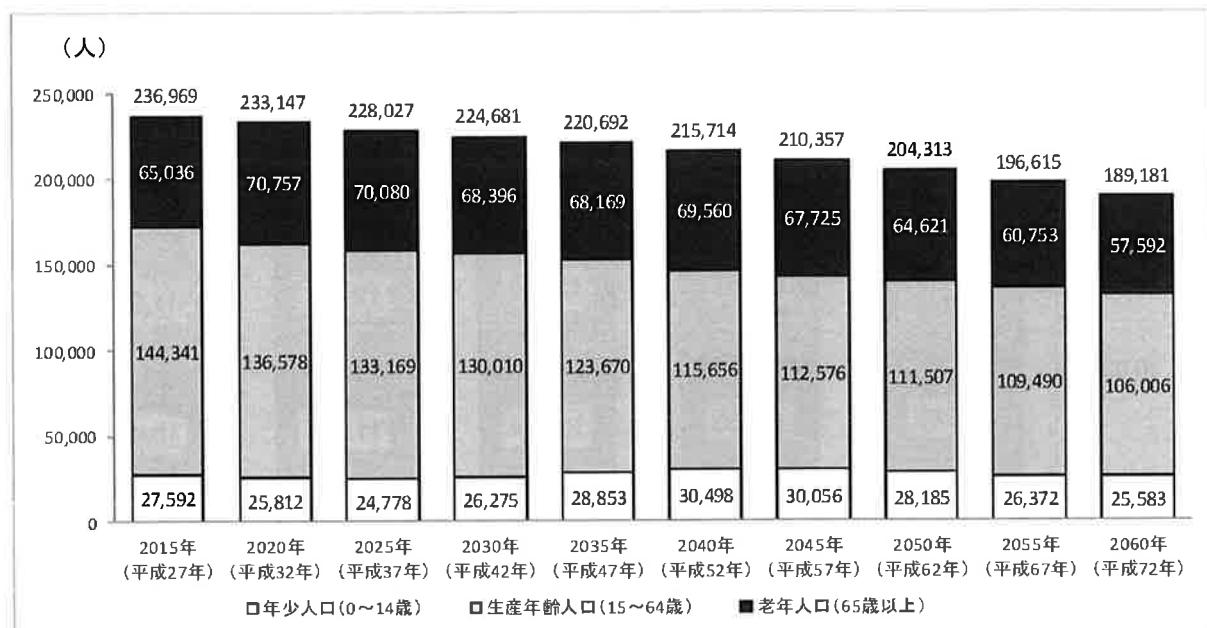


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

## 5) 人口の推計

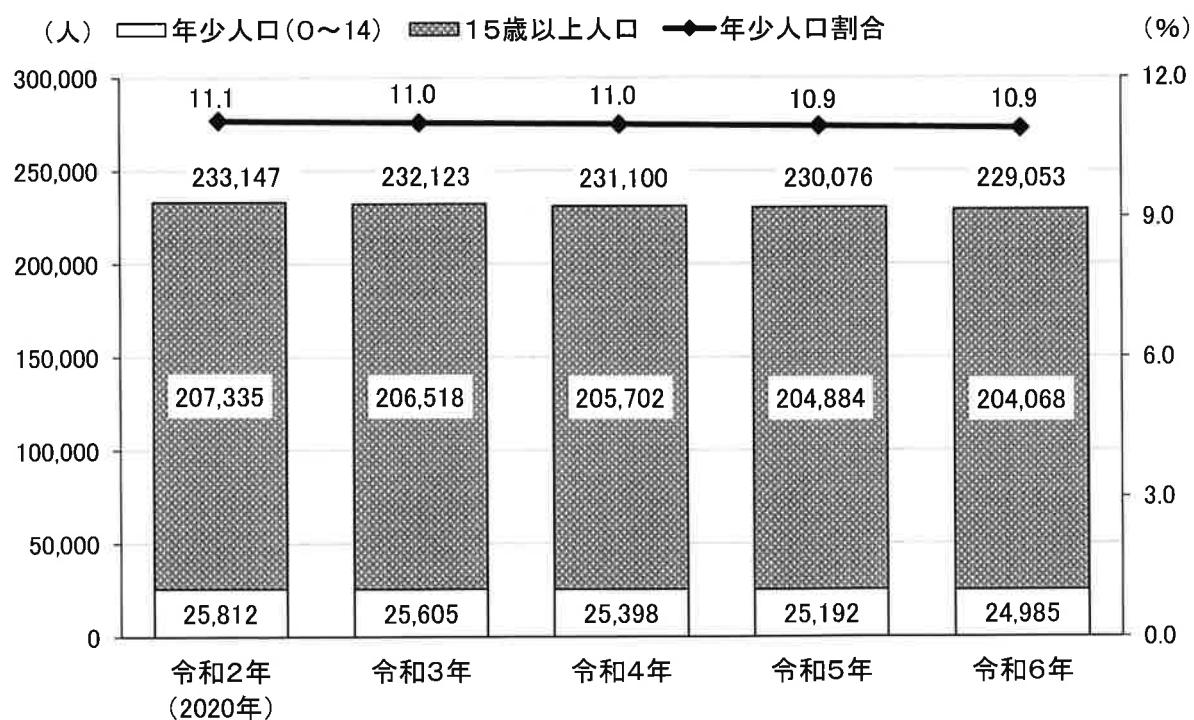
「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示される人口推計を基に、本計画期間の0～14歳の年少人口を調整・推計しました。総人口は、令和2年（2020年）は233,147人、令和6年は229,053人と推計され、年少人口は令和2年（2020年）が25,812人、令和6年は24,985人となり、年少人口比率は令和5年に11%を下回ると見込まれます。

年齢3区分別人口の推計

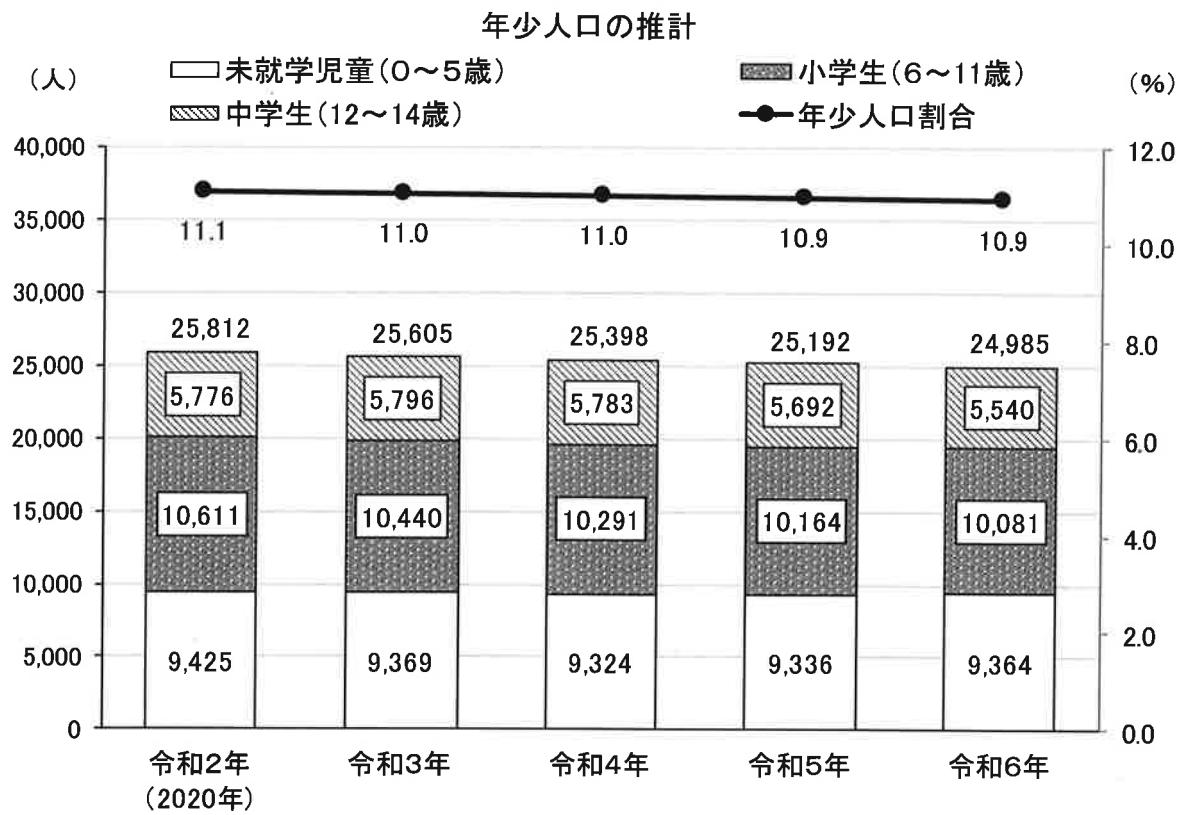


資料:「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

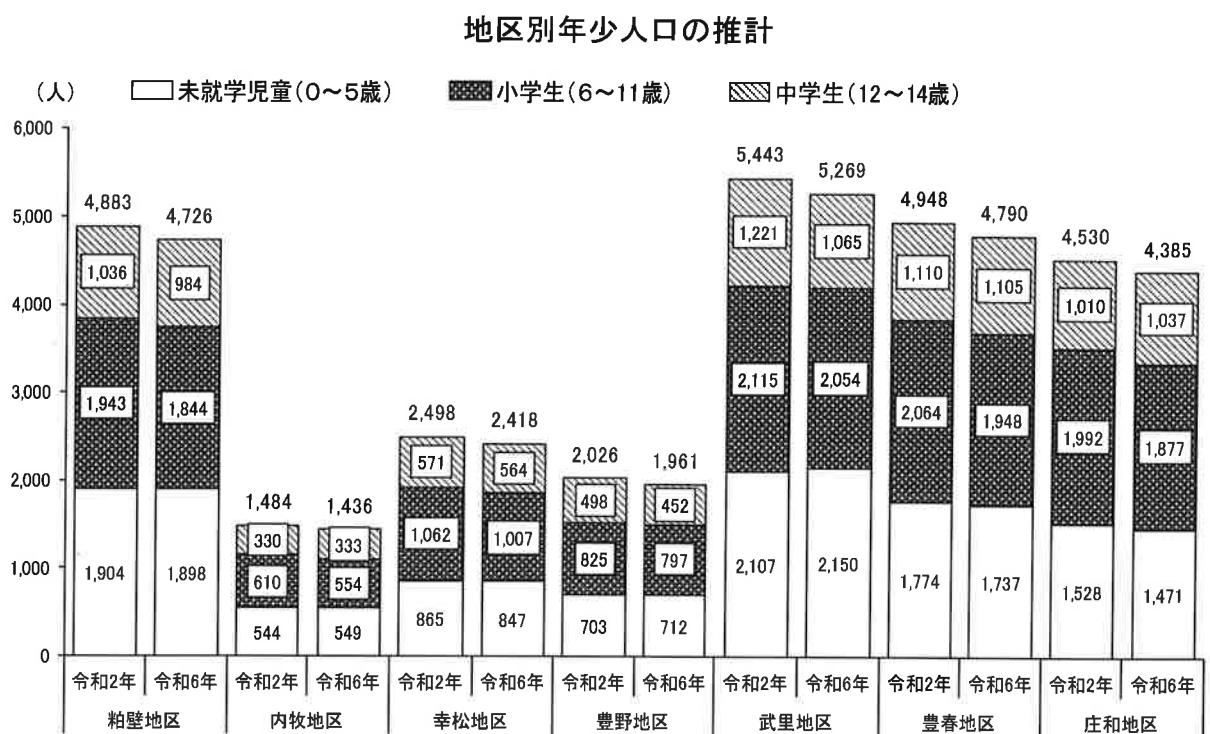
人口・人口構成の推計



（「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口から本計画期間の人数を算出）



（「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口から地区別・年齢別の年少人口を算出）

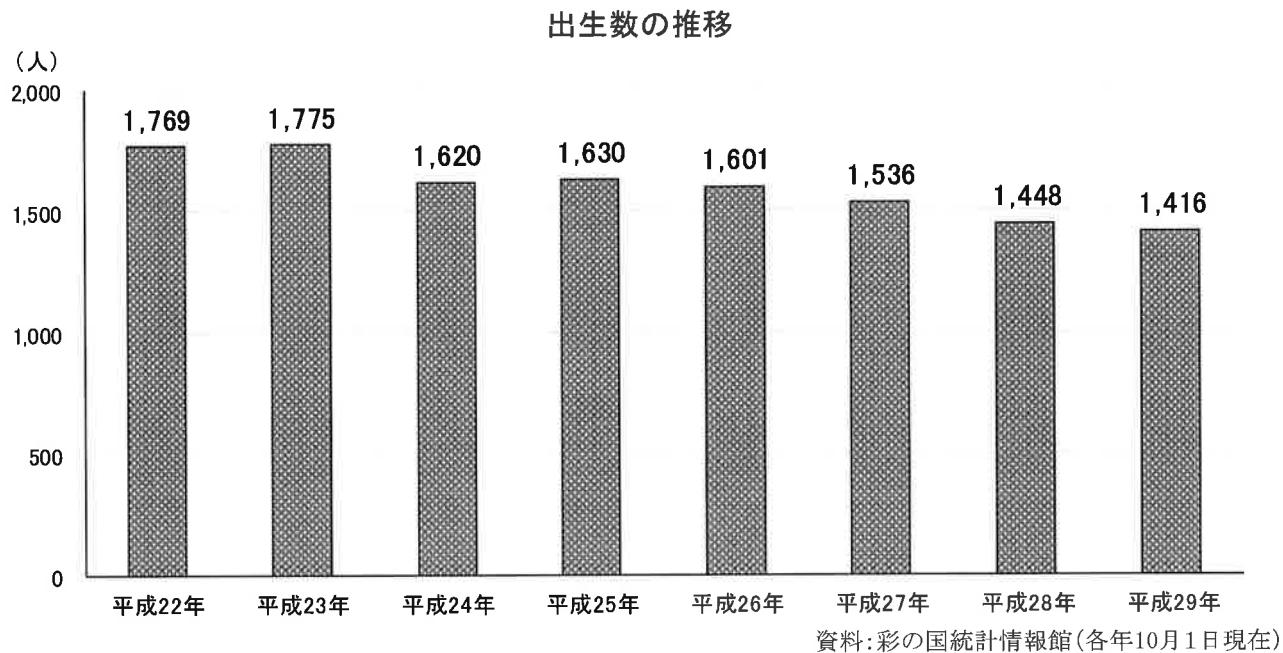


（「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口から地区別・年齢別の年少人口を算出）

## 2. 出産等の状況

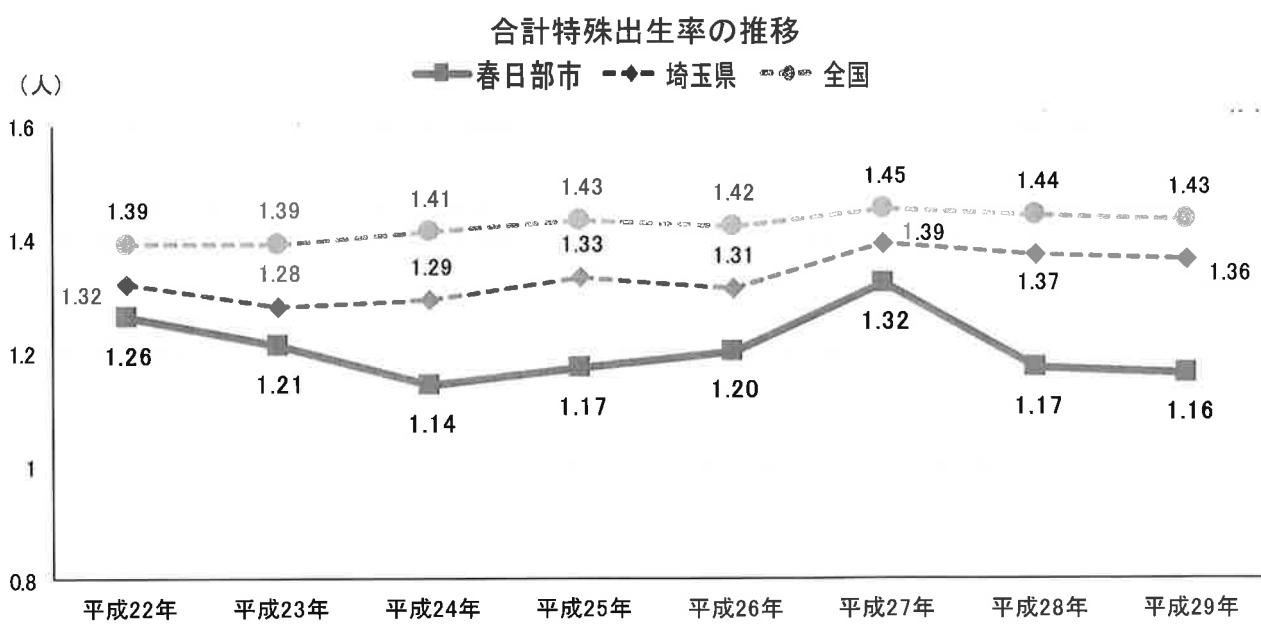
### 1) 出生数の推移

出生数は減少傾向にあり、平成28年に1,500人を割り、平成29年は1,416人となっています。



### 2) 合計特殊出生率の推移

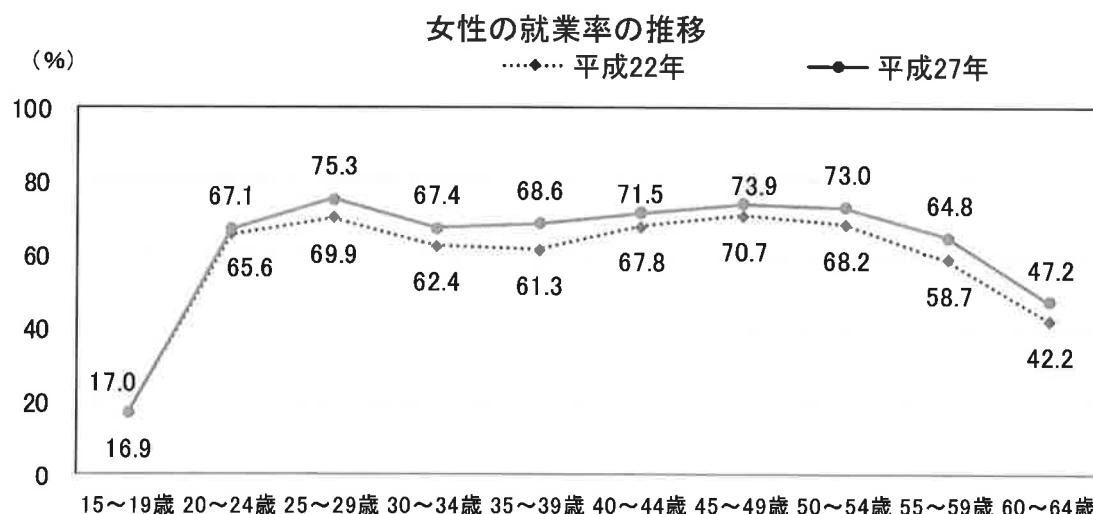
合計特殊出生率は全国及び埼玉県平均を下回って推移しています。全国と埼玉県の合計特殊出生率は平成25年以降概ね横ばいで推移していますが、春日部市は平成27年の1.32をピークに、その後低下し、平成29年は1.16となっています。



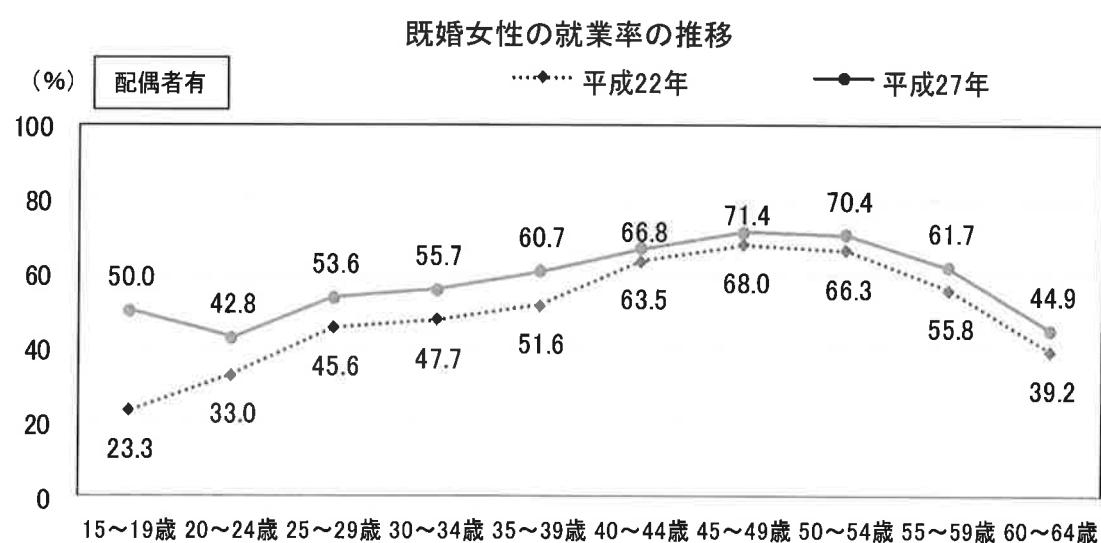
### 3. 就労状況

女性就業率はすべての年代で平成22年より平成27年は上昇しており、30歳代女性の就業率は60%後半とM字カーブ\*の谷が浅くなっています。

また、既婚女性の就業率もすべての年代で、平成22年より平成27年は上昇しており、45～54歳は70%を超えています。平成22年と平成27年では、25～39歳の既婚女性の就業率が高まっています。

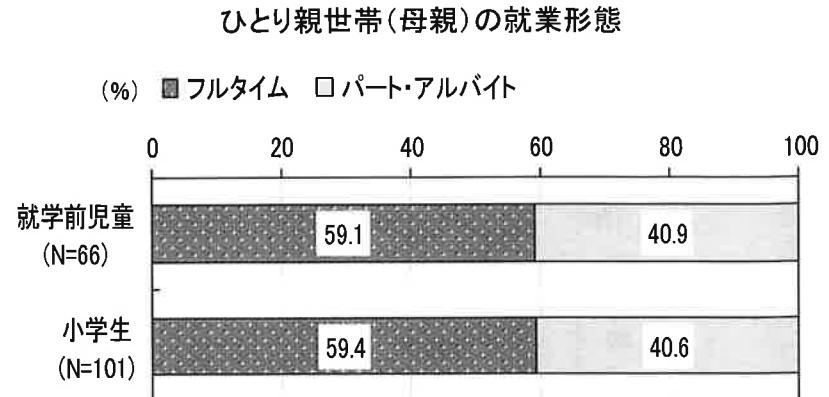
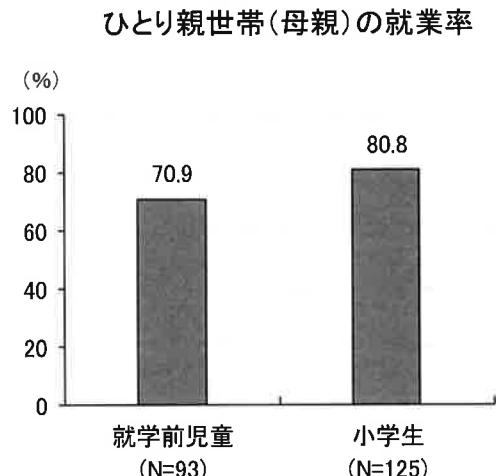


資料:国勢調査



資料:国勢調査

アンケート調査で配偶者のいない母親の就業状況をみると、就業率は就学前児童保護者・小学生保護者の母親で70.9%、小学生保護者の母親で80.8%と高く、就業形態は就学前児童保護者・小学生保護者の母親ともに、フルタイムが59%台、パート・アルバイトが40%台となっています。



資料:アンケート調査

## 4. 子ども・子育て支援サービスの実施状況

### 1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園の定員・利用状況

市内には保育所（園）が30施設、認定こども園\*が6施設、地域型保育事業実施施設が10施設、幼稚園が15施設あります。

保育所（園）の定員（平成31年4月1日現在）

保育所（園）名			定員（人）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	1	武里南保育所	12	28	30	30	30	30	160
	2	第3保育所	9	12	18	20	20	21	100
	3	第4保育所	9	16	18	20	21	21	105
	4	第5保育所	9	12	18	20	20	21	100
	5	第6保育所	6	8	12	11	11	12	60
	6	第7保育所	6	6	9	15	15	15	66
	7	第8保育所	6	8	12	11	11	12	60
	8	第9保育所	6	16	18	20	30	30	120
	9	庄和第1保育所	6	12	18	20	22	22	100
	10	庄和第2保育所		12	12	20	23	23	90
民間	11	春日部保育園	3	8	12	12	12	12	59
	12	三愛保育園	8	16	18	20	24	24	110
	13	小鳩保育園	12	20	24	25	26	30	137
	14	豊春中央保育園	12	20	24	28	28	28	140
	15	やなぎ保育園	3	11	14	14	14	14	70
	16	小渕保育園	5	11	12	14	14	14	70
	17	やはら保育園	14	20	24	24	24	24	130
	18	一の割自然保育園	24	32	40	40	42	42	220
	19	フェアリー・キッズ保育園	6	12	12	13	13	14	70
	20	うらら保育園	6	12	18				36
	21	大増のぞみ保育園	9	16	18	12	12	13	80
	22	信愛保育園	9	12	17	17	17	18	90
	23	まんま～る保育園	6	12	18	18	18	18	90
	24	アートチャイルドケア春日部	6	12	12	12	12	12	66
	25	武里まんま～る保育園	6	10	11	11	11	11	60
	26	小島保育園		8	18	34	30	30	120
	27	緑の森保育園	12	16	18				46
	28	あおぞら保育園	15	16	18				49
	29	森のひろば保育園	12	16	18				46
	30	かすかべ杜の保育園	6	12	18	18	18	18	90
合計			243	422	529	499	518	529	2,740

保育所(園)の通所(園)児童数(平成31年4月1日現在)

保育所(園)名		通所(園)人数(人)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立	1 武里南保育所	12	27	30	29	24	30	152
	2 第3保育所	5	11	16	19	16	20	87
	3 第4保育所	8	16	17	20	19	20	100
	4 第5保育所	7	11	18	18	19	21	94
	5 第6保育所	5	8	11	12	9	12	57
	6 第7保育所	6	8	9	15	14	15	67
	7 第8保育所	5	7	8	12	11	11	54
	8 第9保育所	9	16	18	20	23	24	110
	9 庄和第1保育所	6	12	18	19	20	21	96
	10 庄和第2保育所		11	11	16	13	13	64
民間	11 春日部保育園	2	8	12	11	12	12	57
	12 三愛保育園	7	16	18	22	24	24	111
	13 小鳩保育園	11	20	24	27	27	27	136
	14 豊春中央保育園	8	20	22	28	23	26	127
	15 やなぎ保育園	3	11	14	14	13	13	68
	16 小渕保育園	3	12	14	15	14	16	74
	17 やはら保育園	7	16	19	24	21	22	109
	18 一の割自然保育園	10	30	40	40	41	41	202
	19 フェアリー・キッズ 保育園	3	8	7	12	12	13	55
	20 うらら保育園	3	12	18				33
	21 大増のぞみ保育園	5	14	18	12	11	11	71
	22 信愛保育園	8	14	17	16	18	17	90
	23 まんま～る保育園	6	16	20	22	19	20	103
	24 アートチャイルドケア 春日部	4	7	12	12	10	8	53
	25 武里まんま～る 保育園	5	11	13	11	16	14	70
	26 小島保育園		12	24	29	29	30	124
	27 緑の森保育園	12	16	18				46
	28 あおぞら保育園	3	14	18				35
	29 森のひろば保育園	7	16	18				41
	30 かすかべ杜の 保育園	5	13	16	18	10	16	78
合計		175	413	518	493	468	497	2,564

認定こども園の定員数(平成31年4月1日現在)

施設名	区分	定員(人)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1 認定こども園 ふたば	1号認定				30	30	30	90
	2号認定				20	20	20	60
	3号認定	12	16	18				46
2 認定こども園 こども未来	1号認定				81	81	83	245
	2号認定				25	25	25	75
3 認定こども園 春日部幼稚園	1号認定				39	41	38	118
	2号認定				21	24	27	72
4 幼保連携型 認定こども園 武里幼稚園	1号認定				40	45	45	130
	2号認定				16	16	16	48
	3号認定	4	8	15				27
5 認定こども園 とよはる こども学園	1号認定				56	56	56	168
	2号認定				20	20	20	60
	3号認定	6	18	18				42
6 内牧幼稚園	1号認定				38	38	38	114
	2号認定				16	16	16	48
	3号認定	3	8	12				23
合計		25	50	63	402	412	414	1,366

認定こども園の通所児童数(平成31年4月1日現在)

施設名	区分	定員(人)						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1 認定こども園 ふたば	1号認定				17	22	20	59
	2号認定				20	20	19	59
	3号認定	12	16	18				46
2 認定こども園 こども未来	1号認定				55	62	56	173
	2号認定				28	31	38	97
3 認定こども園 春日部幼稚園	1号認定				17	40	41	98
	2号認定				13	14	9	36
4 幼保連携型 認定こども園 武里幼稚園	1号認定				28	19	35	82
	2号認定				12	6	8	26
	3号認定	0	6	10				16
5 認定こども園 とよはる こども学園	1号認定				34	23	30	87
	2号認定				16	8	11	35
	3号認定	5	14	11				30
6 内牧幼稚園	1号認定				24	28	34	86
	2号認定				5	4	5	14
	3号認定	1	8	8				17
合計		18	44	47	269	277	306	961

地域型保育事業実施施設の定員数(平成31年4月1日現在)

施設名	定員(人)			
	0歳	1歳	2歳	合計
1 つぶつぶ保育園		7	7	14
2 おうちほいくえん	3	5	5	13
3 かすかべそらら保育園	6	6	7	19
4 はっぴー春日部園	3	8	8	19
5 ぬくもりのおうち保育 春日部園	3	8	8	19
6 南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	3	8	8	19
7 しおどめ保育園春日部	3	8	8	19
8 らあむ保育園	3	8	8	19
9 キッズフィールド春日部園	3	8	8	19
10 ぬくもりのおうち保育 南桜井園	3	8	8	19
合計	33	72	74	179

地域型保育事業実施施設の入所児童数(平成31年4月1日現在)

施設名	入所児童(人)			
	0歳	1歳	2歳	計
1 つぶつぶ保育園		6	6	12
2 おうちほいくえん	1	5	5	11
3 かすかべそらら保育園	2	6	7	15
4 はっぴー春日部園	0	5	2	7
5 ぬくもりのおうち保育 春日部園	1	7	3	11
6 南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	1	6	5	12
7 しおどめ保育園春日部	0	3	0	3
8 らあむ保育園	2	2	1	5
9 キッズフィールド春日部園	0	2	0	2
10 ぬくもりのおうち保育 南桜井園	2	3	6	11
合計	9	45	35	89

幼稚園の定員数・通園児童数(令和元年5月1日現在)

幼稚園名		市内在住園児(人)					
		認可定員	満3	3歳	4歳	5歳	
1	真由美幼稚園	280	0	39	33	49	121
2	武里白百合幼稚園	350	0	41	32	34	107
3	ひかり第二幼稚園	400	0	25	31	49	105
4	一の割幼稚園	210	0	81	75	78	234
5	第二白百合幼稚園	285	0	33	34	26	93
6	藤塚幼稚園	385	1	40	53	50	144
7	ルネサンス春竜幼稚園	320	1	49	44	51	145
8	牛島幼稚園	320	0	68	85	101	254
9	春日部成就院幼稚園	420	1	72	83	83	239
10	武里第二幼稚園	280	0	4	10	10	24
11	清秀幼稚園	240	0	29	41	44	114
12	花積幼稚園	240	1	42	69	55	167
13	桃園幼稚園	200	1	29	31	29	90
14	庄和幼稚園	175	0	12	9	12	33
15	庄和こばと幼稚園	300	0	82	97	99	278
合計		4,405	5	646	727	770	2,148

## 2) 放課後児童クラブの定員・利用状況

放課後児童クラブは公立40クラブ、民間2施設があります。

放課後児童クラブの定員・利用状況(平成31年4月1日現在) (人)

	放課後児童クラブ名	1年生	2年生	3年生	4年以上	合計	定員
公立	1 粕壁放課後児童クラブ1	18	25	16	14	73	45
	2 粕壁放課後児童クラブ2	14	32	13	7	66	55
	3 内牧放課後児童クラブ1	13	18	9	8	48	55
	4 内牧放課後児童クラブ2	9	7	8	6	30	35
	5 豊春放課後児童クラブ1	15	15	16	13	59	55
	6 豊春放課後児童クラブ2	9	9	6	12	36	35
	7 武里放課後児童クラブ	26	19	17	15	77	70
	8 幸松放課後児童クラブ1	12	17	13	8	50	45
	9 幸松放課後児童クラブ2	14	15	10	5	44	40
	10 豊野放課後児童クラブ	13	10	18	13	54	70
	11 備後放課後児童クラブ	14	8	9	11	42	60
	12 八木崎放課後児童クラブ1	15	11	7	14	47	45
	13 八木崎放課後児童クラブ2	8	5	5	9	27	25
	14 八木崎放課後児童クラブ3	13	12	2	16	43	40
	15 牛島放課後児童クラブ1	11	14	13	10	48	50
	16 牛島放課後児童クラブ2	14	17	12	8	51	50
	17 緑放課後児童クラブ	13	16	10	13	52	70
	18 上沖放課後児童クラブ1	21	17	13	14	65	70
	19 上沖放課後児童クラブ2	20	19	15	22	76	70
	20 正善放課後児童クラブ1	13	9	8	8	38	35
	21 正善放課後児童クラブ2	10	9	10	13	42	40
	22 立野放課後児童クラブ1	12	10	9	8	39	43
	23 立野放課後児童クラブ2	8	11	9	4	32	36
	24 立野放課後児童クラブ3	8	7	9	8	32	30
	25 宮川放課後児童クラブ	11	11	5	12	39	50
	26 藤塚放課後児童クラブ	14	15	11	19	59	70
	27 小渕放課後児童クラブ	17	13	12	9	51	70
	28 武里南放課後児童クラブ1	11	7	12	11	41	40
	29 武里南放課後児童クラブ2	9	6	11	8	34	37
	30 武里西放課後児童クラブ1	9	11	7	7	34	35
	31 武里西放課後児童クラブ2	15	9	13	15	52	55
	32 南桜井放課後児童クラブ1	11	11	8	13	43	40
	33 南桜井放課後児童クラブ2	13	7	7	10	37	35
	34 川辺放課後児童クラブ1	7	6	10	6	29	35
	35 川辺放課後児童クラブ2	9	8	9	8	34	40
	36 川辺放課後児童クラブ3	7	8	11	10	36	40
	37 桜川放課後児童クラブ1	10	15	13	11	49	50
	38 桜川放課後児童クラブ2	14	15	9	13	51	50
	39 中野放課後児童クラブ	19	15	7	9	50	70
	40 江戸川放課後児童クラブ	4	4	2	5	15	40
民間	1 すすむ学園児童クラブ	8	2	12	3	25	45
	2 子どもの郷 どろんこ	2	2	6	9	19	40
合計		513	497	422	437	1,869	2,011

### 3) 児童センターの利用状況

親子が集まる場として、市内3か所の児童センターが利用されています。

児童センター利用状況(各年度累計)

名称	延利用者数(人)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
春日部第1児童センター 「エンゼル・ドーム」	129,810	132,332	143,932	154,101
春日部第2児童センター 「グーかすかべ」	89,403	90,064	87,811	90,226
庄和児童センター 「スマイルしようわ」	61,805	64,351	54,212	57,175

## 5. アンケート調査結果概要

### 1) 調査概要

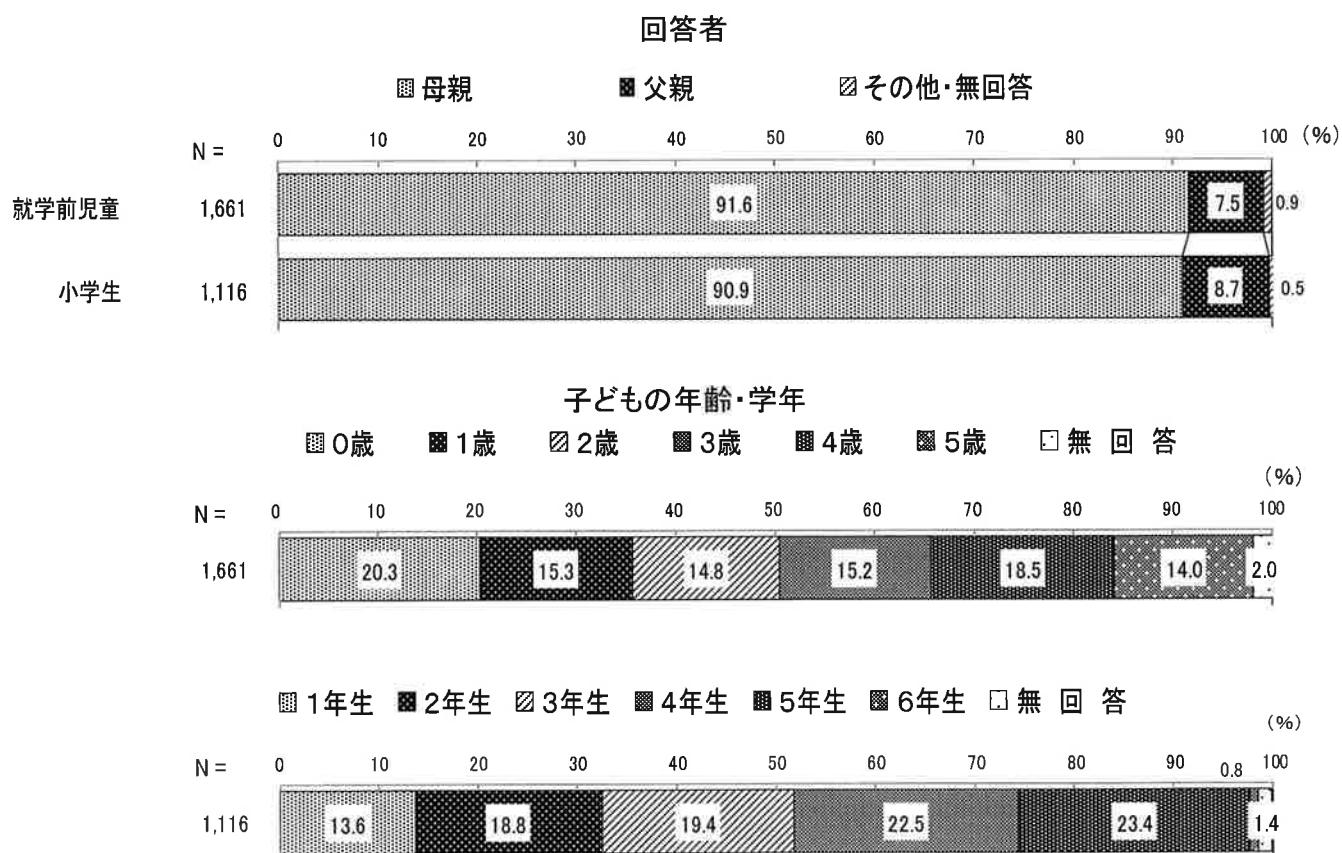
子ども・子育て支援に関わる市民の実状や意向などを把握した上で、「本計画」の目標や事業を定める際の参考とするために、平成30年11月から12月にアンケート調査を実施しました。

回答状況

	調査票配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
就学前児童保護者	3,000	1,661	55.4
小学生保護者	2,000	1,116	55.8

### 2) アンケート結果

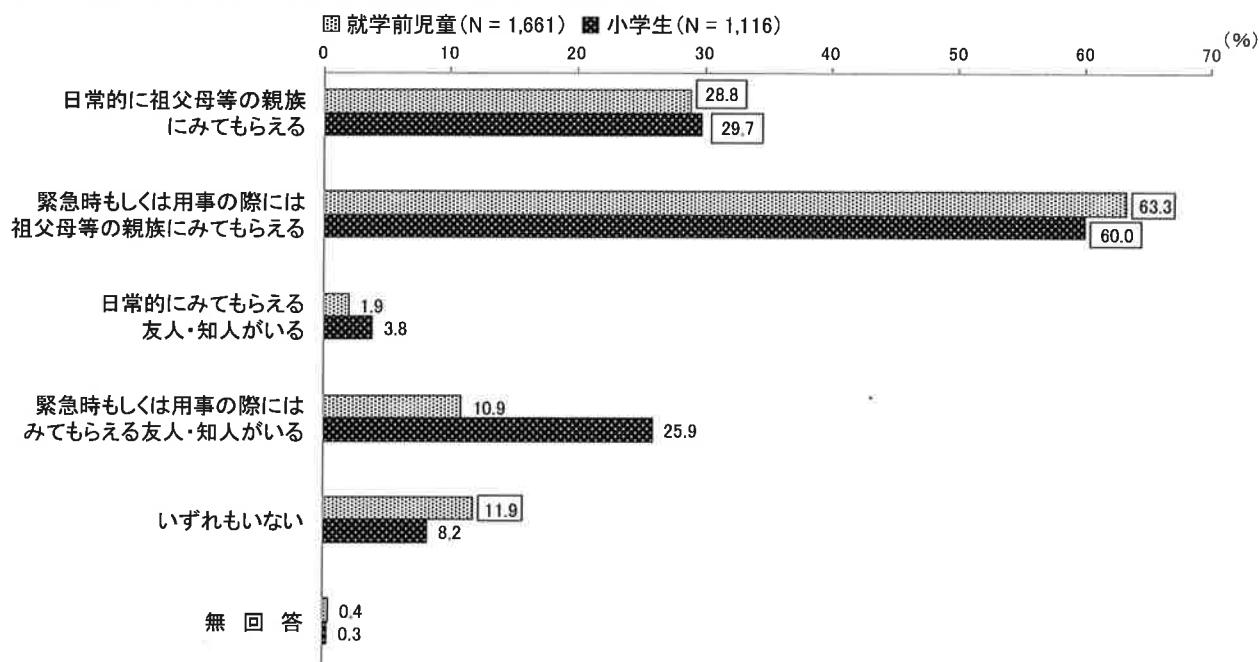
#### ①回答者等



## ②子育ての状況

日頃、子どもを「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60%台、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30%近くとなっていますが、「いずれもいない」が10%前後で、就学前児童保護者では11.9%回答されています。

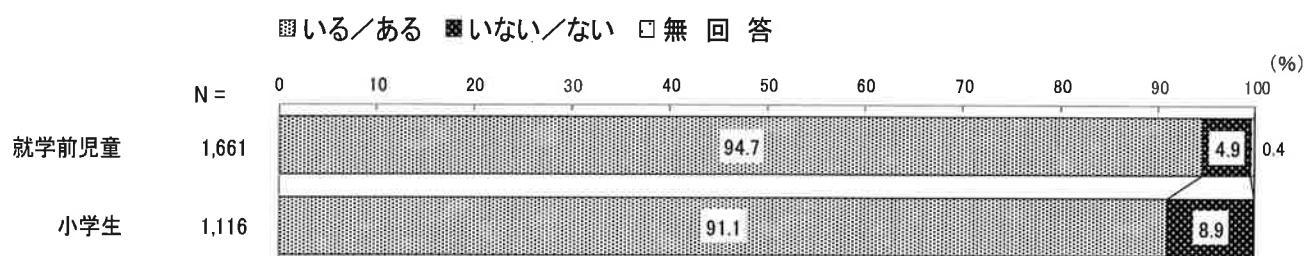
問：日頃子どもをみてもらえる親族・知人〔複数回答〕



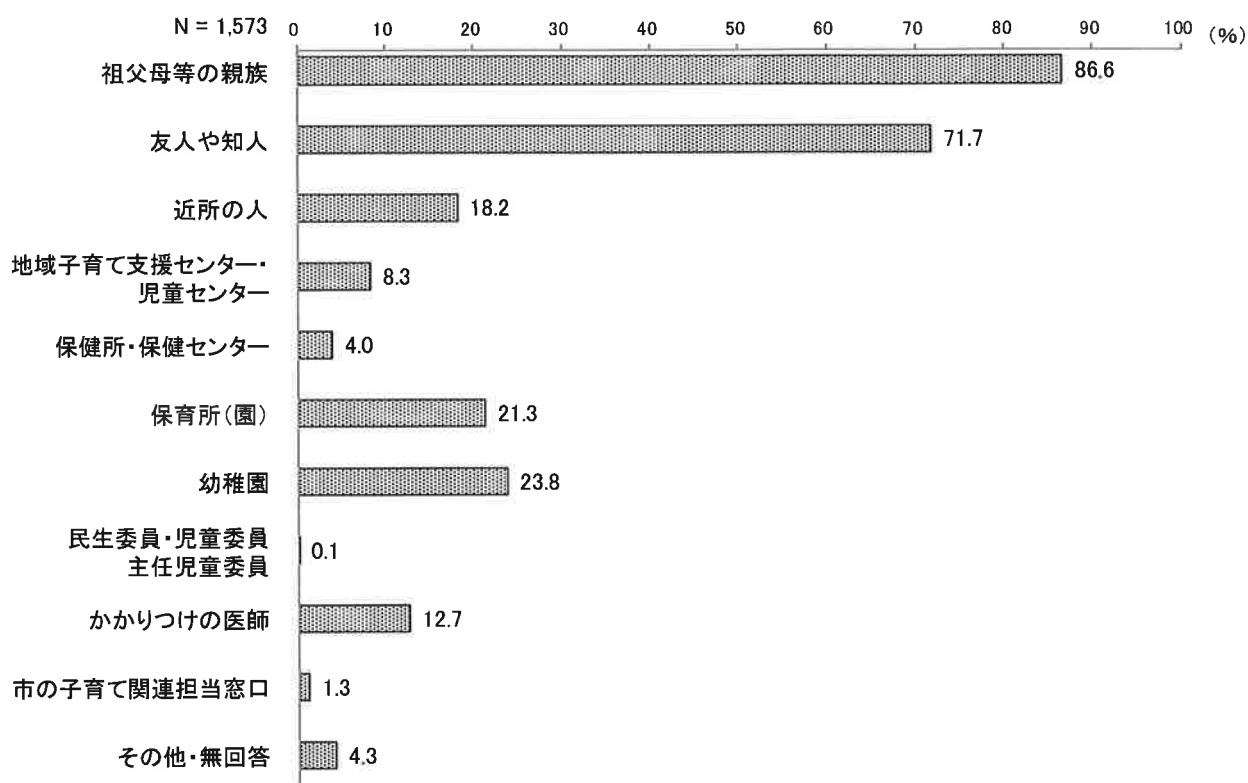
子育てについて気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」という回答がほとんどですが、「いない／ない」という回答も一部みられ、小学生保護者では8.9%となっています。

相談先は就学前児童保護者・小学生保護者とともに、「祖父母等の親族」や「友人や知人」と回答されている方が多くいます。

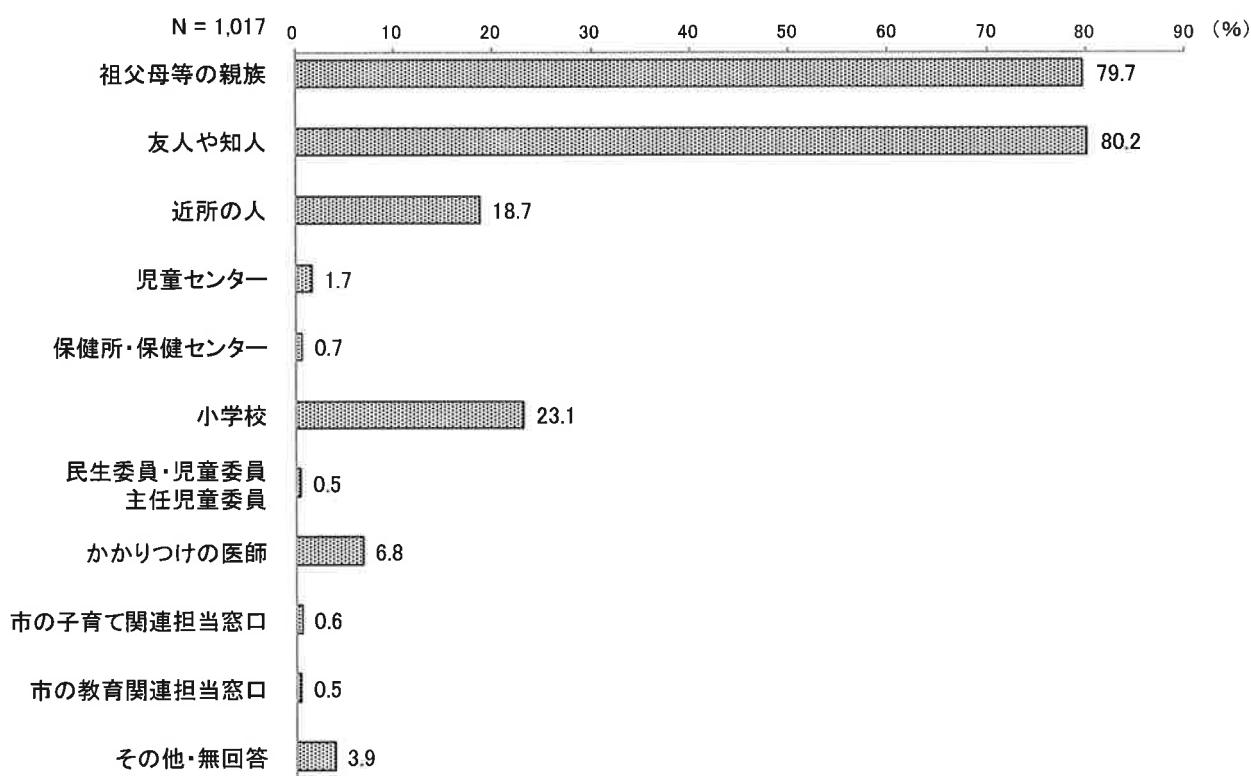
問：子育てで気軽に相談できる人の有無



問：子育てで気軽に相談できる先【複数回答】就学前児童保護者



問：子育てで気軽に相談できる先【複数回答】小学生保護者



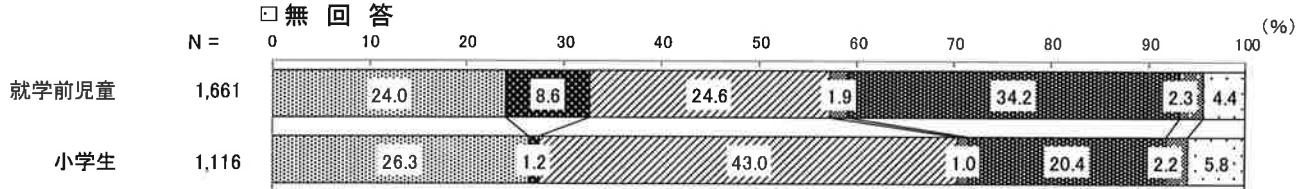
### ③保護者（母親）の就労状況

就学前児童保護者の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.2%と多く、「パート等で就労し、産休・育休・介護休業中ではない」が24.6%、「フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中ではない」が24.0%、「フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中である」が8.6%となっています。

小学生保護者の母親では、「パート等で就労し、産休・育休・介護休業中ではない」が43.0%と多く、「フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中ではない」が26.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.4%となっています。

#### 問：母親の就労状況

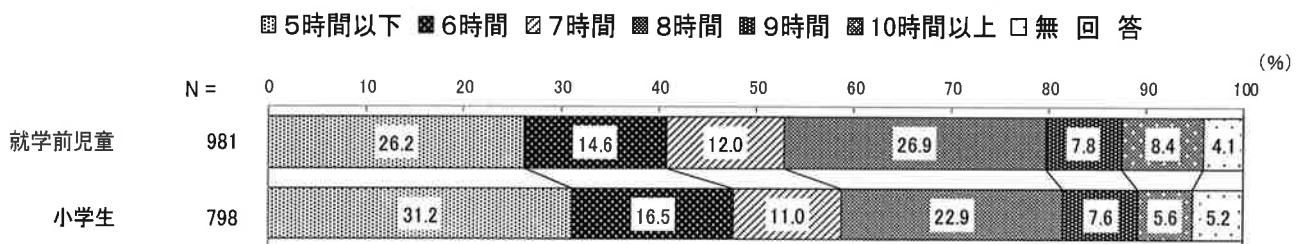
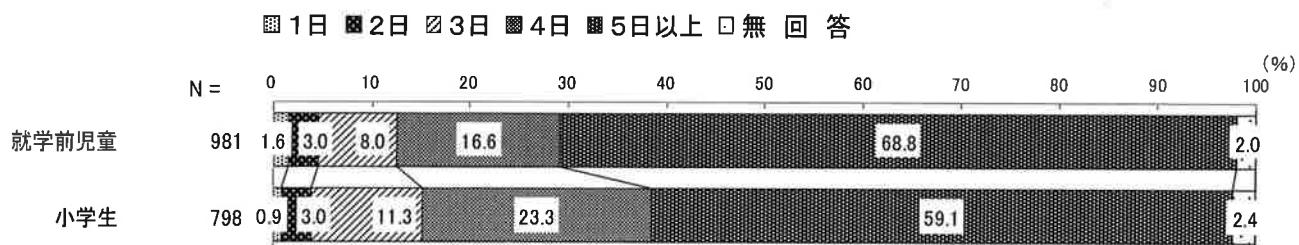
- フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労、産休・育休・介護休業中である
- パート等で就労し、産休・育休・介護休業中ではない
- パート等で就労し、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない



就労日数は、週「5日以上」が就学前児童保護者の母親で68.8%、小学生保護者の母親で59.1%となっています。就学前児童保護者の母親では「4日」が16.6%、「3日」が8.0%と小学生保護者の母親よりやや少なくなっています。

1日あたりの就労時間は「8時間」が就学前児童保護者の母親で26.9%、「5時間以下」が26.2%と同程度となっています。小学生保護者の母親では、「5時間以下」が31.2%、「8時間」が22.9%となっています。

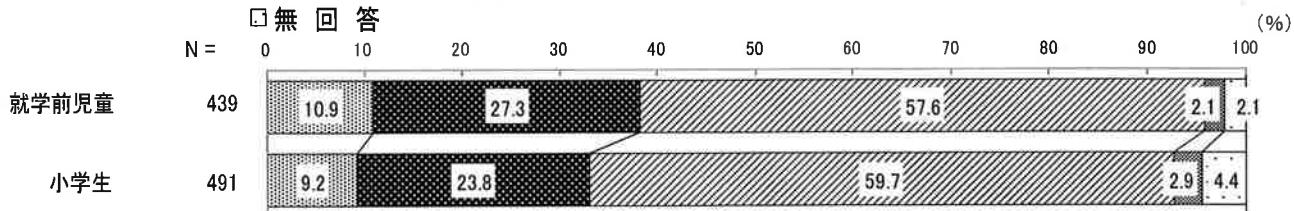
#### 問：就労している母親/週あたり就労日数



パート・アルバイト等で働いている母親の今後の働き方の希望は、就学前児童保護者・小学生保護者とともに「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が60%弱となっています。

#### 問：パート等の母親/フルタイムへの転換希望

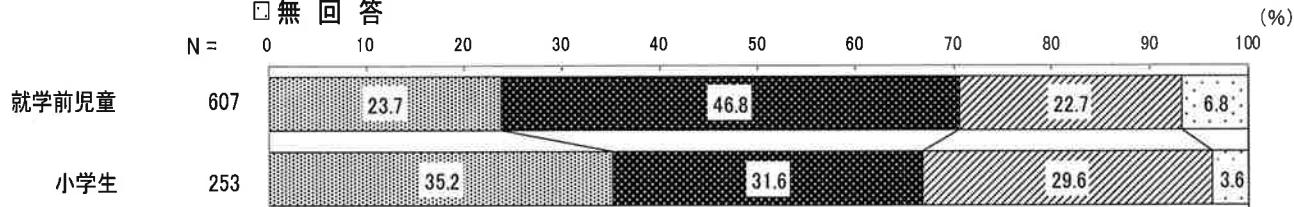
- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等で就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



現在未就労の母親では今後、「末子が大きくなった頃に就労したい」は就学前児童保護者の母親で46.8%と多くみられます。小学生保護者の母親では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が35.2%、「末子が大きくなった頃に就労したい」が31.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.6%となっています。

#### 問：未就労の母親/就労希望

- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 末子が大きくなった頃に就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 無回答



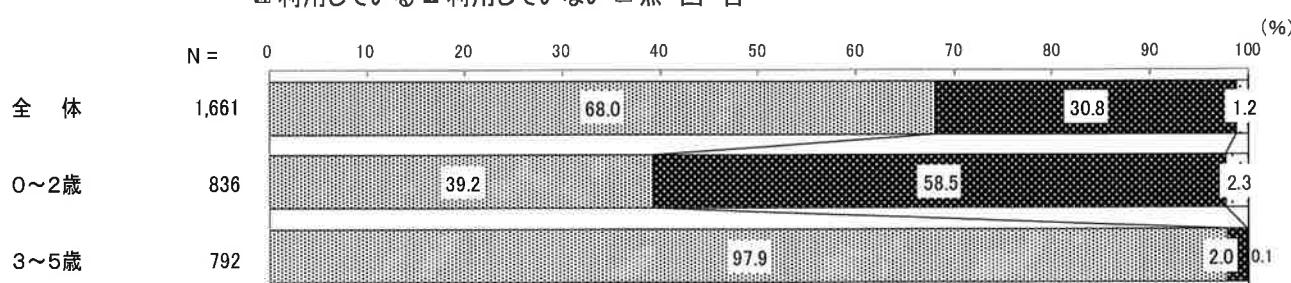
#### ④教育・保育事業の利用

幼稚園、保育所（園）等を3～5歳はほとんどが利用しており、0～2歳での利用率は39.2%です。3～5歳は「幼稚園」利用者が55.4%、「保育所（園）」が28.0%となっており、0～2歳の利用者は「保育所（園）」が60%を超えてています。

教育・保育事業の今後の利用については、「幼稚園」が59.5%、「保育所（園）」が42.5%、「幼稚園の預かり保育」が32.5%、「認定こども園」が25.8%となっています。

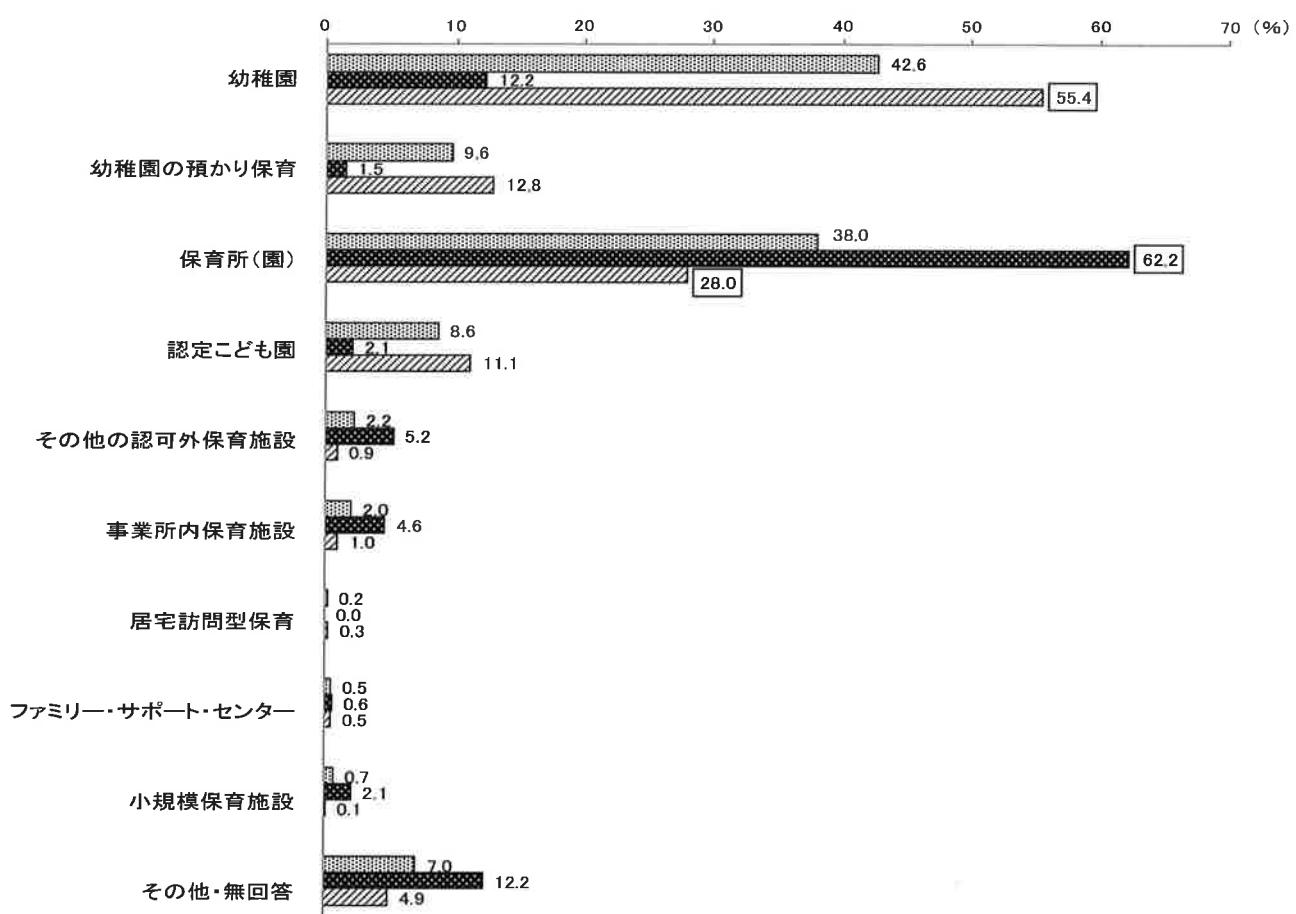
#### 問：定期的な教育・保育事業の利用

- 利用している
- 利用していない
- 無回答



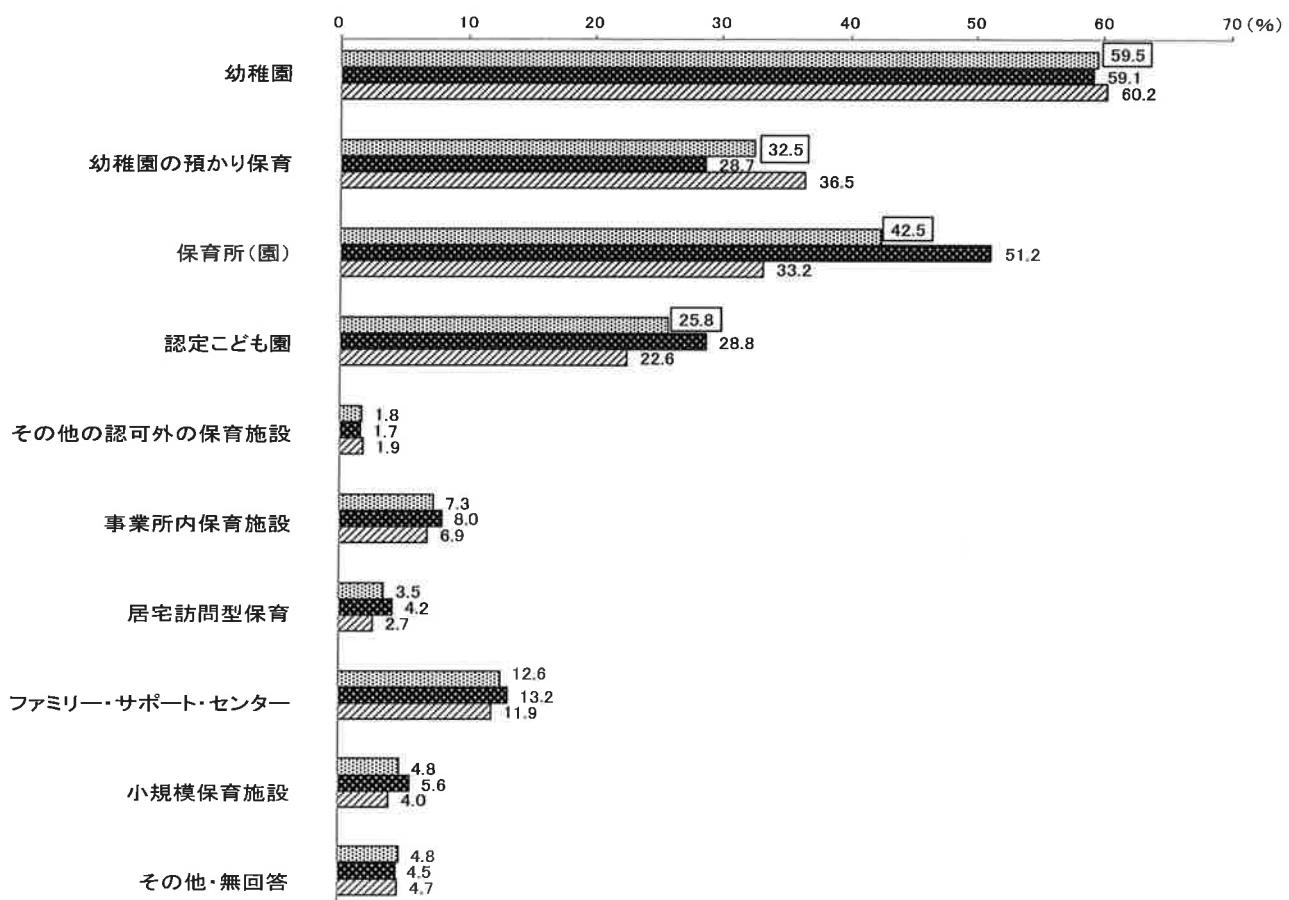
問：利用者/教育・保育先 [複数回答]

■全　　体(N = 1,129) ■0～2歳(N = 225) □3～5歳(N = 878)



問：定期的に利用したい教育・保育事業 [複数回答]

■全　　体(N = 1,661) ■0～2歳(N = 836) □3～5歳(N = 792)

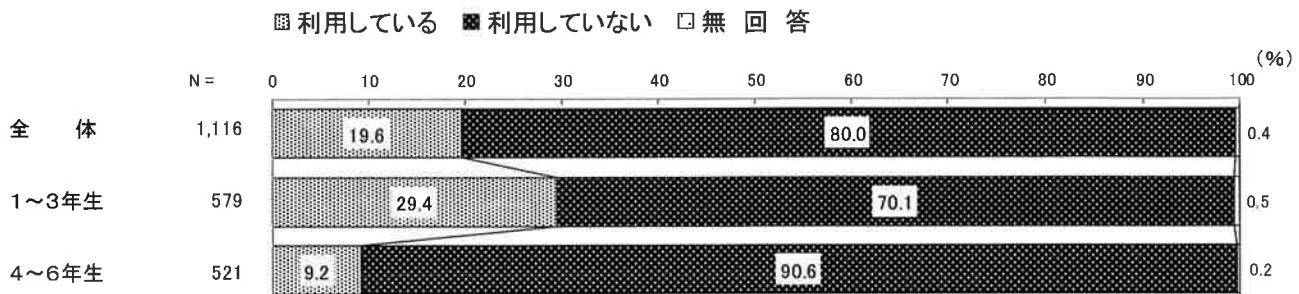


## ⑤小学生の放課後の過ごし方

放課後児童クラブを「利用している」が全体で19.6%、1~3年生は29.4%です。

利用していない理由は、「現在就労していないから」が32.3%と多くなっています。

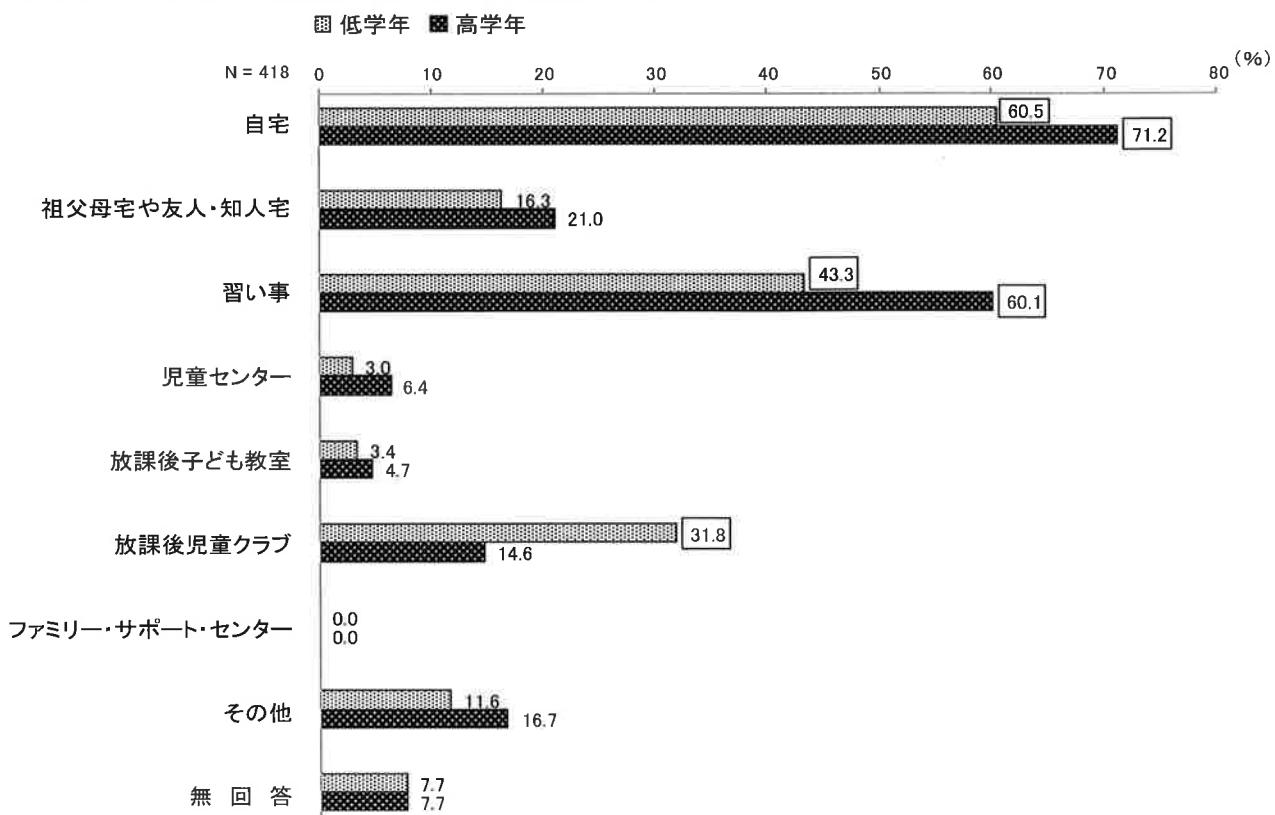
問：放課後児童クラブの利用



	全 体	問12-2 非利用者／利用していない主な理由[%]										
		現在就労していないから	就労しているが、放課後児童クラブを知らなかったから	就労しているが、近くに放課後児童クラブがないから	就労しているが、放課後児童クラブに空きがないから	就労しているが、放課後児童クラブの開所時間が短いから	就労しているが、利用料がかかるから	就労しているが、子どもは放課後に習い事をしているから	就労しているが、放課後の短時間だけならば子どもだけでも大丈夫	就労しているが、他の施設に預けているから	その他	
全 体	893	32.3	-	0.3	0.3	1.5	4.7	12.0	16.9	1.1	29.7	1.2
学年別	1~3年生	40.9	-	0.5	0.7	1.0	5.4	10.8	9.6	1.5	28.6	1.0
	4~6年生	25.2	-	0.2	-	1.9	3.8	12.9	23.1	0.8	30.5	1.5

就学前児童が小学生になったら放課後をどこで過ごさせたいかについては、「自宅」が低学年時は60.5%、高学年は71.2%と高く、「習い事」は低学年時では43.3%、高学年は60.1%となっています。「放課後児童クラブ」は低学年時で31.8%と高くなっています。

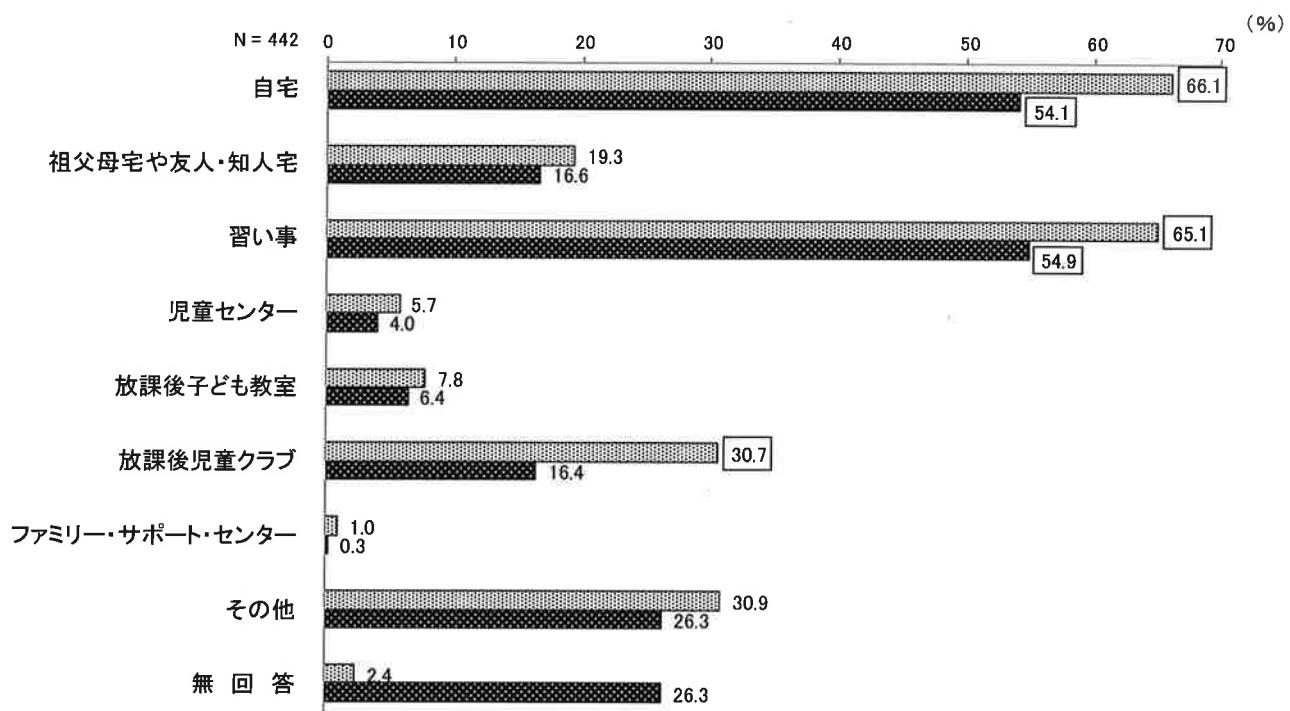
問：就学後に希望する放課後の過ごし方【複数回答】



小学生保護者では、低学年時は「自宅」が66.1%と多く、「習い事」が65.1%、「放課後児童クラブ」が30.7%で、高学年時は「習い事」が54.9%、「自宅」が54.1%と多く回答されています。

問：希望する放課後の過ごし方【複数回答】

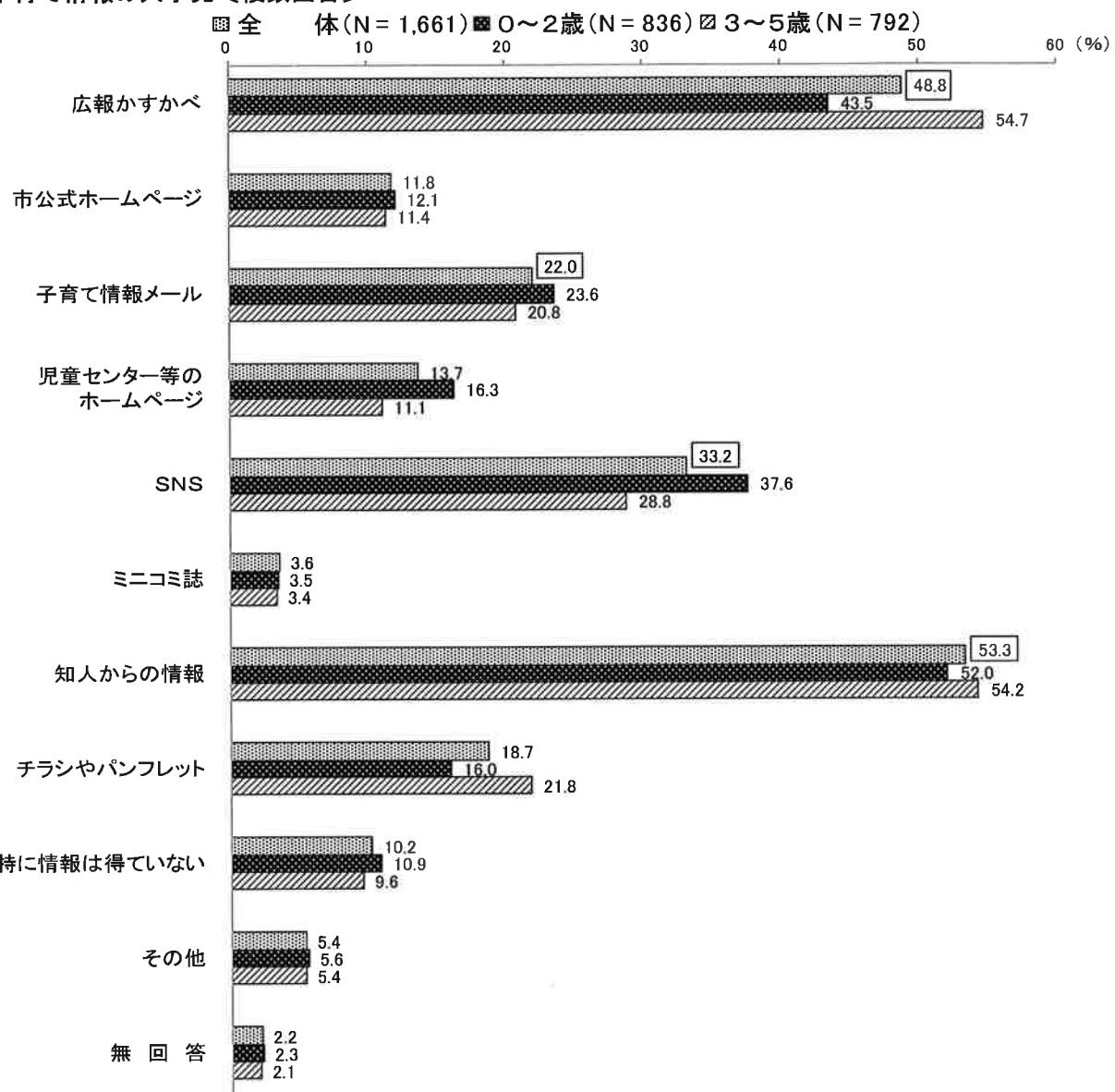
■ 低学年 ■ 高学年



## ⑥情報提供、児童センターについて

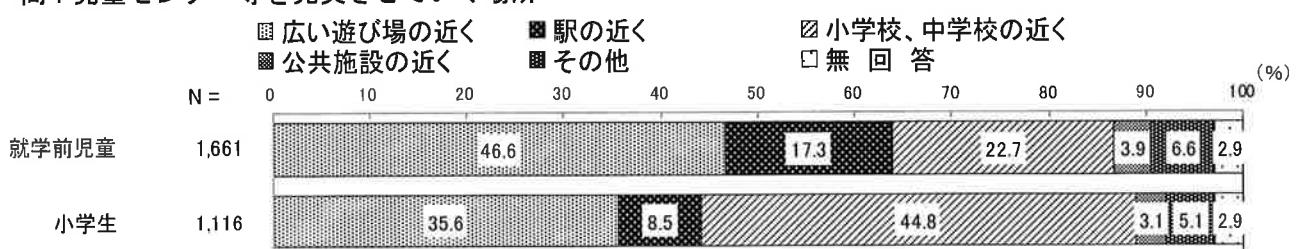
就学前児童保護者では、子育てに関する情報の入手先は「知人からの情報」が53.3%と多く、「広報かすかべ」が48.8%、「SNS\*」が33.2%、「子育て情報メール」が22.0%で続いています。

問：子育て情報の入手先【複数回答】



今後の児童センターや子どもの遊び場などがどこにできたらよいかをきいたところ、就学前児童保護者は「広い遊び場の近く」が46.6%と多く、小学生保護者は「小学校、中学校の近く」が44.8%と多く回答されています。

問：児童センター等を充実させていく場所



## 6. 第1期計画の進捗状況

### 1) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

地域子ども・子育て支援事業については、実施状況を把握しながら実施しています。利用者支援事業は、平成30年度から子育て世代包括支援センターにおいて実施しています。また、放課後児童健全育成事業は見込みを大きく上回って利用されています。

地域子ども・子育て支援事業の実施状況

事業名	見込み 実績	第1期計画期間の実施状況			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①利用者支援事業	見込み (か所)	1	1	1	1
	実績(か所)	0	0	0	1
②延長保育事業	見込み(人)	462	447	434	422
	実績(延人)	20,114	27,398	27,045	28,749
⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	見込み(人)	1,691	1,676	1,660	1,632
	実績(人)	1,643	1,758	1,779	1,834
⑥子育て短期支援事業	見込み(人)	19	21	22	24
	実績	当該事業では未実施	当該事業では未実施	当該事業では未実施	当該事業では未実施
⑦乳児家庭全戸訪問事業	見込み(人)	1,536	1,499	1,466	1,437
	実績(人)	1,415	1,367	1,300	1,313
⑧養育支援訪問事業	見込み(人)	6	6	6	6
	実績	当該事業では未実施	当該事業では未実施	当該事業では未実施	当該事業では未実施
⑨地域子育て支援拠点事業	見込み(人) (か所)	73,463 13	72,936 13	72,480 13	71,580 13
	実績(か所)	12	12	12	13
⑩一時預かり事業 (幼稚園／保育所(園))	見込み(人)	117,604	117,388	117,064	117,019
	実績(人) (か所)	5,305／575 2／10	6,224／625 2／10	5,567／792 2／10	11,558／532 3／10
⑪病児・病後児保育事業	見込み(人)	548	550	552	554
	実績(人)	12	3	7	2
⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	見込み(人)	1,130	1,180	1,230	1,280
	実績(人) 会員数	1,115	1,188	1,229	1,273
⑬妊婦健康診査事業	見込み(人)	1,690	1,649	1,612	1,580
	実績(人)	1,561	1,491	1,439	1,329

注：①～⑬はP43～53地域子ども・子育て支援事業の確保を参照

## 2) 第1期計画期間の進捗状況

第1期計画期間においては、基本施策の実施状況を毎年度点検しながら推進してきました。目標値を設定した事業については、平成30年度までの実績が平均して80%以上達成している事業数が70となっています。

### 基本施策の進捗状況

基本目標	基本施策	事業数 (150)	達成状況
1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備	1. 1 子育てサポートの充実	15	6/7
	1. 2 教育・保育事業の充実	8	5/6
	1. 3 ワーク・ライフ・バランスの推進	4	1/2
	小計	27	12/15
2. 子どもの健やかな成長の支援	2. 1 親と子の健康生活の充実	23	20/23
	2. 2 心身を育む食育の推進	7	6/6
	2. 3 思春期の健康教育の充実	4	2/2
	2. 4 地域で支える小児医療の充実	3	2/3
	小計	37	30/34
3. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	3. 1 地域での見守りと声かけネットワークづくり	8	3/5
	3. 2 生きる力を育む教育環境の整備	17	7/8
	3. 3 心豊かに育つ場づくり	20	12/20
	小計	45	22/33
4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	4. 1 援助が必要な子どもと保護者への支援	23	1/2
	4. 2 子育て家庭への経済的支援	7	0/1
	4. 3 子育てバリアフリーのまちづくり	8	5/6
	4. 4 児童虐待防止対策の充実	3	0/0
	小計	41	6/9
合計		150	70/91

※達成状況は、平均80%以上達成している事業数／目標値の設定されている事業数を示す。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

次代を担う本市の子どもたちが心身ともに健やかに育ち、子育て中の人たちやこれから子育てをする人たちが、安心して、ゆとりある子育てができるように、地域ぐるみで、子どもの育ちと子育て支援の取組をさらに進めていくことが課題です。

子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。

そのため、本市では、子ども・子育て支援を量と質の両面から充実させ、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、本市に暮らすすべての“かすかべっ子”が健やかに成長できるまちを目指します。

第1期計画では、次世代育成支援行動計画の基本理念を継承しつつ、これらの考え方を踏まえ、子育て環境のより一層の充実を図るために基本理念を設定しました。本計画においてもその基本理念を受け継ぎ、下記のとおり設定します。

#### 基本理念

#### 明るい笑顔 つながる地域 みんなで子育て かすかべっ子

##### “明るい笑顔”

子育ての生きがいや地域の交流活動を通じて、すべての市民が「明るい笑顔」活動の輪を広げていきます。

##### “つながる地域”

春日部市における子育ては、社会全体で出産・子育てを支える「地域」のつながりの輪を広げていきます。

##### “みんなで子育て”

春日部市における子育ては、子どもから高齢者を含むすべての市民「みんな」が参加して地域全体で進めます。

##### “かすかべっ子”

春日部市に在住する生まれたばかりの子どもから18歳未満までの子どもを指しています。

## 2. 基本目標

### 基本目標1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭の多様化するニーズに対応しうるよりよい幼児期の教育・保育のための環境整備を推進します。また、子育て世代に対する支援体制を拡充しながら、子育てサポートと地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、男女がともに家族としての責任を担い、仕事をしながら協力して子育てを行えるよう、親自身の子育て力の向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と情報提供を進めます。



### 基本目標2. 子どもの健やかな成長の支援

子どもが心身ともに健やかに成長するために、安心して養育・育児ができるよう、子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する体制の確保に努めます。妊婦健診や乳幼児健診をはじめ、相談支援、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、子どもの発育・発達段階に応じたきめ細かな支援体制づくりを進めます。



### 基本目標3. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

子どもの育ちを地域全体で支援するために、地域住民が子どもと子育て世帯に関わり意識を深めていくことによって、地域の子育て力の向上につなげます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる居場所づくりを進めます。さらに、学校と地域との連携により、子どもの成長する力を尊重しながら、心身ともに健康に個性や自主性を育み、未来を担う人材を育成できる地域の教育力の向上を目指します。



### 基本目標4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり

障がいや発達において支援が必要な子ども、ひとり親家庭や外国人家庭、子どもの貧困問題など、支援や援助が必要な子どもと子育て家庭への支援を充実し、児童虐待などの課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。

また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリー\*のまちづくりを進めます。



### 3. 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

明るい笑顔  
つながる地域

みんなで子育て  
かすかべつ子

基本目標1 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備	1-1 子育てサポートの充実	①地域における児童の育成 ②子育て世代支援体制の拡充 ③子育て相談、情報提供体制の充実
	1-2 教育・保育事業の充実	①各種教育・保育事業の充実 ②よりよい教育・保育のための環境整備
	1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ②男女の協力による子育ての推進
	2-1 親と子の健康生活の充実	①母子の健康保持の支援 ②健康教育の支援 ③訪問指導による育児支援 ④不妊・不育症に関する経済的支援
基本目標2 子どもの健やかな成長の支援	2-2 心身を育む食育の推進	①食に関する情報提供・学習機会の実施
	2-3 思春期の健康新聞の充実	①性や性感染症予防および喫煙・薬物乱用防止に関する知識の普及
	2-4 地域で支える小児医療の充実	①小児医療の確保・充実
	3-1 地域での見守りと声かけネットワークづくり	①防犯体制の強化・地域安全活動の推進
基本目標3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	3-2 生きる力を育む教育環境の整備	①みんなで支える次世代の親づくり ②確かな学力の向上 ③各分野の連携による豊かな心身の育成 ④地域ぐるみの教育力の向上 ⑤子どもの健全育成と未来を担う人材育成の推進
	3-3 心豊かに育つ場づくり	①子どもの居場所づくりの推進 ②地域の活動・交流拠点づくり ③世代を超えた交流の推進 ④つながりの輪づくり
	3-4 放課後の安心・安全な居場所づくり	①新・放課後子ども総合プランの推進
	4-1 援助が必要な子どもと保護者への支援	①障がいのある子どもの育ちの支援 ②障がいのある子どもと保護者への支援 ③ひとり親家庭の自立支援 ④子どもの貧困対策
基本目標4 すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	4-2 子育て家庭への経済的支援	①各種経済的支援
	4-3 子育てバリアフリーのまちづくり	①子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備 ②ゆとりある居住環境の整備
	4-4 児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止の啓発活動の推進 ②相談体制の充実

## 第4章 子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりました。この関連3法は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とする中で、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指します。

この目的を計画的に推進するため、今後5年間の需要量の見込みとその確保の方策について定めます。

### 1. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域ごとに算出した「量の見込み」をベースに、市の現状や将来的な事業提供の見込みなどを踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

本市の「教育・保育提供区域」は第1期計画において5区域と定めています。設定に際しては、地区によって差はあるものの、保育所（園）・認定こども園・幼稚園などの施設が7つの行政区ごとにバランスよく配置されています。ただし、人口が少ない地区もあり、7つの行政区のまま区域を設定してしまうと、細かくなりすぎてしまいます。

また、就業する市民の多くが都内やその他近隣市町へ電車や自家用車などにより通勤しており、教育保育ニーズが通勤経路などに存在し、必ずしも居住地地区内にある施設を利用しているとは限らないことも考えられます。7つの行政区域内での量の見込みは可能ですが、量の調整や確保が難しくなってしまうことを踏まえ、7行政区を5区域に設定することで、提供区域のバランス・関係性を配慮しています。本計画においても第1期計画の考え方に基づき「教育・保育提供区域」を5区域として設定します。

教育・保育提供区域図



**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域**

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定(3~5歳:教育)	市内5区域
	2号認定(3~5歳:保育)	市内5区域
	3号認定(0~2歳:保育)	市内5区域
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	市内全域
	②延長保育事業	市内5区域
	③実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域
	④多様な主体の参入促進事業	市内全域
	⑤放課後児童健全育成事業	小学校区
	⑥子育て短期支援事業	市内全域
	⑦乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
	⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会 など要保護児童等に対する支援に資する事業	市内全域
	⑨地域子育て支援拠点事業	市内全域
	⑩一時預かり事業	市内全域
	⑪病児保育事業	市内全域
	⑫子育て援助活動支援事業	市内全域
	⑬妊婦健康診査事業	市内全域

## 2. 教育・保育施設の確保

---

### 1) 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査での利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実状などを考慮し、認定区分<sup>\*</sup>ごとに必要利用定員総数を定めます。

量の見込みについては、保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業実施施設は平成29年、平成30年、平成31年の4月1日現在の平均利用率、幼稚園は平成31年4月1日現在の利用率から算出しています。

また、提供体制については、保護者の就労状況、子どもの教育・保育施設の利用状況などに配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れる教育・保育の提供体制を定めます。

認定区分は、1号、2号、3号の3つの区分に分けて示します。3号認定においては、より詳細に地域の実態に合わせた保育を提供するため、0歳と1・2歳を分けて計画に記載します。

## 【粕壁・内牧区域】

『量の見込みとその確保内容』

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		287	182	381	37	240	283	180	377	38	238
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		912	464	56	217		912	538	68	251
	地域型保育事業		-	-	24	83		-	-	24	83
②-①		443	83	43	60		449	161	54	96	

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		279	177	370	38	240	277	176	368	39	243
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		912	538	68	251		912	538	68	251
	地域型保育事業		-	-	24	83		-	-	24	83
②-①		456	168	54	94		459	170	53	91	

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号	
①量の見込み		274	174	365	40	246
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		912	538	68	251
	地域型保育事業		-	-	24	83
②-①		464	173	52	88	

### ■確保方策

現在、15か所の認可保育所（園）、2か所の認可幼稚園が設置されています。

複合型子育て支援施設の整備により、定員拡大を図り、量の確保に努めます。

## 【幸松・豊野区域】

『量の見込みとその確保内容』

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		710	-	248	31	168	708	-	247	31	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,301	278	41	176		1,158	344	41	176
	地域型保育事業		-	-	3	10		-	-	3	10
②-①		591	30	13	18		450	97	13	18	

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		695	-	242	32	168	685	-	239	32	170
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,158	344	41	176		1,158	344	41	176
	地域型保育事業		-	-	3	10		-	-	3	10
②-①		463	102	12	18		473	105	12	16	

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		678	-	236	33	172
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,158	344	41	176
	地域型保育事業		-	-	3	10
②-①		480	108	11	14	

### ■確保方策

現在、7か所の認可保育所（園）、5か所の認可幼稚園が設置されています。

幼稚園から認定こども園への移行にともない、保育施設の定員拡大を図り量の確保に努めます。

## 【武里区域】

『量の見込みとその確保内容』

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		342	151	357	60	275	337	149	352	61	275
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,175	469	76	271		1,175	469	76	271
	地域型保育事業		-	-	0	12		-	-	0	12
②-①		682	112	16	8		689	117	15	8	

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		334	147	348	63	278	333	147	347	64	285
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,175	469	76	271		1,175	469	76	271
	地域型保育事業		-	-	0	12		-	-	0	12
②-①		694	121	13	5		695	122	12	2	

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 教育	2号 3-5歳 保育	3号	
①量の見込み		332	147	347	66	290
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,175	469	76	271
	地域型保育事業		-	-	0	12
②-①		696	122	10	-7	

### ■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

## 【豊春区域】

『量の見込みとその確保内容』

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		552	129	316	46	231	542	127	310	46	227
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,068	417	65	256		1,068	417	65	256
	地域型保育事業		-	-	0	0		-	-	0	0
②-①		387	101	19	25		399	107	19	29	

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		533	125	305	46	228	526	123	301	47	230
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,068	417	65	256		1,068	417	65	256
	地域型保育事業		-	-	0	0		-	-	0	0
②-①		410	112	19	28		419	116	18	26	

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		524	123	300	47	233
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		1,068	417	65	256
	地域型保育事業		-	-	0	0
②-①		421	117	18	23	

### ■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

## 【庄和区域】

『量の見込みとその確保内容』

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		314	264	186	30	174	317	267	188	30	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		720	299	30	148		720	299	30	148
	地域型保育事業		-	-	6	32		-	-	6	32
②-①		142	113	6	6		136	111	6	6	12

		令和4年度					令和5年度				
		教育施設		保育施設			教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		309	260	183	30	167	300	253	178	31	167
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		720	299	30	148		720	299	30	148
	地域型保育事業		-	-	6	32		-	-	6	32
②-①		151	116	6	13		167	121	5	5	13

		令和6年度				
		教育施設		保育施設		
		1号	2号	2号	3号	
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育
①量の見込み		297	250	176	31	168
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(園) (教育・保育施設)		720	299	30	148
	地域型保育事業		-	-	6	32
②-①		173	123	5	5	12

### ■確保方策

現在、8か所の認可保育所（園）、3か所の認可幼稚園が設置されています。

## 2) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### ①認定こども園の普及について

本市では、就学前の子どもに教育・保育、子育て支援を一体的に提供する施設として、認定こども園の開設を教育・保育施設の協力を得ながら、推進してきました。平成31年4月現在で市内には幼保連携型認定こども園は4か所、幼稚園型認定こども園は2か所確保しています。

今後も子どもの人口は微減傾向で推移することが見込まれますが、0～2歳の低年齢児の保育ニーズは継続して高いことが予測されます。そのため、本市では、既存施設の幼保連携型認定こども園への移行促進と地域型保育施設の確保を図り、0～2歳の保育ニーズに対応できるように取り組んでいきます。

### ②質の高い幼児期の教育・保育の確保について

本市では、就学前児童に質の高い教育・保育を提供するため、1歳児の担当保育士の国基準を超えた配置、県と連携した保育士・幼稚園教諭の研修を実施しています。

引き続き、関係機関、関係団体などと連携を図り、保育士・幼稚園教諭などの人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育事業の拡充に対応しつつ、市内のどの教育・保育施設を利用しても質の高い教育・保育が受けられる環境を整備します。

### ③地域における子育ち・子育て支援の充実について

本市では、親子の交流の場として、地域子育て支援拠点を設置し、子育てに関する相談・援助を実施しています。また、市内73施設（平成31年4月1日現在）への赤ちゃんの駅\*の設置や、独自に子育て支援に取り組んでいる子育て支援活動団体への助成を行うなど、地域における子育ち・子育てを支援しています。

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていけるよう、各種事業・取組を実施します。

### ④保育所（園）・認定こども園・幼稚園及び小学校・義務教育学校との連携の推進について

本市では、保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校\*とのスムーズな連携を図るため、情報交換会、相互訪問などを実施しています。

関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進し、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、保育所（園）・認定こども園・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行・接続を図ります。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の確保

#### ①利用者支援事業

##### 《事業概要》

利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）は、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行うものです。

##### 《本市の取組》

現在、母子保健型の利用者支援事業を、「子育て世代包括支援センター」で実施しています。専門的な知識を持つ助産師や保健師が、妊娠婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談等に対応することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しています。

(単位：か所)

母子保健型		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	量の見込み	1	1	1	1	1
	提供体制(確保の内容)	1	1	1	1	1
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

##### 《提供体制、確保策の考え方》

平成30年度から、「子育て世代包括支援センター」を開設して利用者支援事業を実施しており、今後も現在の体制を継続します。

個別のニーズに対応して助言等必要な支援に努めるとともに、必要なサービスが提供できるように関係機関との連絡調整に努めます。

## ②延長保育事業

### 《事業概要》

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間（最大11時間）を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

### 《本市の取組》

46か所の保育所（園）等で実施しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
柏壁・内牧	量の見込み	202	201	200	202	202
	提供体制(確保の内容)	202	201	200	202	202
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
幸松・豊野	量の見込み	135	135	134	134	134
	提供体制(確保の内容)	135	135	134	134	134
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
武里	量の見込み	44	44	46	47	48
	提供体制(確保の内容)	44	44	46	47	48
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
豊春	量の見込み	14	14	15	15	15
	提供体制(確保の内容)	14	14	15	15	15
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
庄和	量の見込み	105	104	103	101	101
	提供体制(確保の内容)	105	104	103	101	101
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
市全域	量の見込み	500	498	498	499	500
	提供体制(確保の内容)	500	498	498	499	500
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内46か所の保育所（園）等により、提供体制は確保されています。

認可保育所（園）等の設置時には、延長保育事業の実施に努めます。

### ③実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 《事業概要》

低所得世帯の子どもが認定こども園等を利用する場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等を助成する事業です。また、低所得世帯、または多子世帯の子どもが幼稚園を利用する場合に、保護者が支払うべき副食材料に要する費用を助成する事業です。

#### 《本市の取組》

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化\*に伴って、幼稚園を利用する保護者に対しては、副食材料に要する費用を助成しています。

#### 《提供体制、確保策の考え方》

保護者が支払うべき日用品、文房具の購入に要する費用等の助成については、必要に応じ対応を検討していきます。

保護者が支払うべき副食材料に要する費用の助成については、今後も事業を継続していきます。

### ④多様な主体の参入促進事業

#### 《事業概要》

国の待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育事業実施施設などの設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定かつ継続的に運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設などに対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業実施施設などの連携施設のあっせんなどを実施する事業です。

#### 《本市の取組》

平成29年度には認可外保育施設1園が認可保育施設に移行した他、小規模保育事業実施施設4園が開設しました。平成30年度には、小規模保育事業実施施設5園が開設しました。

#### 《提供体制、確保策の考え方》

今後も状況や必要に応じ対応を検討していきます。

## ⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 《事業概要》

春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る）に在学する児童であって、かつ、保護者が就労などのため放課後などに常時留守になっている家庭の児童を対象に、学校の教室などで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

### 《本市の取組》

市内23小学校区のすべてに放課後児童クラブを設置し、民間では2か所の放課後児童クラブが設置されています。

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	1 粕壁	量の見込み	157	157	153	151	147
		提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
		見込みと提供体制の差	-57	-57	-53	-51	-47
	2 内牧	量の見込み	88	88	86	84	81
		提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
		見込みと提供体制の差	2	2	4	6	9
	3 豊春	量の見込み	78	77	77	77	77
		提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
		見込みと提供体制の差	12	13	13	13	13
	4 武里	量の見込み	80	81	82	81	80
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
		見込みと提供体制の差	-10	-11	-12	-11	-10
	5 幸松	量の見込み	92	91	91	90	88
		提供体制(確保の内容)	85	85	85	85	85
		見込みと提供体制の差	-7	-6	-6	-5	-3
	6 豊野	量の見込み	52	52	52	51	51
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
		見込みと提供体制の差	18	18	18	19	19
	7 備後	量の見込み	43	44	44	44	43
		提供体制(確保の内容)	60	60	60	60	60
		見込みと提供体制の差	17	16	16	16	17
	8 八木崎	量の見込み	125	123	120	118	116
		提供体制(確保の内容)	110	110	110	110	110
		見込みと提供体制の差	-15	-13	-10	-8	-6
	9 牛島	量の見込み	96	96	95	94	92
		提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
		見込みと提供体制の差	4	4	5	6	8

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	10 緑	量の見込み	59	59	57	56	55
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
	11 上沖	見込みと提供体制の差	11	11	13	14	15
		量の見込み	121	118	119	119	120
		提供体制(確保の内容)	140	140	140	140	140
		見込みと提供体制の差	19	22	21	21	20
	12 正善	量の見込み	83	84	84	84	83
		提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
		見込みと提供体制の差	-8	-9	-9	-9	-8
	13 立野	量の見込み	87	86	86	87	87
		提供体制(確保の内容)	109	109	109	109	109
		見込みと提供体制の差	22	23	23	22	22
	14 宮川	量の見込み	34	32	33	33	33
		提供体制(確保の内容)	50	50	50	50	50
		見込みと提供体制の差	16	18	17	17	17
	15 藤塚	量の見込み	59	58	58	57	56
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
		見込みと提供体制の差	11	12	12	13	14
	16 小渕	量の見込み	50	50	49	49	48
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
		見込みと提供体制の差	20	20	21	21	22
	17 武里南	量の見込み	77	77	78	78	76
		提供体制(確保の内容)	77	77	77	77	77
		見込みと提供体制の差	0	0	-1	-1	1
	18 武里西	量の見込み	89	90	90	90	89
		提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
		見込みと提供体制の差	1	0	0	0	1
	19 南桜井	量の見込み	80	76	77	77	76
		提供体制(確保の内容)	75	75	75	75	75
		見込みと提供体制の差	-5	-1	-2	-2	-1
	20 川辺	量の見込み	98	94	95	94	94
		提供体制(確保の内容)	115	115	115	115	115
		見込みと提供体制の差	17	21	20	21	21
	21 桜川	量の見込み	99	96	96	96	96
		提供体制(確保の内容)	100	100	100	100	100
		見込みと提供体制の差	1	4	4	4	4
	22 中野	量の見込み	50	48	49	49	48
		提供体制(確保の内容)	70	70	70	70	70
		見込みと提供体制の差	20	22	21	21	22

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
公立	23	江戸川	量の見込み	15	15	15	14	14	
			提供体制(確保の内容)	40	40	40	40	40	
			見込みと提供体制の差	25	25	25	26	26	
民間 1	どろんこ	量の見込み	21	21	21	21	21	21	
		提供体制(確保の内容)	40	40	40	40	40	40	
		見込みと提供体制の差	19	19	19	19	19	19	
民間 2	すすむ	量の見込み	22	22	22	22	22	22	
		提供体制(確保の内容)	45	45	45	45	45	45	
		見込みと提供体制の差	23	23	23	23	23	23	
合計			量の見込み	1,855	1,835	1,829	1,816	1,793	
			提供体制(確保の内容)	2,011	2,011	2,011	2,011	2,011	
			見込みと提供体制の差	156	176	182	195	218	

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、平成31年4月1日現在の利用状況に基づいて算出しています。

提供体制の不足が見込まれるクラブについては、既存の学校施設を有効に活用することを第一に考え、検討していきます。

民間放課後児童クラブでは、入室が見込まれる児童を受け入れ、提供体制の確保に努めます。

## ⑥子育て短期支援事業

### 《事業概要》

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどにより、児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設などでお預かりすることにより、児童及びその家庭への子育て支援を図るもので

### 《本市の取組》

現在、子育て短期支援事業は実施していません。

(単位：日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	520	520	520	520	520
	提供体制(確保の内容)	0	0	520	520	520
	見込みと提供体制の差	-520	-520	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、平成30年度の相談実績に基づいて算出しています。

緊急時の利用などを踏まえ、提供体制の確保を検討し、令和4年度からの事業開始を目指します。

## ⑦乳児家庭全戸訪問事業

### 《事業概要》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、母子保健推進員、保健師、助産師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに親子の心身の状況や養育環境などの把握を行うものです。

### 《本市の取組》

生後2か月頃までの乳児がいるすべての家庭を、母子保健推進員、保健師、助産師が訪問しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	量の見込み	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	提供体制(確保の内容)	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

母子保健推進員、保健師、助産師の家庭訪問により提供体制は確保されています。

## ⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会など要保護児童等に対する支援に資する事業

### 《事業概要》

養育支援訪問事業は、妊娠や子育てに不安を抱えているなど、保護者の養育への支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、助産師、児童指導員などが訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うものです。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業は、児童福祉の関係者から構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を行っています。

### 《本市の取組》

乳児家庭全戸訪問事業などにより、支援が必要な家庭の把握を行っています。この事業で把握した児童も含めた要保護児童等に対しては、春日部市要保護児童対策地域協議会において支援方針を定め、関係機関間での情報交換、実態把握、必要に応じた訪問など、適切な支援を行っています。

養育支援訪問事業 (単位：回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	量の見込み	340	340	340	340	340
	提供体制(確保の内容)	340	340	340	340	340
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

### 要保護児童等に対する支援に資する事業

(単位：人)

要保護児童等		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全 域	量の見込み	90	90	90	90	90
	提供体制(確保の内容)	90	90	90	90	90
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

#### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、各事業の実績に基づいて算出しています。

保護者の養育への支援が特に必要と認められる家庭を対象に、保健師、助産師、児童指導委員等の専門職が訪問することにより、提供体制は確保されています。

また、要保護児童等に対する支援に資する事業については、春日部市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係各機関と緊密な連携を図ることにより、提供体制は確保されています。

### ⑨地域子育て支援拠点事業

#### 《事業概要》

地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて子育てを支援するものです。

#### 《本市の取組》

地域子育て支援拠点事業として、13か所の地域子育て支援拠点を設置しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全 域	量の見込み	15,140	15,077	15,202	15,429	15,628
	提供体制(確保の内容)	15,140	15,077	15,202	15,429	15,628
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	13	13	13	13	13

#### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

市内13か所の地域子育て支援拠点により、提供体制は確保されています。

今後においても、13か所の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

## ⑩一時預かり事業

### 《事業概要》

公立保育所では、保護者が、家族の看病や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合に、一時的な幼児の預かりを行います。認定こども園では、教育時間の前後又は長期休業日等において、在園する幼児の一時的な預かりを行います。

### 《本市の取組》

公立保育所及び認定こども園、幼稚園で実施しています。

(単位：人)

公立保育所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	5,840	6,424	6,424	6,424	6,424
	提供体制(確保の内容)	5,840	6,424	6,424	6,424	6,424
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	10	11	11	11	11

(単位：人)

認定こども園		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	3,374	3,347	3,290	3,250	3,228
	提供体制(確保の内容)	3,374	3,347	3,290	3,250	3,228
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	7	8	8	8	8

(単位：人)

幼稚園		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	22,832	22,651	22,260	21,995	21,841
	提供体制(確保の内容)	22,832	22,651	22,260	21,995	21,841
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0
	実施か所数	14	13	13	13	13

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、平成30年度の実績に基づいて算出しています。

令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化に伴って、ニーズが増えることも考えられますが、公立保育所及び認定こども園、幼稚園により、提供体制は確保されています。また、令和3年度に複合型子育て支援施設を開設することにより、提供体制を増やします。

今後においても、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。

## ⑪病児・病後児保育事業

### 《事業概要》

発熱などの急な病気となった子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）が、教育・保育施設に通えず、保護者による保育ができない場合に、病院・診療所・保育所（園）などに付設された専用スペースなどにおいて、一時的に保育を行うものです。

### 《本市の取組》

民間認可保育園1か所において、病後児保育事業を実施しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 全 域	量の見込み	584	1,460	1,460	1,460	1,460
	提供体制（確保の内容）	584	1,460	1,460	1,460	1,460
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、実績を踏まえ、提供体制で確保できる人数を算出しています。

病後児保育事業の提供体制は確保されています。また、病児保育事業については、令和3年度に複合型子育て支援施設を開設することにより、提供体制を整えます。

## ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 《事業概要》

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預けたい人と預かりたい人が会員となって、子どもの送迎や一時預かりなどの会員相互の育児援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を図るものです。

### 《本市の取組》

保育所（園）、幼稚園、小学校（義務教育学校前期課程含む）、放課後児童クラブなどの送迎や一時預かりサービスを行う春日部市ファミリー・サポート・センターのほかに、主に病気や病気の回復期にある子ども（病後児等）の預かりや、宿泊を伴う子どもの預かりサービスを行う春日部市緊急サポート・センターを実施しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全 域	量の見込み	3,336	3,336	3,336	3,336	3,336
	提供体制(確保の内容)(合計)	3,336	3,336	3,336	3,336	3,336
	内 訳	就園児	2,793	2,793	2,793	2,793
	一時預かり	444	444	444	444	444
	病児対応型	99	99	99	99	99
見込みと提供体制の差		0	0	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、平成30年度の実績に基づいて算出しています。

子どもを預かりたい人が確保されていることから、提供体制は確保されています。

今後においても、既存の保育施設では応じきれない保育ニーズに応え、仕事と育児を両立しやすい環境づくりを図っていきます。

## ⑬妊婦健康診査事業

### 《事業概要》

妊婦と胎児の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産を迎えるよう実施するものです。

### 《本市の取組》

妊娠届出時に妊婦健康診査助成券を交付し、費用の一部を助成しています。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全 域	量の見込み	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	提供体制(確保の内容)	1,443	1,458	1,483	1,513	1,535
	見込みと提供体制の差	0	0	0	0	0

### 《提供体制、確保策の考え方》

量の見込みについては、人口推計に基づいて算出した各年度の0歳児の人数としています。

妊婦健康診査事業の提供体制は確保されており、今後も利用促進に努めます。

## 第5章 基本施策の展開

### 基本目標1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備



#### 1-1. 子育てサポートの充実

##### 1) 現状と課題

子育てを協力しながら取り組む家庭が増えてきていますが、未だ女性がその中心を担っている場合も多く、子育てに対する不安感は軽減されていません。また、子育て世代においても共働き世帯が増加しており、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりが求められています。子育てに対する不安感を軽減する方法として、地域と連携した、多様な保育ニーズに対応できる子育てサポート体制の充実や、地域におけるさまざまな子育て支援サービスに関するきめ細かな情報提供が、これまで以上に必要とされています。

また、市内ではさまざまな相談窓口を設置し、あらゆる相談に対応しており、現在は子育て世代包括支援センターを中心にワンストップで対応できる体制を確保しています。複雑な課題を抱えた子育て家庭を支援する総合的な相談体制づくりに向けて、さまざまな相談窓口のネットワーク化を図りながら取り組んでいくことが課題となっています。

##### 2) 基本方針

子どもと子育て家庭を総合的に支援する体制の拡充に努めます。必要なときに必要な情報を迷うことなく受け取ることができ、アドバイスを受けられるように、子育て世代包括支援センターなど地域の各種相談窓口での相談支援、地域における子育て支援事業を実施し、地域全体で子育てを支援します。

また、子育てに関する情報をきめ細かく届けるため、冊子などの発行だけではなく、市公式ホームページや子育て情報メールの配信などを活用し、常に新しい情報を発信します。

### 3) 施策の方向性

#### ①地域における児童の育成

1 ファミリー・サポート・センター事業（地域子ども・子育て支援事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
ファミリー・サポート・センター事業は、地域において、育児サービスを提供する人と依頼したい人が会員となって会員相互による育児援助活動を支援する事業です。子どもの世話ができない場合に、一時的に子どもの預かりや送迎を行うものです。		こども政策課
本市では、「春日部市ファミリー・サポート・センター」と「春日部市緊急サポート・センター事業」を実施しており、今後も継続的に両事業の一定の質を確保するため、会員数の増加や、研修会・交流会の内容を充実させる取組を進めます。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
春日部市ファミリー・サポート・センター 提供会員数	327人	353人
目標値の根拠	これまでの実績を維持していくため、毎年度2%ずつ提供会員数を増やすことを目標とします。	

2 放課後児童健全育成事業（年度ごとの量の見込み及び目標整備量）（地域子ども・子育て支援事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
放課後児童健全育成事業は、保護者の就労などにより昼間保育が困難な家庭の小学校就学児童（義務教育学校前期課程を含む）を対象に放課後児童支援員が保護者に代わって、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図るもので		
本市の小学校就学児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブ入室児童数は増加傾向となっており、今後においても、一定のニーズが見込まれることから、学校施設の有効活用などにより、必要な定員を確保するとともに、放課後における児童の健全育成の向上を図ります。		保育課
放課後児童クラブの量の見込みと提供体制・確保の方策についてはP.46、47、48参照		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
入室割合（入室者数／入室申込者数）	99.0%	100.0%
目標値の根拠	待機児童の解消を目指とします。	

3 子育て支援活動団体への支援		
事業概要及び今後の方向性		担当課
子育て支援活動団体への支援は、市内で子育て支援活動を行う団体やサークルなどを会員とする「地域子育て支援協議会」におけるサークル間のネットワーク化や、加入団体における情報の集約化などの取組を行っています。		
今後も、引き続き加入団体の増加を図り、地域社会における子育て支援環境の醸成を図ります。		こども政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
地域子育て支援協議会への加入団体件数	43団体	44団体
目標値の根拠	子育て支援を目的に活動している団体数を増やすことを目標とします。	

<b>4</b>	<b>春日部市子育て支援審議会</b>	
	事業概要及び今後の方向性  春日部市子育て支援審議会は、主に、「児童の福祉に関する事項」や「子ども・子育て支援に関する事項」について調査審議するもので、委員12人以内で構成される附属機関です。 今後、本計画の進行管理や本市の子育て支援の取組全般について意見を求めていきます。	担当課  こども政策課

## ②子育て世代支援体制の拡充

<b>5</b>	<b>子ども家庭総合支援拠点</b>	
	事業概要及び今後の方向性  子ども家庭支援員等が子育てや虐待等の相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供など、必要に応じた支援を実施するものです。 今後は、子育て世代包括支援センターとの一体的な運営について検討し、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置します。	担当課  こども相談課
	指標	現状値(平成30年度)
	設置か所数	〇か所
	目標値の根拠	令和4年度までの設置を目標とします。

<b>6</b>	<b>子育て世代包括支援センター運営事業(利用者支援事業母子保健型)(地域子ども・子育て支援事業)</b>	
	事業概要及び今後の方向性  妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、専門的な知識を有する助産師や保健師が相談に応じます。また、子どもに関する各種申請受付などができるワンストップ窓口を設置するものです。 今後も、引き続き妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、令和4年度までに設置予定の子ども家庭総合支援拠点との一体的な運営について検討します。	担当課  こども相談課

<b>7</b>	<b>子育て支援策の推進</b>	
	事業概要及び今後の方向性  社会環境の変化に伴い、多様化するニーズに対応していくため、子育て支援に関する新たな事業や本市ならではの取組について検討していきます。	担当課  関係課

## ③子育て相談、情報提供体制の充実

<b>8</b>	<b>地域子育て支援拠点事業(地域子ども・子育て支援事業)</b>	
	事業概要及び今後の方向性  地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親の孤立感や不安感を解消してもらうため、公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて、子育てを支援する事業です。 さらに、よりきめ細かな支援として、家庭への訪問活動なども行います。 今後も、既存の地域子育て支援拠点が連携しながら、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上を図ります。	担当課  こども政策課  保育課

<b>9</b>	<b>家庭児童相談</b>	事業概要及び今後の方向性	担当課
		家庭児童相談は、子どもの生活習慣、学校生活の問題、子どもの発育などの悩みを持つ保護者などに対する相談に応じることで、相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行うものです。 今後も、引き続き相談しやすい環境づくりを進め、保護者などの精神的な負担や心理的な不安の軽減を図ります。	こども相談課
<b>10</b>	<b>ブックスタート事業</b>	事業概要及び今後の方向性	担当課
		ブックスタート事業は、10か月児健康診査に訪れた乳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを通じて、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動で、絵本を介して、親子が心をふれあう時間を持つきっかけを届けるものです。 今後も、引き続き絵本の配布とブックスタートボランティアによる絵本の読み聞かせなどの取組を進めます。	こども政策課
		指標	現状値(平成30年度) 目標値(令和6年度)
		ブックスタート配布率 (本の配布数／健診該当者数)	86.2% 98.6%
		目標値の根拠	こども相談課と協力し、毎年度2ポイントずつ配布率を向上させることを目標とします。
<b>11</b>	<b>子育てガイドブック・子育て支援マップ</b>	事業概要及び今後の方向性	担当課
		子育てガイドブック・子育て支援マップは、子育てに関する情報を集約し、子育て家庭などへの情報提供を行うものです。 今後も、掲載内容を必要に応じて適宜見直し、内容の充実を図ります。	こども政策課
<b>12</b>	<b>子育て情報メールの配信</b>	事業概要及び今後の方向性	担当課
		子育て情報メールの配信は、子育てに関する各種情報について、スマートフォンや携帯電話などへメール配信することにより、定期的に子育て情報の提供を行うものです。 今後も、制度の周知を図り、積極的かつ効果的な情報発信を行っていきます。	こども政策課
		指標	現状値(平成30年度) 目標値(令和6年度)
		小学生以下児童世帯の登録割合 (4月の登録者数／4月1日の小学生以下児童世帯数)	29.2% 41.0%
		目標値の根拠	より多くの子育て世帯へ市から発信する情報が届くよう、4割の登録割合を目標とします。

13	子育て電話相談	事業概要及び今後の方向性 子どものしつけや食事など子育てに関する保護者からの相談に、公立保育所の保育士が電話で応じるものです。 今後も、引き続き電話で気軽に相談できる場所の確保を図ります。	担当課 保育課
14	ハーモニー相談	事業概要及び今後の方向性 ハーモニー相談は、子育て中の人々に限らず、女性からの相談について、多岐にわたる相談窓口を開設し、精神的な育児不安の軽減を図るものです。 今後も、相談業務を利用していただき、更なる育児不安の軽減を図ります。	担当課 市民参加推進課
15	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	事業概要及び今後の方向性 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携により、家庭・地域における子どもの養育に関連する種々の問題の早期発見・解決に努めるものです。 今後も、会議の定例開催を継続していくことにより、委員の相互理解と連絡調整に努めます。	担当課 生活支援課
16	子どもに関する相談	事業概要及び今後の方向性 民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域ぐるみの子育てを支援していくため、子どもに関する相談を実施するものです。 現在は身近な相談役として随時相談に応じており、今後も継続して実施します。	担当課 生活支援課
17	教育相談事業	事業概要及び今後の方向性 教育相談事業は、教育相談センターなどにおいて、子どもの養育や教育についての相談を通して、子どもたちの健全な育成と家庭の教育力の向上を図るものです。 市内の全中学校・義務教育学校において「さわやか相談室」を設置しており、今後も、引き続き教育相談センターとともに相談者に寄り添った相談業務を遂行します。また、教育相談センター及びさわやか相談室についての広報を行い、必要な方が必要なときに相談できる体制を整えます。	担当課 指導課
	指標 教育相談センター及びさわやか相談室における相談数（延べ）	現状値(平成30年度) 延9,023件	目標値(令和6年度) 延9,300件
	目標値の根拠	教育相談センター及びさわやか相談室についての広報を行い、毎年40件程度増やすことを目標とします。	

## 1－2. 教育・保育事業の充実

### 1) 現状と課題

子ども・子育て支援新制度が平成27年度より始まり、保育・教育の提供体制の確保を進めてきた中で、就学児の放課後児童クラブの利用者も増加しています。近年は、さらに共働きが一般化し、就労形態や生活スタイルは多様化しており、今後も就学前児童の保育ニーズの増加が見込まれることから、利用者の視点に立ったきめ細かなサービスの提供が求められています。加えて、保護者の急な用事や病気、育児疲れなどでの一時的・緊急時の保育ニーズに対応できる体制の整備も重要となっています。

核家族化の進展や共働き家庭の増加に伴い、今後も低年齢児を中心に保育所（園）の入所を希望する子どもの増加が予想されるため、計画的な保育所（園）入所受入枠の拡大とともに、仕事と子育ての両立や子育て環境の向上に向けた保育サービスの充実が必要となっています。

また、幼児期の教育は特に生涯にわたる人格形成の基礎を養う上で極めて重要であることから、幼児期の教育体制の確保と質の向上が求められています。教育・保育施設の教職員への研修や地域の教育・保育環境の向上を図っていくため、地域の各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー\*」の配置について検討することが課題となっています。

### 2) 基本方針

教育・保育事業については、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて事業の提供体制を整備します。

### 3) 施策の方向性

#### ①各種教育・保育事業の充実

18 子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援給付）		
事業概要及び今後の方向性	担当課	
市の確認を受けた保育所（園）、認定こども園及び地域型保育施設の事業運営に関する必要な費用を給付するものです。 今後も、質の高い教育・保育が安定的に提供できる環境整備に努めます。	保育課	
19 子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援給付）		
事業概要及び今後の方向性	担当課	
幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業などのサービスを利用した際に要する費用を支給するものです。 今後も、子育てを行う家庭の経済的負担軽減に努めるとともに、すべての子どもが健やかに成長するよう支援を進めます。	保育課	

## 20 延長保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
延長保育事業は、保護者の就労などにより、通常保育時間を超えて児童の保育を行うものです。 今後も、必要な保育時間を確保し、より多くの方が利用できるよう体制整備に努めます。		保育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施か所数	46か所	48か所
目標値の根拠 市内すべて保育施設における延長保育の実施を目指とします。		

## 21 一時預かり事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
公立保育所では、保護者が、家族の看病や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合に、一時的な幼児の預かりを行います。認定こども園では、教育時間の前後又は長期休業日等において、在園する幼児の一時的な預かりを行います。 今後も、引き続き事業を実施し、必要な方が利用できるよう、制度の周知に努めます。		保育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施か所数（認定こども園）／（保育所）	6か所/10か所	8か所/11か所
目標値の根拠 すべての公立保育所及び認定こども園での実施を目指とします。		

## 22 病児・病後児保育事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
病児・病後児保育事業は、発熱などの急な病気となった子ども（病児）や病気回復期の子ども（病後児）を、保護者が保育できない場合に、病院・診療所・保育所（園）などに付設された専用スペースなどにおいて、一時的に保育を行うものです。 今後も、同様に実施するとともに、事業の利用促進に努めます。		保育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施か所数	1か所	2か所
目標値の根拠 令和3年4月に開所する複合型子育て支援施設に病児保育室を設置し、1か所増やすことを目標とします。		

## 23 地域子育て支援センター事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
地域子育て支援センター事業は、子育て中の親の孤立感や不安感に対応するため、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流などを通じて、子育てを支援する事業です。 今後も、子育て世帯のニーズを把握し、事業の質の向上及び施設利用者数の増加を図ります。		保育課

## 24 子育て短期支援事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>保護者が入院や通院などで、一時的に家庭で子どもを養育できない場合に、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりする事業です。</p> <p>今後は、必要な方が利用できるように実施体制の確保に努めます。</p>	こども政策課

### ②よりよい教育・保育のための環境整備

## 25 保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校との連携を図る事業

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>保育所（園）・認定こども園・幼稚園及び小学校・義務教育学校との連携を図る事業は、入学先の小学校・義務教育学校と情報交換を行うとともに、次年度就学予定の児童と1年生の交流などを実施し、小学校・義務教育学校と連携した幼児教育・保育の充実を図るもので。（小学校・義務教育学校訪問・幼稚園活動・保育所（園）との交流・情報交換・連絡会・面談など）</p> <p>今後も、保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校とのスムーズな連携に努めます。</p>	保育課

## 26 幼稚園など行事への参加

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>幼稚園など行事への参加は、私立幼稚園において、高齢者との交流会や開放デーなど、幼稚園などの行事への一般参加や、教育講演会などの開催を進めるものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施し、地域の方や各年代の方々との交流を深めていくよう努めます。</p>	保育課

## 27 複合型子育て支援施設整備事業

事業概要及び今後の方向性	担当課	
令和3年度の開所に向けて、保育所（病児保育対応）と児童発達支援センターの機能を有する複合型子育て支援施設を整備します。	障がい者支援課 保育課	
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
整備か所数	0か所	1か所
目標値の根拠	令和3年4月に複合型子育て支援施設の開所を目指します。	

## 1－3. ワーク・ライフ・バランスの推進

---

### 1) 現状と課題

女性の社会進出や家庭の状況から、子育て家庭において共働きが増加しています。これまで、男性は仕事中心の生活が余儀なくされてきた経緯があり、共働き世帯では女性が家事と子育てにかける時間が多くを占めています。そのため、男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育てを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要となっており、働き方改革とあわせて、地域、職場、社会で取り組んでいくことが重要な課題となっています。

また、働く意欲のある子育て世帯向けの求人情報支援の一環として、内職求人情報の提供及びハローワークからの求人情報の配布を行っていますが、すぐ就労に結びつくには、求人情報希望者の増加に対して迅速な情報提供が必要となっています。

今後も、引き続きワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革や関係法制度などの広報・啓発、情報提供を積極的に推進することが求められています。

### 2) 基本方針

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民などの意識改革を推進するための広報・啓発の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援するための体制整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供について、国、県、関係団体などと連携を図りながら推進します。

### 3) 施策の方向性

#### ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

28 ワーク・ライフ・バランス啓発事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
ワーク・ライフ・バランス啓発事業は、仕事と生活のバランスを個人のライフステージに応じて実現することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から普及・啓発をするものです。		市民参加推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
掲示回数	5回	5回
目標値の根拠	国や県などで作成したワーク・ライフ・バランスの普及・啓発ポスター掲示の実績を維持することを目標とします。	

29 育児休業制度・再雇用制度などの啓発		
事業概要及び今後の方向性		担当課
働き方改革関連法の施行に伴い、誰もがいきいきと働き続けられる社会を実現するため、各種制度の利用しやすい環境づくりを目指し、広報・啓発活動を行うものです。また、その他関係機関で開催する各種講座のリーフレットも窓口にて配布します。今後も、国・県等からの啓発資料を窓口で配布するとともに県等の関係機関との共催で実施する労政関係のセミナーにおいて、多様な働き方にに関する講義を実施します。		商工振興課

30 ハローワーク求人情報や内職求人情報の提供		
事業概要及び今後の方向性		担当課
広報かすかべやホームページ、事業所便利帳に求人事業所の募集記事を掲載するなど、内職求人情報の充実を図ります。		商工振興課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
内職求人事業所数	10件	16件
目標値の根拠	毎年度1件程度、内職求人事業所数を増やすことを目標とします。	

## ②男女の協力による子育ての推進

### 31 男女の協力による子育ての推進

事業概要及び今後の方向性		担当課
男女の協力による子育ての推進は、家庭における男女共同参画を促進するためには、家庭、地域、職場において、育児や介護などの家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めるとともに、ジェンダー（社会的、文化的な性差）による差別をなくす働きかけや情報提供を、あらゆる機会を通して図るものです。 今後も、より積極的に啓発活動を行い、固定的な役割分担意識を改善します。		市民参加推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
固定的な性別役割分担に同感しない人の割合	—	70.0%以上
目標値の根拠	5年ごとに行う市民意識調査で増加傾向にあることから70%以上を目指します。	



## 基本目標 2. 子どもの健やかな成長の支援



### 2-1. 親と子の健康生活の充実

#### 1) 現状と課題

親と子が健康的な生活を維持するためには、妊娠中から出産後までの母子の一貫した健康管理や育児支援を行っていくなど、子どもの成長に応じて継続した支援が必要です。

妊産婦については、安心して出産できる環境を整備するとともに、出産後は保護者及び乳幼児の健康に関する状況把握などの支援が必要とされています。妊娠届出時の面談から、妊産婦健康診査の受診勧奨や親になる準備の講座、相談機会を確保しています。出産後は4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長に向けた支援を行うとともに、発達段階に応じた発育・発達の遅れなどの早期発見など、適切な支援に努めています。しかし、情報提供や相談、健康診査の受診につながっていない親子や家庭が一部みられます。

また、少子化や核家族化の進展、地域連帯感の希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景に、育児不安を抱えている家庭や地域で孤立している家庭がいます。このため、各種母子保健事業、育児に関する情報提供などをきめ細かく実施しながら、相談体制の充実と情報の提供や知識の普及を図り、さまざまな支援が子育て世帯につながり、届くように進めていくことが課題となっています。

#### 2) 基本方針

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が保持できるよう、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級（ママパパ学級）などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などを充実します。特に、親の育児不安の解消を図るため、引き続き、各種乳幼児健康診査の場を活用し、親への相談指導を実施するとともに、児童虐待の予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

また、各種教室や講座、訪問事業などを活用し、育児不安を抱える家庭の支援に努めます。

### 3) 施策の方向性

#### ①母子の健康保持の支援

32	母子健康手帳の交付	事業概要及び今後の方向性	担当課
		妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康管理を支援するため、専門職である助産師、保健師が子育て世代包括支援センターなどにおいて、必要な情報提供や助言を行なながら母子健康手帳を交付します。 今後も、子育て世代包括支援センターなどにおいて母子健康手帳を交付します。	こども相談課

33	妊婦健康診査	事業概要及び今後の方向性	担当課
		妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠・出産を迎えるよう、実施するものです。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査等の助成券を交付します。 今後も、妊婦健康診査に係る自己負担金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、受診率の向上に努めます。	こども相談課
	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	第1回目の受診率 (1回目の受診者数／新規母子健康手帳の交付数)	95.7%	97.0%
	目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（96.4%）を参考に97.0%を目標とします。	

34	妊婦歯科健康診査	事業概要及び今後の方向性	担当課
		妊婦歯科健康診査は、妊婦の歯周疾患の早期発見と口腔衛生に関する正しい知識の普及により、妊婦及び胎児の健康増進を図ることを目的に行なうものです。 今後も、妊婦歯科健康診査を実施し、妊娠期から出産後の母子の口腔衛生に関する健康意識を高めます。	こども相談課
	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	受診率 (妊婦歯科健康診査受診者数／母子健康手帳の交付数)	20.4%	24.5%
	目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（23.3%）を参考に24.5%を目標とします。	

35	予防接種	<p><b>事業概要及び今後の方向性</b></p> <p>予防接種は、予防接種法などに基づき、感染症の予防に有効な予防接種（B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん）を実施医療機関での個別接種として実施するものです。</p> <p>予防接種の種類が増え内容が複雑化しているため、実施医療機関との連携を強化し、適切な接種勧奨に努めます。また、予防接種の間違い防止、健康被害に対する適切な対応に力を入れ、被接種者が必要な予防接種を安全・適切に受けられるよう、接種履歴データの活用と相談体制の充実を図ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指標</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">現状値(平成30年度)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">目標値(令和6年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">接種率</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">94.2%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">95.0%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">目標値の根拠</td><td colspan="2" style="padding: 5px;">子どもの健康を守り感染症の流行を減少させるため、国で定めた接種率を目標としています。</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	接種率	94.2%	95.0%	目標値の根拠	子どもの健康を守り感染症の流行を減少させるため、国で定めた接種率を目標としています。		担当課  健康課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)										
接種率	94.2%	95.0%										
目標値の根拠	子どもの健康を守り感染症の流行を減少させるため、国で定めた接種率を目標としています。											
36	乳幼児健康相談	<p><b>事業概要及び今後の方向性</b></p> <p>乳幼児健康相談は、乳幼児が心身ともに健康に育つことを目的として、身体計測、育児相談、栄養相談、言語・心理及び運動の発達相談を実施するものです。</p> <p>今後も、乳幼児健康相談を実施し、保護者の育児不安の解消に努めます。</p>	担当課  こども相談課									
37	4か月児健康診査	<p><b>事業概要及び今後の方向性</b></p> <p>4か月児健康診査は、4か月から5か月未満の乳児を対象に発育発達の遅れの早期発見及び健康の保持増進を目的とし、市内の医療機関において実施するものです。</p> <p>今後も、4か月児健康診査を実施するとともに、かすかべびーず訪問において4か月児健康診査の必要性を説明しながら受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指標</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">現状値(平成30年度)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">目標値(令和6年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">受診率（受診児数／対象児数）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">96.7%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">98.0%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">目標値の根拠</td><td colspan="2" style="padding: 5px;">過去3年間で最も高い受診率（97.5%）を参考に98.0%を目標とします。</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	受診率（受診児数／対象児数）	96.7%	98.0%	目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（97.5%）を参考に98.0%を目標とします。		担当課  こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)										
受診率（受診児数／対象児数）	96.7%	98.0%										
目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（97.5%）を参考に98.0%を目標とします。											
38	10か月児健康診査	<p><b>事業概要及び今後の方向性</b></p> <p>10か月児健康診査は、9か月から1歳未満の乳児を対象に、運動機能の発達や発育の遅れなどの早期発見及び健康の保持増進を目的として、実施するものです。</p> <p>今後も、10か月児健康診査を実施するとともに、未受診者に対して保健師が家庭訪問などにより受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">指標</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">現状値(平成30年度)</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">目標値(令和6年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">受診率（受診児数／対象児数）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">97.1%</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">98.0%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">目標値の根拠</td><td colspan="2" style="padding: 5px;">過去3年間で最も高い受診率（97.7%）を参考に98.0%を目標とします。</td></tr> </tbody> </table>	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	受診率（受診児数／対象児数）	97.1%	98.0%	目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（97.7%）を参考に98.0%を目標とします。		担当課  こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)										
受診率（受診児数／対象児数）	97.1%	98.0%										
目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（97.7%）を参考に98.0%を目標とします。											

## 39 1歳6か月児健康診査

事業概要及び今後の方向性		担当課
1歳6か月児健康診査は、1歳6か月から2歳未満の乳児を対象に、運動機能の発達や発育の遅れなどの早期発見及び健康の保持増進を目的とし、実施するものです。		こども相談課
今後も、1歳6か月児健康診査を実施するとともに、未受診者に対して母子保健推進員や保健師が家庭訪問などにより受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
受診率（受診児数／対象児数）	96.7%	98.0%
目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（97.6%）を参考に98.0%を目標とします。	

## 40 1歳6か月児健康診査歯科指導

事業概要及び今後の方向性		担当課
1歳6か月児健康診査歯科指導は、1歳6か月児健康診査時に、歯の健康についての講話を行い、むし歯のある幼児の保護者に対して、ブラッシング指導及び保健指導を実施するものです。		こども相談課
今後も、引き続きブラッシング指導及び保健指導を実施します。		

## 41 (親子教室) 1歳6か月児健康診査2次指導

事業概要及び今後の方向性		担当課
1歳6か月児健康診査後、言葉の遅れもしくは社会情緒的発達面での遅れなどが疑われる幼児やその保護者に対し、適切な支援により発達を促すとともに、保護者同士の交流の場を提供するものです。		こども相談課
今後も、引き続き発達面での遅れなどが疑われる幼児やその保護者に対し、適切な支援を行います。		

## 42 3歳5か月児健康診査

事業概要及び今後の方向性		担当課
3歳5か月から4歳未満の幼児を対象に、発育及び精神発達の遅れや弱視、難聴などの早期発見及び健康の保持増進を目的として、実施するものです。		こども相談課
今後も、3歳5か月児健康診査を実施するとともに、未受診者に対して母子保健推進員や保健師が家庭訪問などにより受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
受診率（受診児数／対象児数）	93.6%	96.0%
目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率（95.0%）を参考に96.0%を目標とします。	

#### 43 3歳5か月児健康診査歯科指導

事業概要及び今後の方向性		担当課
3歳5か月児健康診査歯科指導は、3歳5か月児健康診査時に、歯の健康についての講話を行い、むし歯のある幼児の保護者に対して、ブラッシング指導及び保健指導を実施するものです。		こども相談課
今後も、引き続きブラッシング指導及び保健指導を実施します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
むし歯のない3歳児の割合 (むし歯のない3歳児数／受診児数)	84.4%	86.0%
目標値の根拠	過去3年間で最も高い受診率(84.4%)を参考に86.0%を目標とします。	

#### 44 (幼児教室) 3歳5か月児健康診査2次指導

事業概要及び今後の方向性		担当課
3歳5か月児健康診査後、言葉の遅れもしくは社会情緒的発達面での遅れなどが疑われる幼児やその保護者に対し、適切な支援を行い、発達を促すとともに、保護者同士の交流の場を提供するものです。		こども相談課
今後も、引き続き発達面での遅れなどが疑われる幼児やその保護者に対し、適切な支援を行います。		

#### 45 ゴミニケーション・健康情報カレンダーによる情報提供

事業概要及び今後の方向性		担当課
子どもの健康に関する情報を提供するため、各世帯に配布しているゴミニケーション・健康情報カレンダーに、乳幼児健康診査や予防接種、市内医療機関一覧などの情報を掲載するものです。		健康課
今後も、わかりやすい紙面づくりに取り組むとともに、必要な情報をすべての家庭に提供できるよう努めます。		こども相談課

#### 46 保健センターの充実

事業概要及び今後の方向性		担当課
保健センターでは、健康づくり支援の事業拠点として、健康増進事業（各種がん検診・健康教育・健康相談など）、母子保健事業（母子健康手帳の交付・乳幼児健康診査・乳幼児健康相談など）、精神保健事業などを実施しています。		健康課
今後も、引き続き健康づくり支援を行うため、健康管理体制の強化や健康増進のための事業拠点として、保健センターの整備・充実を図ります。		

## ②健康教育の支援

47 両親学級（ママパパ学級）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
両親学級（ママパパ学級）は、出産を迎える妊婦及びその夫に対し、妊娠、分娩、栄養、育児、及び歯科についての講義、赤ちゃんのお風呂の入れ方、母乳ケアなどの実技指導を実施するものです。		こども相談課
今後も、妊娠、分娩及び育児についての知識と技術を提供し、必要に応じて健康相談を実施することで、安心して出産・育児が迎えられるよう支援します。また、仲間づくりの場としても活用します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
受講者（ママ）アンケート満足度90点以上の割合	80.7%	87.0%
目標値の根拠	内容を理解していただくことで、安心して出産・育児を迎えられるよう、87.0%を目標とします。	

48 孫育て教室		
事業概要及び今後の方向性		担当課
孫育て教室は、孫を迎える祖父母、または、生後6か月ごろまでの乳児の保護者を支援しようとする者を対象に、育児について、離乳食・おやつについての講話、沐浴体験を実施するものです。		こども相談課
今後も、育児中の保護者の理解者、支援者となり、保護者とともに育児が行えるよう、また、地域の子育て支援活動を推進するために、育児情報を提供します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
受講者数	60人	65人
目標値の根拠	毎年度1人程度の増加を目標とします。	

49 乳幼児応急手当講習会		
事業概要及び今後の方向性		担当課
乳幼児の事故防止と応急手当ができるよう、乳幼児に対する心肺蘇生法などの講習を実施するものです。		こども相談課
今後も、引き続き乳幼児の事故防止を図ることができるよう、乳幼児応急手当講習会を開催します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
受講者数	122人	140人
目標値の根拠	対象者の見直しや募集方法を検討し、毎年度3人程度の増加を目標とします。	

### ③訪問指導による育児支援

#### 50 かすかべびーず訪問（乳児家庭全戸訪問事業）（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>かすかべびーず訪問（乳児家庭全戸訪問事業）は、子育て支援のため、母子保健推進員、保健師などが生後2か月頃の赤ちゃんのいる家庭を訪問し、母子の様子を確認しながら、子育てに関する相談や情報提供を行うものです。また、訪問時に4か月児健康診査票などを手渡し、受診勧奨に努めるものです。</p> <p>今後も、引き続き訪問を実施し、受診勧奨と情報提供を行います。</p>		こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
訪問実施率（訪問時面接した数／対象児数）	93.6%	95.0%
目標値の根拠	過去3年間で最も高い訪問実施率（93.6%）を参考に95.0%を目標とします。	

#### 51 妊婦産婦訪問

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>妊婦産婦訪問は、出産や育児に不安を抱える妊婦や産婦に対し、疾病予防や異常の早期発見など、適切な対処の方法について、保健師・助産師などが訪問し指導を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き適切な訪問指導を実施します。</p>		こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
訪問指導を希望する妊産婦への訪問実施率	97.7%	100.0%
目標値の根拠	訪問指導を希望する妊婦産婦の全家庭への訪問を目指し、100%を目標とします。	

#### 52 養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>養育支援訪問事業は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭を対象に、保健師、助産師、児童指導員等の専門職が訪問し、相談、支援を行うものです。</p> <p>今後も、対象家庭の訪問を実施します。</p>		こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)

#### 53 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）（地域子ども・子育て支援事業）

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>新生児訪問は、新生児のいる家庭に保健師、助産師などの専門職が訪問を行い、保護者の精神的な負担の軽減を図るとともに、新生児の健康状態を把握し必要な助言を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き新生児の健全な発育と母親への育児支援を目的として訪問指導を行います。</p>		こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
新生児への訪問実施率	97.8%	100.0%
目標値の根拠	新生児期の全家庭への訪問を目指し、100%を目標とします。	

#### ④不妊・不育症に関する経済的支援

##### 54 早期不妊検査費助成事業

事業概要及び今後の方向性	担当課
少子化対策の一環として、不妊検査を受けた夫婦に対し、検査に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 今後も、引き続き制度の周知を図り、対象夫婦に助成を行います。	こども相談課

##### 55 不育症検査費助成事業

事業概要及び今後の方向性	担当課
少子化対策の一環として、不育症検査を受けた夫婦に対し、検査に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 今後も、引き続き制度の周知を図り、対象夫婦に助成を行います。	こども相談課

##### 56 早期不妊治療費助成事業

事業概要及び今後の方向性	担当課
少子化対策の一環として、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療に要した費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 今後も、引き続き制度の周知を図り、対象夫婦に助成を行います。	こども相談課

## 2－2. 心身を育む食育の推進

### 1) 現状と課題

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりは、子どもの心身の健全育成に重要です。教育分野をはじめさまざまな分野が連携し、食に関する学習や情報提供を進めるとともに子ども参加型の取組や親子による食事づくりを進めています。

書籍やインターネットなどが普及したことや学校においても保護者に対して給食だよりなどを配布していることから、誰もが容易に食に関する情報を取得しやすくなっていますが、食の安全への関心の高まりにより、これまで以上にきめの細かい情報提供と内容の充実が課題となっています。

### 2) 基本方針

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりを、保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、公共施設の調理室などを活用した食事づくりなどの体験活動や子ども参加型の取組を進めます。

### 3) 施策の方向性

#### ①食に関する情報提供・学習機会の実施

57 保育所給食	事業概要及び今後の方向性	担当課
保育所給食は、子どもたちの発育・発達のための役割や、食事を通じた教育的な役割、保護者支援の役割を持つもので、保育の中で、食への関心を育み、心身ともに健康的な生活ができる力を培うものです。 今後も、地産地消の推進に取り組むほか、収穫体験やクッキング保育、食育教室など食育の充実を図るとともに、広報紙やホームページなどにより、事業の周知に努めます。		保育課

58 離乳食教室	事業概要及び今後の方向性	担当課
離乳食に関する情報の提供と、同じ月齢の乳児をもつ母親の交流の機会を設けることを目的に、講話、試食提供、交流会を実施するものです。 今後も、離乳食に関する正しい情報を提供するとともに、母親同士の交流の機会を設けます。		こども相談課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加者の満足度 (アンケートで「参加してよかったです」の回答率)	89.0%	100.0%
目標値の根拠	参加者全員が離乳食の進め方について理解を深め、不安の軽減が図れるように100%を目標とします。	

## 59 学校給食

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>市内の全小中学校・義務教育学校において、児童生徒の豊かな心を育む安心・安全でおいしい給食を提供するものです。</p> <p>今後も、学校栄養職員による「食に関する指導」や地産地消の推進など、食育の充実を図ります。また、児童生徒のアレルギーへの対応のため、教職員を対象とした研修会などを開催します。</p>	学務課 指導課



## 2－3. 思春期の健康教育の充実

### 1) 現状と課題

思春期の特性をとらえて、自分の健康を考える機会を確保できるようになりますことが重要であり、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の普及などによる影響にも配慮が必要です。思春期における心身の健康の向上には、正しい知識や態度を身につけるなど、学校教育との連携を確保する必要があります。

思春期においては、興味本位に喫煙や薬物に手を出すことにより習慣化してしまうことが多く、引き続き正しい知識を普及・啓発することが重要となっています。

### 2) 基本方針

性に関する健全な意識を醸成し、あわせて性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を推進します。また、喫煙や薬物などに関する教育、学童期・思春期における心の問題及び地域における相談体制の充実などを図ります。

### 3) 施策の方向性

#### ①性や性感染症予防および喫煙・薬物乱用防止に関する知識の普及

60 思春期の知識の普及		
事業概要及び今後の方向性		担当課
思春期の知識の普及として、市内の高校生を対象に思春期の健康管理、性や性感染症予防に関する知識の普及を図るため、リーフレットを配布するものです。 今後も、引き続き啓発に努めます。		健康課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
配布枚数	955枚	1,000枚
目標値の根拠	実績等から現状値を維持していくことを目標とします。	

61 未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン		
事業概要及び今後の方向性		担当課
未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーンは、市内の酒及びたばこ小売組合が、未成年者の健全な育成の一助とするため、駅頭にて「未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン」を行うものです。実施に際しては、市をはじめ市教育委員会、春日部警察署、春日部税務署などが後援・支援を行うほか、市内の高校生の協力を得て、キャンペーン用チラシ・ティッシュを配布しています。また、成人式の参加者へリーフレットを配布するものです。 今後も、引き続き啓発に努めます。		健康課 社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
配布枚数	10,000枚	10,000枚
目標値の根拠	実績等から現状値を維持していくことを目標とします。	

## 62 保健体育・健康教育

事業概要及び今後の方向性		担当課
保健体育・健康教育は、授業や講演会を通して、飲酒、喫煙、薬物乱用の健康被害等や性に関する事柄に関して、児童生徒が正しい知識を身につけていくことを推進するものです。		指導課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
喫煙、飲酒、薬物乱用等に関する防止教室の実施	37校全校で実施	34校全校で実施
目標値の根拠	<p>引き続き市内小中学校・義務教育学校34校全校での実施を目指します。</p> <p>※平成31年4月から学校再編により、小学校は24校から22校に、中学校は13校から11校に、新たに義務教育学校が1校開校し、34校となりました。</p>	



## 2－4. 地域で支える小児医療の充実

---

### 1) 現状と課題

一次救急体制として、平日は、入院・手術を必要としない比較的軽症である15歳未満の救急患者を対象に、春日部市小児救急夜間診療所にて、市内の小児科医師等による夜間診療を実施しています。また、日曜日・祝休日及び年末年始は在宅当番医が日中の診療を行っています。

二次救急体制としては、入院・手術の必要な小児の救急患者を対象に、埼玉県東部南地区の6市1町（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）で、病院群輪番制を実施し、診療を行う体制を確保していますが、小児を対象とする病院群輪番制参加病院が少ないことが課題となっています。

### 2) 基本方針

小児救急医療体制の充実のため、小児一次救急については、土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始の夜間診療を実施できるよう、医師会ほか関係機関と連携し実現に向けて取り組むとともに、在宅当番医制の運営及び支援の充実を図ります。

また、小児二次救急については、引き続き病院群輪番制への支援を行うとともに、参加病院増に向けた取組を東部南地区の6市1町と連携して実施します。

### 3) 施策の方向性

#### ①小児医療の確保・充実

63 春日部市小児救急夜間診療所の運営		
事業概要及び今後の方向性		担当課
平成28年7月1日の春日部市立医療センターの開所に際し、旧春日部市立病院の一部門であった小児救急夜間診療部を独立させ、春日部市小児救急夜間診療所を開設しました。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
診療所において「とても良い」と評価する利用	67.1%	71.2%
目標値の根拠	70%以上の利用者に、とても良いとの評価が得られる診療体制を目指します。	

64 小児救急医療支援事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
小児救急医療支援事業は、緊急入院・手術の必要な小児の救急患者を対象に、埼玉県東部南地区の6市1町（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）で実施している病院群輪番制において二次救急医療として診療を行うものです。		健康課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
小児救急医療支援事業への市内の参加病院	1 病院	1 病院
目標値の根拠	新たな参加を促しつつ、現状維持を目指します。	

65 在宅当番医制運営事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
在宅当番医制運営事業は、救急患者を対象に、日曜日・祝休日及び年末年始における急な発熱などの病気やけがの診療を、初期救急医療として市内の医療機関が交代で実施するものです。		健康課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
在宅当番医制運営事業で小児を診療する医療機関の数（1日あたり）	1 医療機関	1 医療機関
目標値の根拠	1 医療機関の小児科が当番医として診療しているので、維持することを目指します。	

# 基本目標3. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり



## 3-1. 地域での見守りと声かけネットワークづくり

### 1) 現状と課題

子どもが被害に遭う犯罪は、依然として全国の各地域で発生しております。

各保育所（園）・認定こども園・幼稚園では、子どもを犯罪などの被害から守るためにの取組を行っていますが、これまで以上に関係機関・団体と連携した各種防犯対策を講ずることが必要です。さらに、子どもが犯罪被害に遭わないような安心・安全なまちづくりを推進するには、防犯設備の整備・充実や、市民への犯罪情報の提供、地域での見守り活動の実施なども重要となっており、更なる充実が課題となっています。

### 2) 基本方針

子どもを犯罪の被害から守るため、犯罪などに関する情報の提供やPTAなどの学校関係者や防犯ボランティアなどの関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

また、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施します。あわせて、防犯対策などを考慮した防犯設備の整備を推進します。

### 3) 施策の方向性

#### ①防犯体制の強化・地域安全活動の推進

66 防犯体制整備事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
防犯体制整備事業は、自主防犯団体と連携し子どもの見守り活動、防犯活動を行うとともに、青色回転灯車による防犯パトロールを実施するものです。 今後も、引き続き自主防犯団体について加入を促進します。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
自主防犯団体登録数	182団体	198団体 (全自治会)
目標値の根拠	全自治会が自主防犯団体へ加入し、活動することを目標とします。	

## 67 防犯システム設置事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
防犯システム設置事業は、街頭防犯カメラの適正な維持管理及び新規の街頭防犯カメラの設置を検討するものです。		
通学路における街頭防犯カメラ設置予定は、令和元年度から令和4年度までの4年間で、市内22小学校及び義務教育学校1校の通学路（校区）に、概ね2台ずつ（合計46台）設置していきます。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
犯罪率（人口千人あたりの刑法犯認知件数）	10.2件	8.7件
目標値の根拠 実績を踏まえ、10%減らすことを目標とします。		

## 68 うごく子ども110番

事業概要及び今後の方向性		担当課
うごく子ども110番は、児童・生徒の安全な登下校を確保することを目的とし、関係機関の公用車などに「うごく子ども110番」のステッカーを貼ることで、子どもたちの不測の事態に備え、緊急の連絡や避難できる場所を確保するものです。		
今後も、引き続き関係機関や協力団体と連携し、「うごく子ども110番」活動の認識を高めます。		学校総務課

## 69 学校警察連絡協議会

事業概要及び今後の方向性		担当課
学校警察連絡協議会は、子どもを犯罪の被害から守るため、情報交換・共通理解など、関係機関との連携を図るものです。		
今後も、引き続き関係機関や地域、学校が連携の強化を図り、充実に努めます。		指導課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
講演会参加人数	169人	300人
目標値の根拠	地域、保護者、学校の連携強化を図るため、会の内容の充実、周知・広報に努め年間20人ほど増やすことを目標とします。	

## 70 防犯教室・防犯研修会

事業概要及び今後の方向性		担当課
防犯教室・防犯研修会、非行防止教室は、児童生徒が犯罪の被害に遭わないようにするため実施するものです。		
今後も、外部講師を招いて実施するなど、各学校の工夫により内容の充実を図ります。		指導課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
防犯教室・防犯研修会または非行防止教室の実施	37校全校で実施	34校全校で実施
目標値の根拠	引き続き市内小中学校・義務教育学校34校全校での実施を目標とします。 ※平成31年4月から学校再編により、小学校は24校から22校に、中学校は13校から11校に、新たに義務教育学校が1校開校し、34校となりました。	

71 非行防止パトロール		
事業概要及び今後の方向性		担当課
非行防止パトロールは、年間を通した非行防止パトロールを各地区の補導会・育成会等に委託して実施するものです。 今後も、各地区の実状に合わせて、パトロール活動の充実を図ります。		こども政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
パトロールの実施回数	1,070回	1,100回
目標値の根拠	これまでの実績から現状値を維持していくことを、目標とします。	

72 防犯パトロール		
事業概要及び今後の方向性		担当課
防犯パトロールは、各小中学校・義務教育学校のPTAにおいて、自転車などへのプレートの掲示による、犯罪抑止活動を行うものです。 現在、市内の小中学校・義務教育学校のPTAで実施されており、今後も、引き継ぎ活動の継続を支援します。		社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)

73 こどもかけこみ110番		
事業概要及び今後の方向性		担当課
こどもかけこみ110番は、店舗や一般家庭などにプレートの設置を依頼し、子どもたちが事件などに遭遇した際に、駆け込んで助けを求めるができる場を確保するものです。 今後も、引き継ぎ地域や関係機関、協力団体と連携し、「こどもかけこみ110番」活動の継続を支援します。		社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
プレート設置か所数	1,243か所	1,245か所
目標値の根拠	地域全体で子どもたちの安全を見守る場を確保できるよう、現状維持を目標とします。	

74 通学路における街頭防犯カメラ設置事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
交通防犯課、春日部警察署及び教育委員会と通学路合同点検を実施し、危険箇所の抽出を行いました。また、防犯カメラの維持管理・更新経費、画像抽出作業、本事業の継続性等を踏まえ、市内22小学校及び義務教育学校1校の通学路（校区）に、概ね2台ずつ（合計46台）設置していきます。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
通学路における街頭防犯カメラ設置台数	0台	46台
目標値の根拠	概ね各校の通学路（校区）に2台（合計46台）設置することを目標とします。	

## 3－2. 生きる力を育む教育環境の整備

### 1) 現状と課題

少子化の進展で、兄弟姉妹や近隣に子どもが少なくなったことなどにより、乳幼児とふれあう機会が少ないまま、親として育児に入るケースが増加しています。そのため、次世代の親の子育て力を育む支援として、子どもを産み育てるものの意義や子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所（園）、幼稚園などを活用し、乳幼児とふれあう機会をつくっています。

また、未来の担い手である子どもが、個性を伸ばし生きる力を身につけられるよう、学校の教育環境などの整備や、大人の関わり方について保護者・地域住民の理解を深める取組が必要となっています。

さらに、家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭の教育力を高める機会も少ないことが指摘されています。今後も子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や情報提供を行うことが必要となっています。

子どもが自ら学び主体的に判断・行動し、感動する心や豊かな人間性などを育むために、豊かな自然環境などの地域の教育資源を活用する中で、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域と行政が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが課題となっています。

### 2) 基本方針

中・高校生が、子どもを産み育てるものの意義を理解し、子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、児童センターや乳幼児健診の場などを活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を推進します。

また、子どもの豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫・改善などを進め、心に響く道徳教育の充実を図るとともに、学校と地域との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

さらに、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、保育所（園）・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校との連携を推進します。

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域のより一層の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

### 3) 施策の方向性

#### ①みんなで支える次世代の親づくり

75 地域とのふれあい		
事業概要及び今後の方向性		担当課
地域とのふれあいは、保育所（園）において、園庭を開放することにより、地域の子どもや親たちに、他の子どもとのふれあいを通し、子育て支援を実施するものです。また、地域の人を対象に講演会を開催するものです。		保育課
今後も、引き続きあらゆる機会を活用して、地域との連携を図ります。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加人数	10,885人	11,000人
目標値の根拠	毎年度、20人程度の参加人数を増やすことを目標とします。	

76 中学生社会体験チャレンジ事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
中学生社会体験チャレンジ事業は、市内中学1年生（義務教育学校後期課程1年生を含む）を対象に、望ましい職業観や勤労観を育て、社会性や自立心を養うため、市内事業所において3日間の社会体験活動を行うものです。		指導課
今後も、受入れ事業所と連携し、生徒一人ひとりが目的を達成できるよう、事業の充実に努めます。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市内全中学校・義務教育学校12校の実施	13校	12校
目標値の根拠	引き続き市内中学校・義務教育学校12校全校での実施を目標とします。 ※平成31年4月から学校再編により、中学校は13校から11校に、新たに義務教育学校が1校開校し、12校となりました。	

#### ②確かな学力の向上

77 少人数指導		
事業概要及び今後の方向性		担当課
少人数指導は、児童生徒や学校の実態を踏まえ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るものであります。		指導課
今後も、個に応じた指導の充実を図り、着実に児童生徒一人ひとりの学力を向上させるため工夫・改善を図ります。		

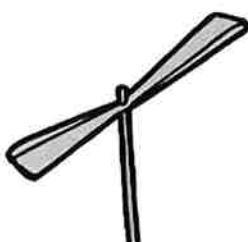
78 道徳教育		
事業概要及び今後の方向性		担当課
道徳教育は、指導方法や指導体制の工夫及び改善を進め、児童生徒に道徳的実践力を育成するものです。		指導課
現在、市内の全小中学校・義務教育学校で指導方法や体制の工夫改善を実施しており、今後も、児童生徒一人ひとりに豊かな心を育む道徳教育の充実を図ります。		

## 79 体育指導

事業概要及び今後の方向性		担当課
体育指導は、指導方法の工夫及び改善を進め、体育の授業を充実するものです。現在、市内の全小中学校・義務教育学校で指導方法の工夫改善が進められており、今後も、児童生徒一人ひとりの体力向上を図る体育授業の実践につなげていきます。		指導課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
市の体力向上推進委員会の実施	市の開催回数3回	市の開催回数3回
目標値の根拠	引き続き、市の体力向上推進委員会を年間3回開催することを目標とします。	

## 80 総合的な学習の時間

事業概要及び今後の方向性		担当課
総合的な学習の時間は、自ら学び、自ら考え、問題を解決する学習活動を展開し、自己の生き方を考えることができる児童生徒を育成するものです。現在、市内の全小中学校・義務教育学校で、年間計画の見直しなど、授業の工夫、改善を図っており、今後も、児童生徒の課題解決能力の育成を目指します。		指導課



### ③各分野の連携による豊かな心身の育成

<b>81</b>	<b>学校評議員制度</b>	
	<b>事業概要及び今後の方向性</b>	<b>担当課</b>
	学校評議員制度は、学校・家庭・地域の連携を深め、一体となって学校教育を推進するものです。 現在、市内の全小中学校・義務教育学校で制度を実施しており、今後も、学校評議員制度を活用し、学校・家庭・地域の連携を深め地域に根ざした学校教育の推進を図ります。	指導課
<b>82</b>	<b>就学時健康診断</b>	
	<b>事業概要及び今後の方向性</b>	<b>担当課</b>
	就学時健康診断は、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上の必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行うものです。 今後も、学務課や各学校の連携のもと、取り組みます。	指導課
<b>83</b>	<b>スポーツ少年団事業</b>	
	<b>事業概要及び今後の方向性</b>	<b>担当課</b>
	スポーツ少年団事業は、スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる目的としている、スポーツ少年団組織を支援するものです。 今後も、スポーツ少年団組織の支援を継続し、現状の団員数の維持を目指します。	スポーツ推進課
	<b>指標</b>	<b>現状値(平成30年度)</b>
	登録団員数	2,098人
	目標値の根拠	少子化である事実を踏まえ、前年度比98%程度の水準を維持することを目標とします。

#### ④地域ぐるみの教育力の向上

84 家庭教育学級		
事業概要及び今後の方向性		担当課
家庭教育学級は、各公民館において、幼児期・小学生期・中学生期のそれぞれの保護者などを対象とした講座を実施するものです。 今後も、参加者のニーズを把握しながら、親子のより良い関係を築けるよう事業を進めます。		中央公民館
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施地区数	8地区	8地区
目標値の根拠	引き続き、市内8地区で充実した事業を実施することを目標とします。	

#### ⑤子どもの健全育成と未来を担う人材育成の推進

85 青少年健全育成条例普及啓発活動		
事業概要及び今後の方向性		担当課
青少年健全育成条例普及啓発活動は、埼玉県青少年健全育成条例及び、春日部市青少年健全育成基本条例の普及、啓発を行うものです。 今後も、普及、啓発活動を継続します。		こども政策課

86 青少年育成春日部市民会議の支援		
事業概要及び今後の方向性		担当課
青少年育成春日部市民会議が、関係機関・団体と連携し実施している、環境浄化活動、家庭教育活動、青少年体験活動などを支援するものです。 今後も、組織の周知に力を入れるとともに、各団体が連携できる事業の実施を促します。		こども政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
青少年育成春日部市民会議の会員数	99人	117人
目標値の根拠	これまでの実績から、毎年3人ずつ増やすことを目標とします。	

87 青少年育成推進員の支援		
事業概要及び今後の方向性		担当課
青少年育成推進員の支援は、青少年に望ましい地域環境を作ることを目的として、市長が委嘱した「青少年育成推進員」の活動を支援するものです。 今後も、委嘱配置目標を下回ることがないよう助言していくとともに、各推進員が問題なく活動できるよう支援します。		こども政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
青少年育成推進員の人数	46人	46人
目標値の根拠	1小学校区あたり2人の推進員の配置を維持することを目標とします。	

88 青少年相談員の支援		
事業概要及び今後の方向性		担当課
青少年相談員の支援は、青少年のリーダーとして、埼玉県知事から委嘱されて、野外活動など青少年の体験活動の機会の提供を行っている「青少年相談員」の活動を支援するものです。		こども政策課
今後も、市民周知に力を入れるとともに、活動を支援します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
青少年相談員の人数	3人	6人
目標値の根拠	令和2年度、令和4年度、令和6年度の委嘱時に1人ずつ増やすことを目標とします。	

89 年少リーダー研修会		
事業概要及び今後の方向性		担当課
さまざまな体験を通して、強く、たくましく生きる力を持つきっかけとしてもらい、地域で活動する青少年リーダーを育てます。		中央公民館
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
事後研修を含めた延べ参加者数	378人	400人
目標値の根拠	より充実した内容で子どもたちを育成し、参加者を増やすことを目標とします。	

90 未来を育む奨学金（未来を担う人財育成事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
学業、スポーツ、芸術等の分野は問わず、児童生徒が日頃から思い描いている挑戦したい、実現したい夢や希望に関する提案に対し奨学金を交付します。		学務課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
事業提案提出件数	16件	30件
目標値の根拠	毎年度10%ずつ提案件数を増やすことを目標とします。	

91 英語検定料助成（未来を担う人財育成事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
中学校3年生（義務教育学校後期課程3年生）を対象に英語検定料を助成し、学習意欲の向上と英語力の強化を図るもので		学務課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
英語検定料助成の申請者数	475人	1,080人
目標値の根拠	対象生徒数（約1,800人）の6割に助成することを目標とします。	

### 3－3. 心豊かに育つ場づくり

#### 1) 現状と課題

地域社会が持つ機能の一つに、子どもが産まれ育っていく、次世代育成の場としての機能があるといわれています。しかし、近年の少子化の進展、生活スタイルや価値観の変容などの影響により、子どもが産まれ、育つ場として地域がその機能を果たしていない状況が見られており、次世代を育む地域社会の再生が求められています。

また、子育てに関する各種情報をわかりやすく提供することや、子育ての悩みを分かち合えるような話し相手、保護者同士が交流できる場が求められているとともに、地域における子どもの居場所を確保していくことが重要となっています。

本市では、市内の保育所において、保育士が子育てに関する悩みや相談を受け付けており、保護者の心の支えになっています。また、父親の育児参加の促進により女性の社会進出を促すとともに、子育てネットワーク形成による母親、父親、子どもの仲間づくり、地域における親同士のネットワークづくりを進めています。

さらに、子どもと地域の大人たちとのつながりが希薄となってきていることから、子どもたちの豊かな心を育む事業や子どもと高齢者が交流し、人とのふれあいが実感できるような事業展開が求められています。

今後も、引き続き多様な機会を活用しながら、子育て支援も視野に入れた、身近な地域での世代間交流の機会拡大を図ることが課題となっています。

#### 2) 基本方針

地域における子どもの居場所や活動場所・機会の確保について、引き続き充実を図ります。

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービスなどのネットワークの形成を促進していきます。

また、出産や子育てに不安を持つ保護者に対して、各種講座などにおいて、子育てを学ぶ場を提供するなど、「親育ち」への取組を推進するとともに、仲間づくりを促進します。

さらに、地域における団体活動の中で、子どもと高齢者が一緒になって参加する事業を数多く実施することにより、世代間交流を促進し、子育て支援を図ります。

### 3) 施策の方向性

#### ①子どもの居場所づくりの推進

##### 92 学習を目的とした児童への場所の提供

事業概要及び今後の方向性		担当課
学習を目的とした児童への場所の提供は、地域において児童が安全に過ごすことができる週末などの居場所づくりを推進するため、学習を目的とした場所の提供を行うものです。		市民参加推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
情報ライブラリ一年間利用者数	3,386人	4,000人
目標値の根拠 開館日数の増加により、利用者を増やすことを目標とします。		

##### 93 子育てふれあい公園リニューアル事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
子育てふれあい公園リニューアル事業は、子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒にふれあえるような公園の再整備を行うものです。 今後も、引き続き1～2か所／年程度の公園の再整備を目指します。		公園緑地課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
再整備公園数	10か所	21か所
目標値の根拠 毎年度2か所ずつ再整備することを目標とします。		

##### 94 放課後子ども教室（令和6年度までの実施計画）

事業概要及び今後の方向性		担当課
放課後子ども教室は、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、地域の方々の参画を得て実施するものです。 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、全小学校区で実施し、事業の拡充を図ります。また、放課後児童クラブとは、一体型としていきます。今後も、引き続き関係機関や関係部局で構成される運営委員会を設置し、余裕教室の活用や、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携などについて検討を行い、事業の充実を図っていきます。		社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
放課後こども教室の参加児童延べ人数	10,797人	12,000人
目標値の根拠 これまでの実績に基づき、毎年度参加延べ人数を200人ずつ増やすことを目標とします。		

95 青少年地域活動・ボランティア活動推進事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
青少年地域活動・ボランティア活動推進事業は、児童・生徒が地域活動やボランティア活動を行い、多様な体験や活動を行う機会を通じて、自立心、主体性、協調性を育むため実施するものです。		社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
表彰状授与枚数	3,948枚	5,000枚
目標値の根拠	事業周知を拡大することにより、最終年度までに3人に1人の児童生徒に、表彰状を授与することを目指とします。	

96 子どもを対象とするスポーツ教室などの実施事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
子どもを対象とするスポーツ教室などの実施事業は、親の交流拠点、子どもの居場所・遊び場づくりの観点から、子どもやその保護者が参加できる事業を計画し、実施するものです。		スポーツ推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
子どもが参加できるスポーツ教室などの参加者数	23,723人	25,000人
目標値の根拠	毎年度200人ずつ増やすことを目標とします。	

## ②地域の活動・交流拠点づくり

97 児童館運営事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
児童館運営事業は、児童の健全育成を図るため、ボランティア・地域と連携しながら、多様な事業を展開し、親の交流拠点、子どもの居場所・遊び場づくりとしての充実及び整備に努めます。		こども政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
児童センター利用者の満足度	96.9%	98.0%
目標値の根拠	最終年度までに、1ポイント向上させることを目指とします。	

98 ハーモニーフェスタ		
事業概要及び今後の方向性		担当課
ハーモニーフェスタは、ハーモニー春日部において、男女共同参画に関するワークショップの開催のほか子育て支援や子ども主体のワークショップなど、多種多様な催しなどを年1回数日間にわたり開催するものです。 今後も、より多くの参加者を得るため積極的に広報活動を実施します。		市民参加推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加者数	4,051人	5,000人
目標値の根拠	広報活動を拡大することにより、参加者を増やすことを目標とします。	
99 かすかべ郷土かるた大会		
事業概要及び今後の方向性		担当課
かすかべ郷土かるた大会は、かすかべ郷土かるたを使用し、青少年の交流及び郷土に対する意識の高まりを図るものです。 今後も、地域や関係機関、協力団体と連携し、青少年の健全育成活動を支援しながら、大会の充実を図ります。		こども政策課 社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加者数	750人	768人
目標値の根拠	大会の広報周知に努め、毎年度3人（1チーム）増やすことを目標とします。	
100 土器作り教室		
事業概要及び今後の方向性		担当課
土器作り教室は、親子参加の土器作り教室で製作過程を通じて、縄文時代の生活を体験すると同時に親子のコミュニケーションを図るものです。 今後も、年1回の事業を継続することにより、親子が交流できる場を提供することを目標とします。		文化財保護課
101 体験講座（夏季講座も含む）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
体験講座（夏季講座も含む）は、わらじやしめ縄作りなど、昔ながらのものを親子で一緒に製作して、共通の体験の場を提供するものです。 今後も、引き続きさらに親子が参加しやすい状況に対応できるよう、講座内容を検討します。		文化財保護課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数	4回	5回
目標値の根拠	講座の内容に考古学など新たな分野を加えることにより、実施回数を増やすことを目標とします。	

## 102 各種体験教室や学習講座の実施

事業概要及び今後の方向性		担当課
各種体験講座や学習講座の実施は、各公民館において、子どもたちの価値観の多様化に対応するため、さまざまな体験活動や学習の機会を提供するものです。今後も、事業内容やPR方法を工夫し、より社会性豊かな人間性を育むことができる体験活動や学習の機会を提供します。		中央公民館
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施か所数	13館	16館
目標値の根拠	最終年度までに、市内16館すべてで事業を実施することを目指とします。	

## 103 子どもの読書活動推進

事業概要及び今後の方向性		担当課
図書館は、地域における本や読書の専門機関であり、子どもの読書活動を推進するための運営を実施します。		社会教育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
児童書貸出冊数	315,658冊	352,000冊
目標値の根拠	年間3,300冊（増加率1%）ずつ増やすことを目標とします。	

## 104 おはなし会

事業概要及び今後の方向性		担当課
おはなし会は、本と子どもを結びつけるため、ストーリーテリングや絵本の読み聞かせを行うものです。今後も、ボランティアと連携して実施します。		社会教育課

### ③世代を越えた交流の推進

## 105 三世代交流事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
三世代交流事業は、春日部市いきいきクラブ連合会に委託して、地域ごとに高齢者と子ども、その親の三世代が軽スポーツやゲームなどのさまざまな活動を通して交流を図るものです。また、いきいきクラブ連合会の事業として、エンゼル・ドームなどに高齢者が訪問し、子どもたちと交流しながら子育て支援を行うものです。今後も、引き続き同様に実施します。		高齢者支援課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加人数	7,769人	11,600人
目標値の根拠	過去の実績を考慮し、参加者を増やすことを目標とします。	

106	三世代交流スポーツフェスティバル	
事業概要及び今後の方向性		担当課
地域に根ざしたスポーツの普及・促進及び市民の健康増進を図るとともに、三世代のきずなを深めます。		中央公民館
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加者数	450人	495人
目標値の根拠	最終年度までに、参加者を10%増やすことを目標とします。	

107	ふれあい大学における小学校連携事業	
事業概要及び今後の方向性		担当課
ふれあい大学における小学校連携事業は、ふれあい大学の講座の一環として、児童と高齢者との交流を図ることにより世代間の相互理解を深め、高齢者の豊かな知識と経験を伝承していく小学校連携講座を実施するものです。 今後も、交流を続け、互いの理解を深めていけるような事業を実施します。		高齢者支援課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加人数	367人	410人
目標値の根拠	ふれあい大学生(160人)、同期会(20人)、1~2年生(200人)、なかよし学級(30人)に増やすことを目標とします。	

#### ④つながりの輪づくり

108	地域交流会	
事業概要及び今後の方向性		担当課
地域交流会は、公立保育所の施設を開放し、就学前の子どもと保護者に遊び場の提供と入所児童との交流を通して、子育てを応援するものです。 今後も、引き続き内容の見直しや変更などを行い、参加人数の増加に努めます。		保育課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
参加人数	2,146人	2,400人
目標値の根拠	毎年度、2%ずつ参加人数を増やすことを目標とします。	

109	子育て意識啓発ポスターなどの掲示	
事業概要及び今後の方向性		担当課
子育て意識啓発ポスターなどの掲示は、館内外の掲示物を利用し、虐待防止や父親の育児参加を促すポスターなどにより、子育て意識の啓発をするものです。 今後も、国や県などで作成した子育てなどの啓発ポスターを掲示し、より積極的に啓発活動を実施します。		市民参加推進課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
掲示回数	10回	12回
目標値の根拠	国や県などで作成した子育てなどの啓発ポスター掲示の実績をもとに掲示回数を増やすことを目標とします。	

## 110 子育てサロン

事業概要及び今後の方向性		担当課
子育てサロンは、あしすと春日部・武里市民センターや公民館などの公共施設において、子育て中の親子が集う場で、簡単な遊びを通じて参加者の交流を図るものでです。		生活支援課 こども相談課 中央公民館
今後も、引き続き事業の周知を図り、それぞれの特色をいかした事業展開を進めます。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数 (あしすと春日部・武里市民センター／公民館)	24回／95回	24回／95回
目標値の根拠	あしすと春日部、武里市民センターにおいて、引き続き月1回ずつ開催していくことを目標とします。 現状のとおり、各地区において充実した内容で事業を展開していくことを目標とします。	

## 111 赤ちゃんの駅

事業概要及び今後の方向性		担当課
赤ちゃんの駅は、乳幼児がいる保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中の親子が、授乳やおむつ替えが必要になったときに、気軽に立ち寄れるような場所を提供するため、公共施設や民間施設を登録しているものです。		こども政策課
今後も、引き続き制度や設置場所の周知を図り、民間施設の登録数の増加を促進します。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
登録施設数	72施設	79施設
目標値の根拠	毎年度1施設ずつ増やすことを目標とします。	

## **3－4．放課後の安心・安全な居場所づくり**

---

### **1) 現状と課題**

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、同一小学校・義務教育学校敷地等に一体型として設置されており、放課後児童クラブ入室児童は放課後子ども教室への参加がしやすい環境となっています。

地域住民や学校、保護者等の協力を得ながら、地域の実情に応じたさまざまな体験活動や交流活動を行い、地域社会の中で子どもたちが心豊かで、健やかに育まれる環境づくりを進めています。

すべての児童に放課後等の安心・安全な居場所づくりを提供できるよう、学びの機会や内容に格差が生じない方策が必要となっています。

### **2) 基本方針**

地域と学校が連携・協働して社会総がかりで子どもの育ちを支える観点から、大学生や退職教員、地域住民等の一層の参画を図ります。また、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

参加人数やプログラムの内容に応じて特別教室や図書室、体育館、校庭等を活用し、児童の安心・安全な活動を確保しながら実施します。

放課後活動の実施にあたり、関係部局との間で実施状況や課題について情報共有を図るとともに、総合教育会議等も活用しながら、総合的な放課後対策について一体的、効果的な実施を目指します。

### 3) 施策の方向性

#### ①新・放課後子ども総合プランの推進

112	【再掲】放課後児童健全育成事業（年度ごとの量の見込み及び目標整備量）（地域子ども・子育て支援事業）P55	
事業概要及び今後の方向性	担当課	
放課後児童健全育成事業は、保護者の就労などにより届間保育が困難な家庭の小学校就学児童（義務教育学校前期課程含む）を対象に放課後児童支援員が保護者に代わって、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図るものです。	保育課	
本市の小学校就学児童数は減少傾向にありますが、放課後児童クラブ入室児童数は増加傾向となっており、今後においても、一定のニーズが見込まれることから、学校施設の有効活用などにより、必要な定員を確保するとともに、放課後における児童の健全育成の向上を図ります。	保育課	
放課後児童クラブの量の見込みと提供体制・確保の方策についてはP.46、47、48参照		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
入室割合（入室者数／入室申込者数）	99.0%	100.0%
目標値の根拠	待機児童の解消を目指します。	

113	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（令和6年度に達成されるべき目標事業量）	
事業概要及び今後の方向性	担当課	
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものです。	保育課 社会教育課	
本市ではすべての小学校（義務教育学校前期課程を含む）で一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が実施されていることから、今後においては、実施回数の増加や各種活動プログラムの充実を図ることにより、安心・安全な居場所の確保を進めます。	保育課 社会教育課	
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
放課後子ども教室の参加児童延べ人数のうち放課後児童クラブ入室児童の割合	21.5%	24.0%
目標値の根拠	放課後子ども教室の内容充実を図り、最終年度までに4人に1人の児童が参加することを目指します。	

## 114 【再掲】放課後子ども教室（令和6年度までの実施計画）P89

事業概要及び今後の方向性	担当課	
放課後子ども教室は、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、地域の方々の参画を得て実施するものです。		
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
放課後子ども教室の参加児童延べ人数	10,797人	12,000人
目標値の根拠	これまでの実績に基づき、毎年度参加延べ人数を200人ずつ増やすことを目標とします。	

## 115 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

事業概要及び今後の方向性	担当課
本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、一体型での実施がされており、両事業への参加がしやすい環境になっています。 また、各放課後子ども教室の実行委員会の委員として放課後児童支援員が参加しているほか、子ども教室事業の運営方法等に関し必要な意見交換を行う「春日部市放課後子ども教室運営委員会」の委員（関係行政職員）として放課後児童クラブ担当職員が参加し、積極的な情報交換・情報共有に努めています。 引き続き、情報交換・情報共有に努めるとともに、それぞれの事業が行うプログラムの企画段階から相互に意見交換できる場を設けるなど、放課後児童クラブの指定管理者も含め、両事業の児童が交流できるような連携を進めます。	保育課 社会教育課

## 116 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

事業概要及び今後の方向性	担当課
児童数の減少により今後5年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室（余裕教室等）を、児童の放課後等の安心・安全な居場所や活動場所として確保するものです。 各学校の余裕教室等の使用計画等について、地域の実状に応じ関係者も交えた協議を進めるとともに、既に活用されている余裕教室等についても、関係者間の理解を深めつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への利用に向けた協議を進めます。	保育課 社会教育課

117	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る関係部門の具体的な連携に関する方策	
事業概要及び今後の方向性		担当課

放課後児童クラブを所管する市長部局と、学校や放課後子ども教室を所管する教育委員会との間で、両事業の実施状況や課題などについて、定期的な協議の場を設けるものです。

各事業の運営方法や施設整備の方針などについて適宜、協議・調整を行うとともに、総合教育会議などの協議・意見交換の機会を活用し、両事業における情報の把握と課題の解決に努めます。

118	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	
事業概要及び今後の方向性		担当課

虐待やいじめを受けた児童や、言語能力が十分でない児童など特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができる放課後の居場所の確保について検討するものです。

学校や家庭との密接な連携を図るとともに、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や関係機関と連携し、児童の放課後等の安心・安全な居場所や活動場所の確保を図り、児童の育成支援及び療育を進めます。

119	地域の実情に応じた放課後児童クラブの保育時間の延長に係る取組	
事業概要及び今後の方向性		担当課

現在、放課後から19時まで（土曜日や夏休みなどは7時30分から19時まで）となっている放課後児童クラブの開所時間の延長について、検討するものです。

平成31年4月から保育時間を18時30分から19時に延長し、保育サービスの向上を図っておりますが、今後においても、利用者ニーズや延長の効果などを総合的に勘案し、本市の実情に応じた開所時間を定めていきます。

120	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策と、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	
事業概要及び今後の方向性		担当課

放課後児童クラブが有する「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る」という役割を踏まえ、子どもの自主性や社会性などのより一層の向上を目指すとともに、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を図っていくものです。

放課後児童クラブが有する役割をさらに向上させていくため、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」として、民間サービス等を活用したさまざまな事業の実施や利用者ニーズを捉えたサービスを提供します。また、クラブ活動において、地域の方の協力を得た行事を実施するなど、地域とも連携を取った育成支援を行うことで、利用者や地域住民への周知を図ります。

## 基本目標4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり



### 4－1. 援助が必要な子どもと保護者への支援

#### 1) 現状と課題

障がいのある児童の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健・医療・福祉・教育などが連携した施策の推進は重要な課題となってています。平成30年度からは障害児福祉サービスの提供等を示した障害児福祉計画に基づく、各種施策を推進しています。また、本市においては、保育所（園）において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

放課後児童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れを行っています。

また、ひとり親家庭における児童の健全な育成を図るため、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策などのきめ細かな福祉サービスの展開と、施策の取組についての情報提供を行うことが必要です。

子どもの貧困問題への関心が高まっており、子どもの貧困問題について正しい理解の認識と、さまざまな課題と関連性があることを啓発する必要があります。そして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）などを踏まえながら、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討・推進していくことが課題となっています。

#### 2) 基本方針

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするという観点から、保健・医療・福祉・教育などの各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備などの一貫した総合的な取組を推進します。保育所（園）等や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

また、ひとり親家庭の現状を把握し、国や県と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。

子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望持てる社会を目指し、生まれた地域で子どものライフステージに応じた切れ目ない支援ができるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を包括的に推進します。

### 3) 施策の方向性

#### ①障がいのある子どもの育ちの支援

121	障害児保育	事業概要及び今後の方向性	担当課
		障害児保育は、保護者が家庭において、保育を必要とする心身に障がいのある子どもを、保育所（園）に入所させて健常児とともに保育することにより、その子どもの集団生活への適応及び児童相互の健全な成長及び、発達を促すものです。 今後も、引き続き必要とする方が利用できるよう、事業の実施に努めます。	保育課
122	特別支援教育	事業概要及び今後の方向性	担当課
		特別支援教育は、特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、適切な教育的支援を行うものです。 現在、特別支援教育の充実を図るために市内の小中学校・義務教育学校で特別支援教育巡回相談を実施しています。今後も、特別支援教育の専門性を高める教員研修会の実施、臨床心理士による巡回相談を実施します。	指導課
	指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
	巡回相談回数	45回	51回
	目標値の根拠	市内小中学校・義務教育学校へ平均1.5回実施できるよう年間51回の実施を目指します。	
123	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	事業概要及び今後の方向性	担当課
		放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れは、放課後児童クラブに入室を希望する集団保育が可能な障がい児に対して、放課後の生活を通してさまざまな児童と活動をともにすることで、障がい児の健全育成を図るものです。 今後も、引き続き必要な方が利用できるよう、障がい児及び保護者の立場に立った支援をします。	保育課
124	児童発達支援・放課後等デイサービス（障害児通所給付事業）	事業概要及び今後の方向性	担当課
		児童発達支援・放課後等デイサービスは、通所等により、障がいのある児童や家族への専門的な支援を行うものです。 就学前の障がいのある児童は、児童発達支援事業所を、就学中の障がいのある児童は、放課後等デイサービス事業所を利用することができます。 事業所での療育や適応訓練等による支援に対し障害児通所給付費を給付しています。今後も、引き続き適切な給付に努めます。	障がい者支援課
125	言語障害児指導訓練（障害児・者生活支援事業）	事業概要及び今後の方向性	担当課
		言語障害児指導訓練は、3歳5か月児健診などでことばの遅れがある児童を対象に、言語相談・言語指導を行うものです。 今後も、引き続き早期療育につなげる取組を行います。	障がい者支援課

126 肢体不自由児機能回復訓練（障害児・者生活支援事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
肢体不自由児機能回復訓練は、18歳未満の肢体不自由児で保護者が同伴して通園が可能な人について、春日部市立医療センターにおいて医師及び理学療法士の指導のもとで機能回復訓練を行うものです。		障がい者支援課
現在、事業は休止となっていますが、今後、事業の再開について春日部市立医療センターや関係機関と調整を行っていきます。		
127 難聴児への補聴器購入費の助成（難聴児補聴器購入費助成事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
難聴児への補聴器購入費の助成は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用の一部を助成するものです。		障がい者支援課
今後も、引き続き難聴児に購入費用を助成します。		
128 児童発達支援センターふじ学園		
事業概要及び今後の方向性		担当課
児童発達支援センターふじ学園では、施設への通園による日常生活における基本的動作の指導や訪問支援員が保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援等を行っています。		障がい者支援課
今後も、引き続き更なる療育の充実を図ります。		
129 障がいのある児童の移動支援（移動支援事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
移動支援は、障がいのある児童の地域での余暇活動などの社会参加や社会生活上の外出を支援するため、市が登録している民間のサービス団体により外出支援サービスを実施するものです。		障がい者支援課
今後も、引き続き事業を実施します。		
130 障がいのある児童の一時預かり（日中一時支援事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
日中一時支援は、障がいのある児童を市が登録している事業者が一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練、日常的な訓練、保護者の就労支援、日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するものです。		障がい者支援課
今後も、引き続き事業を実施します。		
131 発達の気になる児童の支援（子どもの発達支援巡回事業）		
事業概要及び今後の方向性		担当課
子どもの発達支援巡回事業は、発達の気になる児童の特性に応じた支援が日常的に提供されるよう、療育の専門知識を有する臨床心理士等が、民間の保育所や幼稚園等を巡回し、保育士等に対して子どもへの接し方や保護者への支援の方法を助言するものです。		障がい者支援課
今後も、引き続き事業を実施します。		

## ②障がいのある子どもと保護者への支援

### 132 障害のある児童への生活サポート（障害児・者生活サポート事業補助金）

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>障害児・者生活サポートは、障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、市が登録している民間のサービス団体により、外出援助などの介護サービスを実施するものです。</p> <p>緊急時において利用しやすいサービスであり、今後もニーズがあると予想されるため、事業の弾力的な運用に努めます。</p>	障がい者支援課

### 133 特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給事業）

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で育てている父母、または児童の養育者に対して手当を支給することにより、精神的・経済的支援を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	こども政策課

### 134 障害児福祉手当（特別障害者手当等給付事業）

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>障害児福祉手当は、法律に基づく手当で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅で生活する20歳未満の児童に対して手当を支給することにより、児童の福祉の向上を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	障がい者支援課

### 135 育成医療（自立支援医療支給事業）

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>育成医療は、障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、確実な治療効果を期待できるものとして指定医療機関において受診した医療費を給付するものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	こども政策課

### 136 家族に対するレスパイトケア (在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金)

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>家族に対するレスパイトケアは、人工呼吸器を使用する等の医療的ケアを必要とする重症の障がいのある児童を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るために、対象児を短期入所やデイサービスで受け入れた事業者を支援するものです。</p> <p>今後も、引き続き実施します。</p>	障がい者支援課

### ③ひとり親家庭の自立支援

137 ひとり親家庭等医療費支給事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭などに対し、支払った医療費の一部を助成することで生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭などの福祉の増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減を図ります。</p>		こども政策課
138 児童扶養手当支給事業	事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>児童扶養手当支給事業は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいのある子どもが育成される家庭に手当を支給することで、生活の安定と自立を促進し児童の福祉の増進を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p>		こども政策課
139 遺児手当支給事業	事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>遺児手当支給事業は、父母の一方または両親が死亡した児童について、手当を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。</p>		こども政策課
140 交通遺児援護金支給事業	事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>交通遺児援護金支給事業は、父母の一方または両親が交通事故により死亡した児童について、援護金を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。</p>		こども政策課
141 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、県が実施している貸付制度の情報提供を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長及びその扶養している児童の福祉の増進を図ります。</p>		こども政策課
142 母子生活支援施設への入所	事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>母子生活支援施設への入所は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童の自立を促進させるために行うものです。</p> <p>今後も、引き続き対象者の自立に向け、施設入所や相談などの支援を行います。</p>		こども相談課

### 143 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>母子家庭及び父子家庭自立支援給付金は、母子家庭及び父子家庭に対する生活・就業支援を行うため、資格取得などに要した経費の一部を支給するものです。</p> <p>今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭及び父子家庭の生活・就業支援を図ります。</p>	こども政策課

### 144 母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>関係機関などと連携を図り、母子家庭及び父子家庭に関する情報提供として、ひとり親家庭に特化したホームページを作成するなど、より細やかな情報提供を行います。</p>	こども政策課

### ④子どもの貧困対策

#### 145 子供の貧困対策に関する大綱に基づく取組

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>子どもの貧困対策は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）などを踏まえながら、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援ができるように、重点施策として定められた、教育の支援、生活の安定支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する取組を進めるものです。</p> <p>今後も、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業や、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金、児童扶養手当制度の着実な実施など、子どもに届く支援の取組を包括的に推進します。</p>	関係課

### 146 ひとり親家庭の子どものための学習支援事業

事業概要及び今後の方向性	担当課	
<p>ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応するため、子どもたちの居場所を兼ねた学習支援の場を設けるものです。</p> <p>子どもたちの状況に合わせた支援を行い、学習や進学の後押しにつなげていきます。</p>	こども政策課	
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
学習支援事業を利用した生徒の満足度	0.0%	90.0%
目標値の根拠	自分の居場所の一つとして9割の生徒から満足してもらうことを目標とします。	

## 4－2. 子育て家庭への経済的支援

### 1) 現状と課題

高校や大学への進学率上昇を背景とした子ども1人あたりの教育費の割合が上昇傾向にあることや、経済的に困窮している子育て世帯が増加傾向にあるなど、近年の社会情勢の変化などにより、子育てや教育に対する経済的な不安や負担を感じる家庭が増えており、社会全体で子ども・子育てを支えることが必要になっています。

### 2) 基本方針

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるよう、子育て世帯の状況に応じた各種経済的支援を行います。

### 3) 施策の方向性

#### ①各種経済的支援

147 児童手当支給事業	
事業概要及び今後の方向性	担当課
児童手当支給事業は、義務教育修了前の児童を養育している保護者に手当を支給することで、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

148 こども医療費支給事業	
事業概要及び今後の方向性	担当課
こども医療費支給事業は、子どもに対する医療費の一部を助成することで、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。 今後も、あらゆる角度から拡充等の検討を進め、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

149 入院助産事業	
事業概要及び今後の方向性	担当課
入院助産事業は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院・出産ができない妊産婦に、助産施設への入所や出産費用の全部又は一部を補助することで、安心して出産できる環境を支援するものです。 今後も、引き続き入院助産の必要な妊産婦の支援を行います。	こども相談課

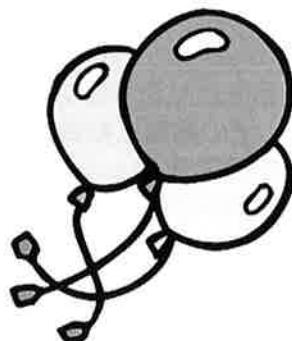
150 未熟児養育医療給付事業	
事業概要及び今後の方向性	担当課
未熟児養育医療給付事業は、身体の発育が未熟な状態で生まれ入院治療が必要な乳児に対し、その養育に必要な医療を給付することで、当該乳児の健康の保持及び増進を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、当該乳児が属する世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

## 151 生活保護事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>生活保護事業は、資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。</p> <p>今後も、最低生活の保障とともに一層の自立の助長を図ります。</p>		生活支援課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
就労による保護廃止見込の世帯数	36世帯	60世帯
目標値の根拠	地域の有効求人倍率の変動に関わらず、就労収入増による自立世帯数を増やすことを目標とします。	

## 152 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業は、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、教育の機会均等などの精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう図るものです。</p> <p>今後も、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。</p>		学務課



## 4－3. 子育てバリアフリーのまちづくり

### 1) 現状と課題

子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設などを整備し、安心して生活できるとともに、等しく社会参加することができるよう、ユニバーサルデザイン\*の考え方に基づいた「子育てバリアフリー」のまちづくりが重要となっています。

そのため、通学路や交通量の多い道路については、交通安全施設や防犯設備などの設置を行うなど、安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

特に、公共機関や病院などが集中する地域は、交通量が多く、ベビーカーなどの利用も含めた歩行者の安全を確保するための整備が課題となっています。

また、子育てを取り巻く生活環境のうち、居住環境は最も重要性の高い要件の一つとなっています。このことから、本市において、子育て世帯などに対する市営住宅の入居抽選にあたっては、優先措置を継続して行っています。

今後も、安心して子育てできる環境づくりを目指し、良好な居住環境の整備に努める必要があります。

### 2) 基本方針

子どもや子ども連れの親などが安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するとともに、子どもを交通事故から守るため、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進します。

### 3) 施策の方向性

#### ①子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備

153 保育所における交通安全教室の実施		
事業概要及び今後の方向性		担当課
交通安全教室は、児童が交通ルールを守る大切さを知り、交通安全意識を高めるものです。		保育課
今後も、さまざまな機会を捉え効果的な交通安全教育の実施に努めます。		

154 交通安全施設設置事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
信号機のない交差点や見通しの悪い場所に、交通量や地域要望等に応じて、道路反射鏡の整備を推進します。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
道路反射鏡の設置数	3,355基	3,505基
目標値の根拠	毎年度約30基ずつ設置することを目標とします。	

## 155 街路灯設置事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
街路灯設置事業は、夜間の市道における交通事故防止などを目的として市道へ街路灯を設置するものです。 今後も、生活道路や通学路の交通安全を優先しつつ、省エネを図った器具交換を進めます。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
街路灯の設置数	13,403基	13,643基
目標値の根拠	毎年度約40基ずつ設置することを目標とします。	

## 156 交通安全教室

事業概要及び今後の方向性		担当課
交通安全教室は、市内の小中学校・義務教育学校や幼稚園、保育所（園）などにおいて児童生徒が交通ルールやマナーについて学ぶ機会を提供し交通事故防止を図るものです。 今後も、小学校低学年の交通ルール、中高年の自転車免許の推進と他団体の協力も活用し、より有効な教室を展開します。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数	71回	80回
目標値の根拠	毎年度1～2回程度増やすことを目標とします。	

## 157 交通指導員設置運営事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
交通指導員設置運営事業は、小中学校・義務教育学校の通学路の危険箇所に交通指導員を配置し交通指導を実施することで児童生徒の安全な通学を促すものです。 小中学校・義務教育学校の通学時の安全確保はもとより、交通安全教室や市のイベントなどに協力することにより交通事故防止を図ります。 現在交通指導員の配置場所は、49か所となっており、今後も、引き続き市内各学校周辺の危険箇所を調査し、学校からの要望を踏まえた上での検討を図ります。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数	71回	80回
目標値の根拠	毎年度1～2回程度増やすことを目標とします。	

## 158 交通災害見舞金制度事業

事業概要及び今後の方向性		担当課
交通災害見舞金制度事業は、児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に見舞金及び弔慰金を支給するものです。 今後も、交通災害により負傷した場合、申請により支給します。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数	71回	80回
目標値の根拠	毎年度1～2回程度増やすことを目標とします。	

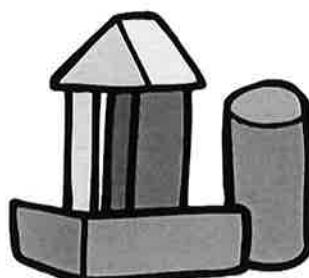
159 シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

事業概要及び今後の方向性		担当課
シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底は、後部座席を含めた全席でのシートベルト及びチャイルドシート着用向上を図るもので、今後も、啓発回数の増加を図り、事業の充実に努めます。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
啓発実施回数	2回	3回
目標値の根拠	最終年度までに1回増やすことを目標とします。	

②ゆとりある居住環境の整備

160 市営住宅管理事務

事業概要及び今後の方向性		担当課
市営住宅管理事務は、市営住宅の管理及び住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で市営住宅を供給しているもので、子育て世帯などの入居抽選にあたっては、優先措置を継続して実施します。		住宅政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
設置する団地数	2団地	4団地
目標値の根拠	最終年度までに、子育て支援住宅2団地を増やすことを目標とします。	



## 4－4. 児童虐待防止対策の充実

### 1) 現状と課題

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為であり、近年、児童虐待の増加が社会問題となり、複雑な課題を抱えるケースが多くなっています。児童虐待を防止するため、子どもの人権に関する普及・啓発活動を推進するとともに、虐待防止につながる相談体制の充実が課題となっています。

また、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していくため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力ネットワーク体制の構築に努めてきました。児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、さらに保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施することが重要となっています。

また、児童への虐待などの防止については、地域社会全体で対応することが必要であり、これまで以上に地域ぐるみの支援ネットワークを整備するとともに、関係機関の更なる連携体制の強化が課題となっています。

### 2) 基本方針

今後も引き続き、福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関と協力ネットワーク体制を構築することで、保護者を支援し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケア、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を目指します。

### 3) 施策の方向性

#### ①児童虐待防止の啓発活動の推進

161 要保護児童対策地域協議会	
事業概要及び今後の方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、設置されたものです。 今後も、関係機関との必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援に関する協議を定期的に行うほか、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。	こども相談課

162 児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	
事業概要及び今後の方向性	担当課
児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動は、児童虐待防止のパンフレットの配布や出前講座など、さまざまな学習の機会を活用して行っています。 今後も、引き続き児童虐待防止月間その他の機会を活用したパンフレットの配布や、虐待の防止に効果的な怒鳴らない子育て練習講座の充実を図ります。	こども相談課

## ②相談体制の充実

### 163 児童相談

事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>児童相談は、子どもに関するあらゆる相談や、保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じることで、子どもや保護者などの心身のケアや負担軽減を図るものであります。</p> <p>今後も、引き続き相談しやすい環境づくりを進め、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上に努めます。</p>	こども相談課



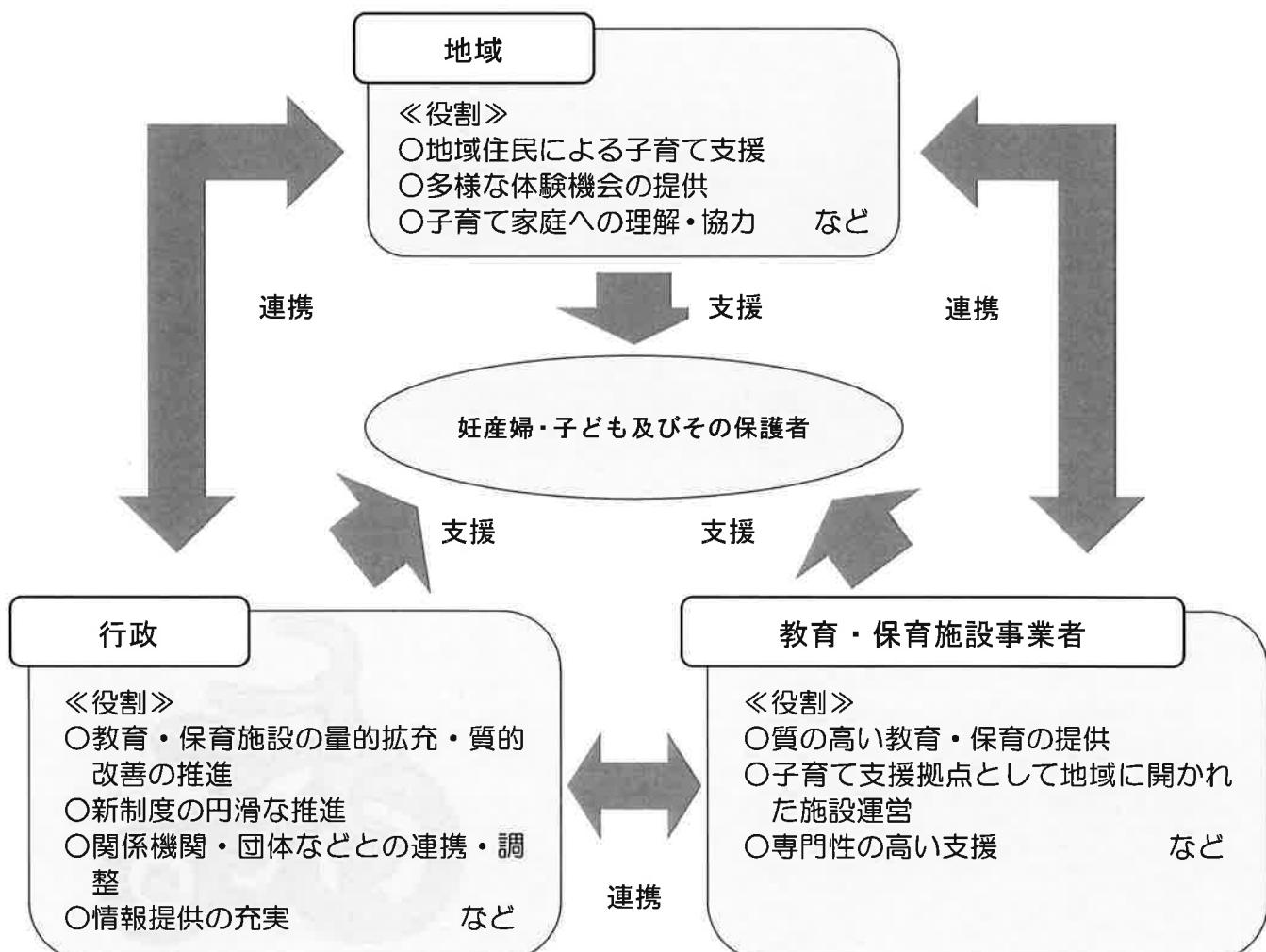
## 第6章 計画推進に向けて

### 1. 多分野との連携・協働による推進

本計画は、子ども・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。そのため、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校など、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子ども・子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報かすかべなどにより周知・啓発を行うとともに、保育所（園）・認定こども園・幼稚園などをはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても計画への理解と実施に向けた協力を求める働きかけを行い、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを市全体で支援する環境をつくります。

本計画の推進体制

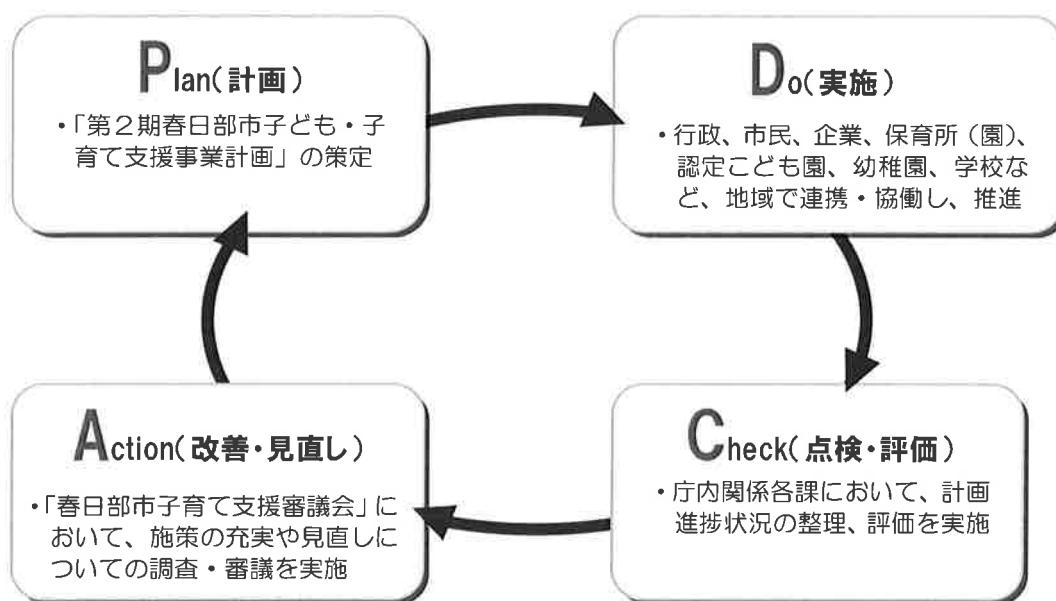


## 2. 計画の点検・評価と推進体制の充実

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（P D C A サイクル\*）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、附属機関である「春日部市子育て支援審議会」を中心に年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての調査や審議を行うとともに、子ども・子育て支援関連部署だけでなく、他の行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の円滑な推進を図ります。

本計画の進行管理



# 資料

## 1. 計画の策定経過

### ■平成30年度

平成30年9月25日	第2回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケートの実施について
平成30年11月5日～12月5日	アンケート調査実施 ・就学前児童保護者アンケート（配布数：3,000人・回収数：1,661人） ・小学生保護者アンケート（配布数：2,000人・回収数：1,116人）
平成31年3月26日	第3回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査の報告について ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール

### ■令和元年度

平成31年4月25日	第1回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年6月28日	第2回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年7月23日	第1回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮問）
令和元年10月1日	第2回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年10月17日	第3回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年11月1日～12月2日	市民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施
令和元年12月19日	第4回 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年1月24日	第3回 春日部市子育て支援審議会 ・第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年1月31日	第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

## 2. 策定体制（春日部市子育て支援審議会、庁内推進委員会）

---

春日部市子育て支援審議会条例（平成17年10月1日条例第97号）

### （設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、春日部市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、関係行政機関に意見を具申することができる。

### （委員）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 児童に関する教育の関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

### （臨時委員）

第4条 審議会に、特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

### （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者の出席を求める、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

委員名等

(敬称略)

	氏名	役職など	備考
1号委員	白石 和歌子	春日部主任児童委員連絡会代表	副会長
	篠崎 誠	埼玉県越谷児童相談所所長	
	山口 潤	春日都市自治会連合会副会長	
	小宮 英展	信愛保育園園長	
	永田 京子	春日都市地域子育て支援協議会会长	
2号委員	相川 徳孝	聖学院大学人文学部教授	会長
3号委員	太田 勝基	認定こども園ふたば園長	
	白井 達男	春日都市立宮川小学校校長	
	古賀 好江	春日都市P.T.A連合会運営委員	
	小保方 敏美	青少年育成春日部市民會議会長	
4号委員	青木 秀	子どもの保護者	
5号委員	飯塚 悅子	公募に応じた市民	

委嘱期間：平成30年7月1日～令和2年6月30日

諮詢

春こ政発第1065号  
令和元年7月23日

春日部市子育て支援審議会  
会長 相川 徳孝 様

春日部市長 石川 良三

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（諮詢）

春日部市子育て支援審議会条例（平成17年10月1日条例第97号）第2条第1項の規定により、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申

春こ審発第9号  
令和2年1月31日

春日部市長 石川 良三 様

春日部市子育て支援審議会  
会長 相川 徳孝

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和元年7月23日付け春こ政発第1065号で諮詢のあった第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）について、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意 見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきました。

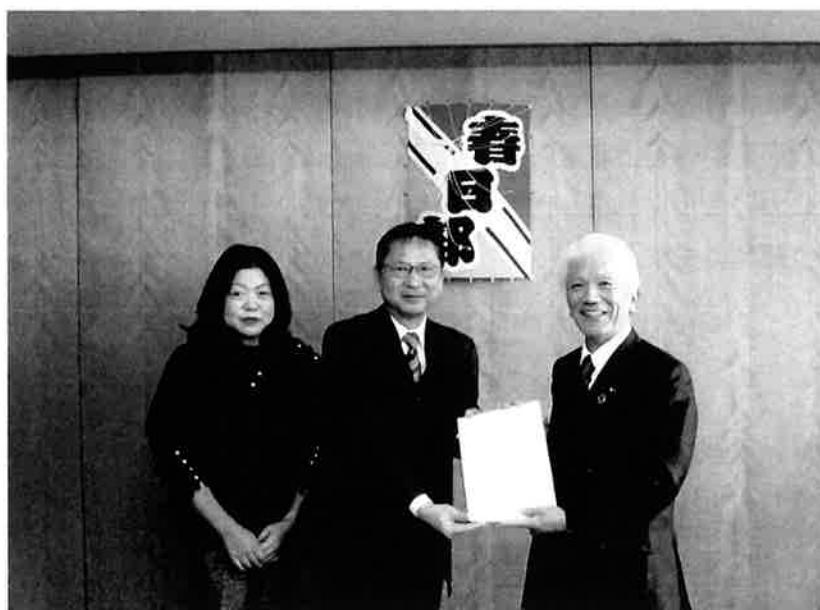
今回諮問された第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画（案）は、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層推進していくため、次世代育成支援行動計画や母子保健計画、新・放課後子ども総合プランを包含するとともに、子どもの貧困対策の方向性を示す、子ども・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であります。

第1期計画から継承する基本理念「明るい笑顔、つながる地域、みんなで子育て、かすかべっ子」を実施していくため、行政が中心となり、市民や企業、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、地域の関係団体がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協力によって推進してください。

なお、第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画の推進に当たっては、次に掲げる内容に留意されますようお願いいたします。

第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画に基づく取組の推進に当たって

- (1) 審議過程において出された意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれたい。
- (2) 策定後の進行管理を適正に行うよう努められたい。
- (3) 時代に即した計画となるよう、計画策定後も必要な見直しや検討を進められたい。
- (4) 子育てに関する各種情報を必要としている子育て世帯に、積極的に発信するよう努められたい。



## 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱

### (設置)

第1条 本市の子ども・子育て支援事業計画を推進するため、春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (2) （仮称）第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、こども未来部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見聴取等)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。  
(春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱の廃止)
- 2 春日部市子ども・子育て支援事業計画推進委員会要綱（平成29年5月29日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

政策課長 財政課長 交通防犯課長 市民参加推進課長 生活支援課長  
生活支援課保護担当課長 高齢者支援課長 障がい者支援課長 こども相談課長  
保育課保育所担当課長 健康課長 健康課健康づくり担当課長 商工振興課長  
公園緑地課長 住宅政策課長 学校総務課長 学務課長 指導課長 社会教育課長  
文化財保護課長 スポーツ推進課長 中央公民館長

### 3. 事業一覧（基本目標1～4の施策・事業一覧）

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標1. 多様なニーズに応じた幼児期の教育・保育の環境整備	1.1. 子育てサポートの充実	①地域における児童の育成	1	ファミリー・サポート・センター事業	こども政策課
			2	放課後児童健全育成事業	保育課
			3	子育て支援活動団体への支援	こども政策課
			4	春日部市子育て支援審議会	こども政策課
		②子育て世代支援体制の拡充	5	子ども家庭総合支援拠点	こども相談課
			6	子育て世代包括支援センター運営事業 (利用者支援事業母子保健型)	こども相談課
			7	子育て支援策の推進	関係課
		③子育て相談、情報提供体制の充実	8	地域子育て支援拠点事業	こども政策課 保育課
			9	家庭児童相談	こども相談課
			10	ブックスタート事業	こども政策課
			11	子育てガイドブック・子育て支援マップ	こども政策課
			12	子育て情報メールの配信	こども政策課
			13	子育て電話相談	保育課
			14	ハーモニー相談	市民参加推進課
			15	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携	生活支援課
			16	子どもに関する相談	生活支援課
			17	教育相談事業	指導課
	1.2. 教育・保育事業の充実	①各種教育・保育事業の充実	18	子どものための教育・保育給付 (子ども・子育て支援給付)	保育課
			19	子育てのための施設等利用給付 (子ども・子育て支援給付)	保育課
			20	延長保育事業	保育課
			21	一時預かり事業	保育課
			22	病児・病後児保育事業	保育課
			23	地域子育て支援センター事業	保育課
		②よりよい教育・保育のための環境整備	24	子育て短期支援事業	こども政策課
			25	保育所(園)・認定こども園・幼稚園と小学校・義務教育学校との連携を図る事業	保育課
			26	幼稚園など行事への参加	保育課
	フ・バランスの推進 1.3. ワーク・ライフ	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	27	複合型子育て支援施設整備事業	障がい者支援課 保育課
			28	ワーク・ライフ・バランス啓発事業	市民参加推進課
			29	育児休業制度・再雇用制度などの啓発	商工振興課
		②男女の協力による子育ての推進	30	ハローワーク求人情報や内職求人情報の提供	商工振興課
			31	男女の協力による子育ての推進	市民参加推進課

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標2. 子どもの健やかな成長の支援	2.1. 親と子の健康生活の充実	①母子の健康保持の支援	32	母子健康手帳の交付	こども相談課
			33	妊婦健康診査	こども相談課
			34	妊婦歯科健康診査	こども相談課
			35	予防接種	健康課
			36	乳幼児健康相談	こども相談課
			37	4か月児健康診査	こども相談課
			38	10か月児健康診査	こども相談課
			39	1歳6か月児健康診査	こども相談課
			40	1歳6か月児健康診査歯科指導	こども相談課
			41	(親子教室) 1歳6か月児健康診査2次指導	こども相談課
			42	3歳5か月児健康診査	こども相談課
			43	3歳5か月児健康診査歯科指導	こども相談課
			44	(幼児教室) 3歳5か月児健康診査2次指導	こども相談課
			45	ゴミニケーション・健康情報カレンダーによる情報提供	健康課 こども相談課
			46	保健センターの充実	健康課
		②健康教育の支援	47	両親学級(ママパパ学級)	こども相談課
			48	孫育て教室	こども相談課
			49	乳幼児応急手当講習会	こども相談課
		③訪問指導による育児支援	50	かすかべびーず訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	こども相談課
			51	妊婦産婦訪問	こども相談課
			52	養育支援訪問事業	こども相談課
			53	新生児訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	こども相談課
		④不妊・不育症に関わる経済的支援	54	早期不妊検査費助成事業	こども相談課
			55	不育症検査費助成事業	こども相談課
			56	早期不妊治療費助成事業	こども相談課
		①食に関する情報提供・学習機会の実施	57	保育所給食	保育課
			58	離乳食教室	こども相談課
			59	学校給食	学務課 指導課
	2.2. 食育の心身を育む	①食に関する情報提供・学習機会の実施	60	思春期の知識の普及	健康課
			61	未成年者飲酒・喫煙防止キャンペーン	健康課 社会教育課
			62	保健体育・健康教育	指導課
	2.3. 思春期の充実	①性や性感染症予防および喫煙・薬物乱用防止に関する知識の普及	63	春日部市小児救急夜間診療所の運営	健康課
			64	小児救急医療支援事業	健康課
			65	在宅当番医制運営事業	健康課
	2.4. 小児医療の充実 地域で支え				

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標3・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	3・1. 地域での見守りと声かけネットワークづくり	①防犯体制の強化・地域安全活動の推進	66	防犯体制整備事業	交通防犯課
			67	防犯システム設置事業	交通防犯課
			68	うごく子ども110番	学校総務課
			69	学校警察連絡協議会	指導課
			70	防犯教室・防犯研修会	指導課
			71	非行防止パトロール	こども政策課
			72	防犯パトロール	社会教育課
			73	こどもかけこみ110番	社会教育課
			74	通学路における街頭防犯カメラ設置事業	交通防犯課
		①みんなで支える次世代の親づくり	75	地域とのふれあい	保育課
			76	中学生社会体験チャレンジ事業	指導課
	3・2. 生きる力を育む教育環境の整備	②確かな学力の向上	77	少人数指導	指導課
			78	道徳教育	指導課
			79	体育指導	指導課
			80	総合的な学習の時間	指導課
		③各分野の連携による豊かな心身の育成	81	学校評議員制度	指導課
			82	就学時健康診断	指導課
			83	スポーツ少年団事業	スポーツ推進課
		④地域ぐるみの教育力の向上	84	家庭教育学級	中央公民館
		⑤子どもの健全育成と未来を担う人材育成の推進	85	青少年健全育成条例普及啓発活動	こども政策課
			86	青少年育成春日部市民会議の支援	こども政策課
			87	青少年育成推進員の支援	こども政策課
			88	青少年相談員の支援	こども政策課
			89	年少リーダー研修会	中央公民館
			90	未来を育む奨学金（未来を担う人財育成事業）	学務課
			91	英語検定料助成（未来を担う人財育成事業）	学務課
	3・3. 心豊かに育つ場づくり	①子どもの居場所づくりの推進	92	学習を目的とした児童への場所の提供	市民参加推進課
			93	子育てふれあい公園リニューアル事業	公園緑地課
			94	放課後子ども教室	社会教育課
			95	青少年地域活動・ボランティア活動推進事業	社会教育課
			96	子どもを対象とするスポーツ教室などの実施事業	スポーツ推進課
		②地域の活動・交流拠点づくり	97	児童館運営事業	こども政策課
			98	ハーモニーフェスタ	市民参加推進課
			99	かすかべ郷土かるた大会	こども政策課
			100	土器作り教室	文化財保護課
			101	体験講座（夏季講座も含む）	文化財保護課
			102	各種体験教室や学習講座の実施	中央公民館

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標3. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	3・3. 心豊かに育つ場づくり	②地域の活動・交流拠点づくり	103	子どもの読書活動推進	社会教育課
			104	おはなし会	社会教育課
		③世代を越えた交流の推進	105	三世代交流事業	高齢者支援課
			106	三世代交流スポーツフェスティバル	中央公民館
			107	心れあい大学における小学校連携事業	高齢者支援課
			108	地域交流会	保育課
		④つながりの輪づくり	109	子育て意識啓発ポスターなどの掲示	市民参加推進課
			110	子育てサロン	生活支援課 こども相談課 中央公民館
			111	赤ちゃんの駅	こども政策課
			112	【再掲】放課後児童健全育成事業	保育課
	3・4. 放課後の安心・安全な居場所づくり	①新・放課後子ども総合プランの推進	113	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	保育課 社会教育課
			114	【再掲】放課後子ども教室	社会教育課
			115	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策	保育課 社会教育課
			116	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	保育課 社会教育課
			117	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る関係部門の具体的な連携に関する方策	保育課 社会教育課
			118	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保育課 社会教育課
			119	地域の実情に応じた放課後児童クラブの保育時間の延長に係る取組	保育課
			120	放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策と、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	保育課

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標4・すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	4-1. 援助が必要な子どもと保護者への支援	①障がいのある子どもの育ちの支援	121	障害児保育	保育課
			122	特別支援教育	指導課
			123	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	保育課
			124	児童発達支援・放課後等デイサービス (障害児通所給付事業)	障がい者支援課
			125	言語障害児指導訓練(障害児・者生活支援事業)	障がい者支援課
			126	肢体不自由児機能回復訓練 (障害児・者生活支援事業)	障がい者支援課
			127	難聴児への補聴器購入費の助成 (難聴児補聴器購入費助成事業)	障がい者支援課
			128	児童発達支援センターふじ学園	障がい者支援課
			129	障がいのある児童の移動支援(移動支援事業)	障がい者支援課
			130	障がいのある児童の一時預かり (日中一時支援事業)	障がい者支援課
		②障がいのある子どもと保護者への支援	131	発達の気になる児童の支援 (子どもの発達支援巡回事業)	障がい者支援課
			132	障害のある児童への生活サポート (障害児・者生活サポート事業補助金)	障がい者支援課
			133	特別児童扶養手当(特別児童扶養手当支給事業)	こども政策課
			134	障害児福祉手当(特別障害者手当等給付事業)	障がい者支援課
			135	育成医療(自立支援医療支給事業)	こども政策課
		③ひとり親家庭の自立支援	136	家族に対するレスパイトケア(在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金)	障がい者支援課
			137	ひとり親家庭等医療費支給事業	こども政策課
			138	児童扶養手当支給事業	こども政策課
			139	遺児手当支給事業	こども政策課
			140	交通遺児援護金支給事業	こども政策課
			141	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	こども政策課
			142	母子生活支援施設への入所	こども相談課
			143	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金	こども政策課
		④子どもの貧困対策	144	母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供	こども政策課
			145	子供の貧困対策に関する大綱に基づく取組	関係課
	4-2. の経済的子育て家庭への支援	①各種経済的支援	146	ひとり親家庭の子どものための学習支援事業	こども政策課
			147	児童手当支給事業	こども政策課
			148	こども医療費支給事業	こども政策課
			149	入院助産事業	こども相談課
			150	未熟児養育医療給付事業	こども政策課
			151	生活保護事業	生活支援課
			152	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	学務課

基本目標	基本施策	施策	No	事業名	担当課
基本目標4.すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり	4・3.子育てバリアフリーのまちづくり	①子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備	153	保育所における交通安全教室の実施	保育課
			154	交通安全施設設置事業	交通防犯課
			155	街路灯設置事業	交通防犯課
			156	交通安全教室	交通防犯課
			157	交通指導員設置運営事業	交通防犯課
			158	交通災害見舞金制度事業	交通防犯課
			159	シートベルトおよびチャイルドシート着用の徹底	交通防犯課
	4・4.児童虐待防止の充実	②ゆとりある居住環境の整備	160	市営住宅管理事務	住宅政策課
			161	要保護児童対策地域協議会	こども相談課
		①児童虐待防止の啓発活動の推進	162	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	こども相談課
		②相談体制の充実	163	児童相談	こども相談課

## 4. 用語解説

本計画書に使用されている主な（＊の付いた）用語の解説について、五十音順で記載しています。

### アルファベット

M字カーブ	11
-------	----

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字カーブになることからこう呼ばれている。

P D C A サイクル	113
--------------	-----

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

S N S	28
-------	----

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。

### あ行

赤ちゃんの駅	42
--------	----

外出中、おむつ替えや授乳が必要になったときに、気軽に立ち寄れる場所のこと。

### か行

義務教育学校	42
--------	----

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。

小学校の6年間を前期課程、中学校の3年間を後期課程に設定している。

合計特殊出生率	1
---------	---

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子ども・子育て関連3法	1
-------------	---

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援新制度	1
--------------	---

子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、主なポイントは次の7点である。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④基礎自治体（市町村）が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担

⑥政府の推進体制	
⑦子ども・子育て会議の設置	
<b>さ行</b>	
<b>市町村子ども・子育て支援事業計画</b>	2
5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。	
<b>た行</b>	
<b>待機児童</b>	1
保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)	
<b>な行</b>	
<b>認定区分</b>	36
子ども・子育て支援法第19条で規定される、教育・保育施設を利用するにあたり、市町村から認定を受ける次の3つの区分のこと。	
1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園、認定こども園（教育利用））を希望する小学校就学前の子ども	
2号認定：満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども	
3号認定：満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた小学校就学前の子ども	
<b>認定こども園</b>	13
小学校就学前の子どもを対象に、教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類に分類される。	
<b>は行</b>	
<b>バリアフリー</b>	32
子育て中の親とその子ども、高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。子育て中の親とその子どもの利用に配慮した整備やサービスを備える施設などを整備することを「子育てバリアフリー」という。	
<b>や行</b>	
<b>ユニバーサルデザイン</b>	107
バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指しているのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、最初からすべての人に使いやすいように配慮された製品や情報、環境などのデザインのこと。	
<b>幼児教育・保育の無償化</b>	45
令和元年10月1日から開始された3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となる制度のこと。0歳から2歳までの住民税非課税世帯も対象となる。	
<b>幼児教育アドバイザー</b>	59
幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域の幼児教育施設等を巡回し、教職員に対し教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。	

## 5. 市の取組（年表）

年	月	主な取組
平成27年	2月	外谷津第二公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業） 大沼第3公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
	3月	春日部市子ども・子育て支援事業計画の策定
	4月	子ども子育て支援新制度スタート ハ木崎放課後児童クラブ3を整備し供用開始 南桜井放課後児童クラブ2を分割し供用開始
	5月	武里南保育所を整備し供用開始
	6月	予防接種情報提供サービス「かすかべっこ予防接種ナビ」の導入
	10月	内牧放課後児童クラブ2を整備し供用開始
	平成28年 1月	月1回春日部第1児童センター（エンゼル・ドーム）で休日家庭児童相談を開始
	2月	みどり第1公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
	3月	子育て支援マップの改定版を作成（40,000部配布）
	4月	中野放課後児童クラブ増設整備 立野放課後児童クラブ3を整備し供用開始
平成29年	7月	小・中学校普通教室等のエアコンが全校一斉稼働 小児救急夜間診療所の開設
	1月	川辺放課後児童クラブ3を整備し供用開始
平成30年	2月	豊町第4公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
	10月	こども医療費の窓口払いを廃止する対象機関の範囲を接骨院などに拡充
	1月	ひとり親家庭等医療費について市内指定医療機関において窓口払い廃止及び自己負担金廃止
	3月	春日部市子ども・子育て支援事業計画における中間年の見直しを実施 備後第1公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
	4月	子育て世代包括支援センターの開設（ぽっぽセンター） 早期不妊検査費助成事業・早期不妊治療費助成事業開始 保育所と児童発達支援センターの機能を併せ持つ 複合型子育て支援施設の整備事業に着手（令和3年4月供用開始予定） 児童生徒のチャレンジ精神の向上を図るため未来を担う人財育成事業を開始
	平成31年 1月	子育て世代包括支援センターの愛称が「ぽっぽセンター」に決定
	3月	元町公園の整備（子育てふれあい公園リニューアル事業）
	4月	県内初の義務教育学校となる江戸川小中学校の開校 江戸川小中学校に江戸川放課後児童クラブを開設 放課後児童クラブ保育時間の延長（放課後～18時30分⇒放課後～19時） 不育症検査費助成事業開始 保育所等における使用済みおむつ持ち帰り廃止や保育コンシェルジュ配置など、5つの子育て応援パッケージの実施
	令和元年 5月	こども医療費、ひとり親家庭等医療費について市内指定医療機関等をはじめ、埼玉県立小児医療センターにおいても、窓口支払い全額廃止
	11月	通学路に街頭防犯カメラの設置を実施（令和4年度まで概ね46台設置予定）

## 第2期春日部市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発 行：春日部市 こども未来部 こども政策課

編 集：こども未来部 こども政策課

住 所：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地

T E L：048-736-1111（代表）

F A X：048-733-0220

U R L：<http://www.city.kasukabe.lg.jp/>